

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に係るヒアリング(19)」
2. 日時：令和4年7月12日（火） 13時30分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 10階旧審議官室（TV会議により実施）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
（原子力規制部新基準適合性審査チーム）
古作企画調査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、上出安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 小山 理事 再処理事業部副事業部長 他16名

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000082.html
- ・ 令和4年7月8日
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系

の共用)に関する資料提出」

- ・ 令和4年7月11日
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請(有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用)に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは、ただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。
0:00:06	本日のヒアリングは令和3年4月28日に申請のあった事業変更許可申請について、4月8日及び7月11日提出の資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:18	まず規制庁側の出席者は本庁からタカナシ、セトガワWebEXの出席者がコサクタジリフジワラカミデになります。
0:00:27	それでは、日本原燃から出席者の紹介と議題の構成の確認、説明範囲達成目標を説明してください。
0:00:36	はい。日本原燃志田でございます。まず出席者でございますが、これはホリグチタマウチサトウ。
0:00:46	ミタニキヌハタ売8トリハラハマダトビナイ組、オオバフナミズカミヤ、室スモモザワ大和。
0:01:00	これ建物、有毒ガスから1名の技術的能力品管も全部含めての出席者になります。
0:01:07	はい。それで本日の説明の順番ですが、先ほどご連絡をいただきまして、あとは7月8日に提出をさせていただきました。
0:01:20	いう6月関係の苦情から46、47条までの整理資料プラス技術的能力の整理しようというもののパート、
0:01:30	一番最初にやらせていただきます。
0:01:33	その次に、1、同じく7月8日に提出をさせていただきました、共用に係る整理資料の説明と、
0:01:43	いうことで最後のパートとしては、7月11日に提出させていただきました平和利用ですとか経理的基礎、技術的能力といったものを整理資料についてもご説明と、
0:01:58	いう順番でやらしていただければと思います。
0:02:01	令和の誘導活動を個別に整理しごとに、8日間させていただいた方の変更点を説明させていただくとともに、8日間して、この状況で、形、
0:02:13	どう変わったのかというのは恐縮でございますがその記載に対して変更が必要なところについては担当者からの説明において変更を変更するかということもあわせて説明をさせていただきたいと思います。
0:02:25	よろしければ、第9条からスタートしてもよろしいでしょうか。
0:02:29	はい。では資料の説明よろしくお願いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	はい。日本原燃のタマウチでございます整理資料の9条、ご覧ください。
0:02:41	まず給料のですね、20通しページで21ページをお願いします。今回前回のご指摘事項のですね、
0:02:49	変更点について順に説明させていただきたいと思います。
0:02:55	まず21ページですけれども、変更点といたしまして、前回ご指摘いただいた、
0:03:02	今回化学物質のから発生する有毒ガスの整理は90人をしておりますけれども、
0:03:09	従来の12条の方でも、その化学薬品について、構成部材との間の接触等、
0:03:15	しっかり考えておりますので、そこを引用する形にすると。
0:03:19	ということがございました。この変更箇所がですねこの21ページの、
0:03:24	中ほどの段落にですね、敷地内の固定施設に保管というところではまっている段落があると思うんですけれども、
0:03:32	こちらのですね、2行目からなのか、鍵かっこですね、1ポツ7ポツ16-2、再処理施設における環境系の取り扱いの基本方針、
0:03:41	そうですね1ポツ7ポツ16、3ポツ2の設計上考慮すべき化学薬品の選定のための方針こちらに
0:03:48	コサク材との反応、腐食性ガスの発生に関するですね方針が記載してございますので、ここに示すですね、化学薬品と構成部材の組み合わせの方針を踏まえて、
0:03:59	調査をしますという記載を追加しています。
0:04:03	これがまず第1点目の変更点になります。すいません。すいません規制庁上出です。うん。
0:04:10	安全に変更点の説明であれば特に不要で、さらにこっからどうするか、あとは何か考え方を補足しないといけないだろうみたいなのがあれば、説明してください。
0:04:26	はい。承知しました。
0:04:29	現在のベースのですねところからですねさらに補足しなければならない点ということで、
0:04:35	えっとですね、今ですね、同じく21ページの
0:04:39	敷地外の固定施設、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:42	についての調査のですね、結果が右側の右側といいますか、右下 22 ページのですね、
0:04:49	ページを開いていただいて、下から 2 段落目のところで、敷地外の固定施設に保管されている。
0:04:54	化学物質からの影響小さいということで、
0:04:59	代表例、今回はですねウラン濃縮工場の事を記載していたんですが、
0:05:04	近隣のですねもらったロジック工場というですね例示を今省いてしまっておりますが、
0:05:10	近くにある大きな工場ということで、そちらはですね書いておくべき。
0:05:16	事項と考えておりますので、この下から 2 段落目のところにですね、ウラン濃縮工場からのですね影響についても、安全機能を有する施設ですとか、運転員作業員に対して、
0:05:27	影響はないですということですね、具体例を追記したいというふうに考えています。
0:05:33	はい。
0:05:37	9 条のですね、資料 (1) の
0:05:40	有毒ガスに関しましては現状から追加で考えてるのは以上になります。
0:05:46	はい。あと、9 条のですね両括弧 324 ページ以降もですね、
0:05:53	この化学薬品の漏えいに関しましては、はいどうぞ、規制庁コサクです。今言われた浦野空工場の件なんですけど、どこに書かれるかっていうこととそれは従前書いてあったやつを消してしまったのを消さないようにしますと言ってる。
0:06:09	ていうことと理解をしたんですけど、そういう理解でどの場所かということとその理解を、
0:06:16	もう一度言っていただけますか。
0:06:18	はい。日本原燃玉井でございましょうしました。まず場所ですけれども、整理資料 22 ページのですね、通し番号 22 ページの下から 2 段落目ですね、敷地外の固定施設に保管されているという段落がございます。
0:06:33	今はですね一般論として地域防災計画等の情報から、よく影響が小さいので、逆な佐瀬が対象外とするっていうことで一般のだけなんですがこの
0:06:42	後にですね、
0:06:44	具体例として、具体的にはウラン濃縮工場に、
0:06:48	おいてもですね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:50	フッ化水素ですとか発生しますけれども、これらのガスは影響は小さいですということを従前のものをですね、復活させる形で考えています。
0:06:59	古作ですわ。ここはアンダーラインが引いてあるので今回書かれるところということだとは思いますが、
0:07:07	従前書かれていたっていうのは、既許可で書かれていたのかどうかっていうのはどうなんでしょう。
0:07:15	はい。日本原燃タマウチです。既許可で書かれておりました。
0:07:19	以上です。
0:07:21	コサクです。それで言うとき許可単品で書かれていたやつを今回、少し拡充して変えていく。
0:07:28	それ以外の敷地内云々も同じ5章のところで順番に変え、拡充していくっていう古藤ですかね。
0:07:42	日本原燃玉井でございます。既許可で書いていたところについて一般論の追加ができるところは、追加させていただいて、
0:07:51	それ以外の敷地外の可動施設ですとか、敷地内の固定施設稼働施設については、
0:07:58	今の記載にとどめて、詳細については補足説明資料ごめんない、私も申し訳ない、私が確認してるのは、既許可からどういう、
0:08:09	変更申請という形になるんですか。その変更のて、やり方っていうのはどう考えたってことですかっていう、元に立ち返った質問をしていて、
0:08:20	もともと今22ページの下線が引いてあったところっていうのわーウラン濃縮工場からの影響についてはっていうのは軽く書いてあっただけのところを、
0:08:32	敷地内のご提言敷地外の固定施設云々ということを拡充していく中、
0:08:41	ウラン濃縮の件は、
0:08:44	ずらずに書きますという、
0:08:46	変更になると思っていますか。
0:08:51	4連タマウチどうも失礼しましたその通りでございますはい。
0:08:55	はい、古作ですわかりました。続けてください。
0:08:59	はい。日本原燃タマウチでございます。はい。続けさせていただきます。
0:09:04	両括弧3ということで24ページになりますけれども、中ほどにですね再処理事業所内における化学物質の漏えいというところございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:14	こちらは前回いただいたご指摘を踏まえまして、発生元は、両括弧1の溶解層に飛ばすことと、対策につきましては12条で包含できるので12条に飛ばすというところをですね、反映させていただいた。
0:09:28	いやこれから変更するところはないというふうに考えています。
0:09:33	以上です。
0:09:41	続けてよろしければ2本目のタマウチでございますけど続けてよろしければ、9条は以上になりまして、続いて12条の補足説明資料の方に行きたいと考えてますが、よろしいでしょうか。
0:09:54	皆さんよろしいでしょうか。
0:09:57	はい。規制庁カミデです12条も合わせてとりあえず話をしたいので、何か追加で説明がある。
0:10:06	それでは日本原燃タマウチです。どうぞ。すいません、次長の説明よろしくをお願いします。
0:10:14	はい、日本原燃反町でございます。
0:10:16	はい、じゃあ12条の説明をさせていただきたいと思います。
0:10:19	はい。追加をしたいと考えておりますのがですね、ページでいきますと、14ページ、通しページで14ページをご覧ください。
0:10:31	はい、通しページで14ページの一番下のところにですね、
0:10:35	また、という段落があると思います。
0:10:39	こちらですね今運転員と敷地内作業員の防護具の全体的な方針を変えておきまして、
0:10:46	この全体的な方針に基づいて、その次のページのですね、
0:10:51	15ページの一番最後の文章で受けて、その20条、26条で、
0:10:57	中央制御室の居住性に関しての具体的な事項を評価するというふうに書いているんですけども、現状の記載ですと、
0:11:06	12条のですね化学薬品の漏えいが発生した際に、
0:11:10	敷地内のですね、中央制御室ですとかそういったところでの運転員の安全の確保の方針が、前段の方針が読めない。
0:11:18	状態になっておりますので、
0:11:20	こちらについてですね今の前段の
0:11:25	欠品の漏えいによって、有毒ガスがですね、制御室に達する恐れがある際には、その換気設備を遮断して、
0:11:33	運転員のですね、安全を確保する設計とすると。
0:11:37	いう記載をですね、14ページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:40	またっていう安楽と、さらにという段落の間のところにですね、追加するということを考えております。
0:11:46	12条の変更に關しましては以上になります。
0:11:52	清長の質問ございますでしょうか。
0:11:58	院長の都合 90 先ですねください先ほど、
0:12:03	規制庁カミデです。とりあえず有毒ガスの方から確認していきますけど、
0:12:13	21 ページのところ、まず調査の話が
0:12:25	で、ここでまず言ってるのが、
0:12:32	真ん中ぐらいのバラですかね 12 条のところを呼び込んでますけど、ここで言ってる化学薬品と構成部材の組み合わせの方針を踏まえてっていうのが、
0:12:45	ちょっと具体的にどういうことを、
0:12:49	球場に取り込んでいるかっていうのをもう少し解説をして欲しいんですけど、どういう考えなんですかね。
0:12:59	日本原燃タマウチでございます。
0:13:01	12 条の組み合わせの考えなんですけれども、12 条では、腐食性ガスの発生によって、
0:13:10	影響を及ぼすか否かという観点で、
0:13:14	有毒ガスの組み合わせすいません構成部材との組み合わせの方針を考えてございますので、
0:13:20	その 12 条において述べているですね。
0:13:23	腐食が生活の発生やあと財政を腐食させるという観点。
0:13:27	をしっかり考慮しますと、
0:13:29	いうことを議論としていくことになります。以上です。
0:13:34	はい。規制庁深見です。なのでここで言ってるのはそういう組み合わせによって誘導 9 月が発生するよってっていうことの観点を踏まえてっていうことで、12 条で考えてる
0:13:50	組み合わせがある医薬品部材 B があるといけないねみたいな組み合わせの結果を持ってくるわけじゃなくて、考え方を踏襲しますということなんですよね。
0:14:06	日本原燃タマウチでございます。はい考え方を踏襲してそれを含めて、しっかり誘導クラスを選定するということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	はい、規制庁カミデその辺がちょっとわかるようにした方がいいかなと今の状態だとどちらともとれるんですけど、要は組み合わせる。
0:14:26	抗生剤の組み合わせによって、
0:14:31	有毒ガスが発生するという観点を持ってきますということを、こっちで持ってきますというふうに
0:14:44	ちょっと文章を見直してもらえればと思いますがよろしいですか。
0:14:50	はい。日本原燃タマウチでございます。承知しました。
0:14:54	この部分ですけれども、そうしますと、
0:14:57	化学薬品と構成部材の組み合わせによって発生する有毒ガス、
0:15:02	の考え方を、
0:15:04	踏まえてというような形の文章をですね追加しようと考えます。
0:15:12	豊嶋さんちょっと言いますが、以上です。
0:15:16	藤規制庁カミデです。その辺、具体には同価格は12条側で、
0:15:23	どの方針にそこを書いてあるかっていうことなんですけど今、12章が何ページとあって、
0:15:31	わかりますか。
0:15:40	日本原燃の反町でございます。
0:15:43	12条の整理資料のですね通しの17ページのところになります。17ページの、その1ポツ7ポツ16ポツ3ポツに、設計上考慮すべき化学薬品の設置のための方針、
0:15:55	というところで、
0:15:57	ここにですね、
0:16:00	あじかんで安全機能を損なう恐れのある化学薬品を選定しますと、構成部材との接触によってですね、安全機能を損なう恐れのある役員を設定するという記載がございますので、
0:16:10	ここの考え方を踏まえてということになります。
0:16:18	はい。規制庁神です。17ページが晶出。
0:16:23	日本原電車でございます。今17ページと言ったのは頭が、1.7. 16.3. 2これが一番下位最初のタイトルになりますんで、17ページをさしていただきました。
0:16:35	実際は11.7. 16.3. 2.118ページから始まる薬品と構成部品の組み合わせの抽出のところいろいろ組み合わせを考えて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:48	有毒ガスが発生する取水しないっていうそれぞれの巢分類の分類とあと組み合わせの話をそれぞれしています。実際その12条での答えを出してるのは、
0:17:00	21ページの下から22ページにかけてってとこですけどもこういうプロセスでそれぞれの組み合わせも考えた上で有毒ガスの発生を考慮すべきだということをこのトータルの考え方としては、この人は18からですかね。
0:17:16	22万円の間だと思ってます。以上です。
0:17:22	はい、規制庁カミデです。わかりましたこの辺りを呼び込んでるんだなとわかるように、してもらえればと思います。
0:17:34	ただちょうどいい言葉があればいいなと思ったーそんな感じでもなかったんで、少し工夫をいただいたということでよろしくお願いします。
0:17:45	あと救助の方に戻って、
0:17:54	22ページの方で
0:17:59	ここであれですね敷地内の固定施設のパーンと敷地内の可動施設の話があつてまずそこで特定をすると。
0:18:12	敷地外の方は先ほど言われた通り、許可で書いてあった濃縮を、この固定施設に敷地外の固定にも含めて書きちゃったんですけどそれは、
0:18:23	やり過ぎで、許可に書いてあったことは、何らかまで謳っておきますということなんですけど、
0:18:35	ここで言って、
0:18:37	敷地内の固定施設についていうところの最後が、発生元として特定する。
0:18:48	あとその前に対象外とする。
0:18:51	し、その下のPARの敷地外の固定施設は対象外とするってなってる、まずここで一旦、スクリーニングっていうわけではないですけど
0:19:04	まず最初に施設として、設計上考慮すべきかどうかっていうのは、まずここで1回判断してるっていうことなんですかね。
0:19:17	はい。日本原燃タマウチでございます。設計上考慮すべき有毒ガスがおっしゃる通りここで判断をして、特定してるということになります。
0:19:31	規制庁カミデですか
0:19:34	特定した行為を行ってるのか方針を言ってるのかよくわからなくて、敷地内の固定施設についていうパラだと最後、有毒ガスの発生元として特定すると言ってつつ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:48	23 ページで、長期検討の結果っていうところは、及ぼすものはないってなっていて、ちょっとどういう関係なのかが、
0:20:01	よくわからなくなってきたんですけど、解説してもらっていいですか。
0:20:10	はい。日本原燃タマウチでございます。22 ページの、
0:20:16	中ほどの敷地内の固定施設のところは敷地内の固定稼働に関する
0:20:21	スクリーニングプロセスといいますかの入力奈須を特定するという行為を表していました。
0:20:28	ここで敷地内の固定施設稼働施設のガスを決めてますと、
0:20:33	一方で、市、同じく 22 ページのですね、
0:20:38	一番下のパラグラフのところから、敷地外の可動施設の話をしていて、ここも影響がないということで、ここで敷地内外の固定稼働すべての
0:20:50	検討をした上ですね。
0:20:56	有毒ガスの発生が特定されているんですが、
0:21:03	そうですねちょっとこの整理は、
0:21:05	上記の検討の結果で結ぶのは、ちょっと不自然な感じはしますけれども、すいませんもし、その安全機能に影響を及ぼすようなときには、はい。日本原燃石原でございます。
0:21:17	ちょっとスクリーニングということがちょっと正しくないような規定受けしてまして 22 ページでまずやってるのは、当社とそしてそもそも相手にするかしないかっていうところの、まず大前提のソーティングをやってるんだと思ってます。
0:21:30	22 ページの敷地内の固定施設他及び可動施設が保有している化学物質のうちっていうのが始まって、もともとポテンシャルがちっちゃいものであればそれは無視しますよということが対象外とすると。
0:21:42	ということでこれに該当しないっていう言い方が確かに直接なんなんとするから繋がらないのであれですけども、明らかに対象とするべきではない、する必要ないんじゃないかと思ってる以外は、
0:21:55	対象として考えましょうかというのがこの流動化する発生原因として特定するという事かと思ってます。
0:22:02	それ以外のところのポテンシャルからそもそもありえないだろうということで除外をして、あとは多分条件の検討の結果の 23 ページの繋ぎの文章があんまりよくないのかもしれないかもしれませんその後に突然出てくるのが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:16	敷地施設周辺の固定施設稼働施設から始まっているので、実際 23 ページの真ん中の段落を、以上より、最少事業所内の固定施設稼働施設を誘導活動発生原因として特定するということとの関係
0:22:30	もちょっと全部関係を明確にしないと、1として規定して、肯定して否定するみたいでよくわからない順番になってるところをちょっと綺麗にすることが必要なと思ってます。以上です。
0:22:46	藤規制庁幹事です。まず苦情としてみると、22 ページでは、具体の選定、ここ具体のその対象外か対象ないかっていう、具体的なソーティングしてるわけではなくてその考え方を、
0:23:06	述べるパートなのかなと、こういうものは考慮しますこういうものは考慮しませんという考え方があって、その考え方を踏まえたっていうのが 23 ページの上記検討の結果で、そういう考え方で検討してみたけ。
0:23:22	がまなかったんだけど、こういう設計をしますっていうことなのかなあと思っていて、それはそれで苦情としてそれで話は通じると思いつつ、
0:23:35	今回 20 条の制御室での評価っていう意味だとそれだけだと何を 20 条に渡すんだっていうのがよくわからなくなってですね、
0:23:47	その点でどういうふうに考えてるかっていうところなんですけど、まず、
0:23:53	あれですかね、ちょっと 20 条に何を渡すんだみたいな、関係の考え方から少し説明してもらえますか。
0:24:07	はい。日本原燃タマウチでございます。20 条に、渡すものの考え方は、
0:24:12	今の
0:24:15	有毒ガスの発生元の特定結果を踏まえて、どんなものを有毒ガスの発生元として使うかっていうのを 20 条のインプットにしますということで、
0:24:25	23 ページの真ん中の先ほどおっしゃった以上よりというところをまず 20 条 26 条へ渡すと。
0:24:32	ということになります。
0:24:34	それに加えてその 20 両 26 条の中でですね、安全機能を確保するために必要な措置の詳細な評価というところは、
0:24:45	すべて 20 条 26 条でということで、23 ページの一番下のパラグラフを追加していると、いうことで考えてます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:57	藤規制庁カミデです。そうすると 23 条の異常よりってというのが、よくわかんないなってというのがさっきの石川さんの話でそこを整理するって いうことなのかと思いましたが、
0:25:13	どういうふうに整理するかって言うのとあと、あれなんですよね 20 条 に渡してるのは、
0:25:23	もしですね、今、22 ページの記載がその選定をしたんだってということで あれば、有毒ガスの発生元として特定するのは、
0:25:36	敷地内の固定施設及び稼働施設に、
0:25:42	なっていて、
0:25:45	これを 20 条に渡そうとして、
0:25:49	いるんですかね、具体的には。
0:25:56	はい、西原でございますはい。実際は、
0:26:00	そのつもりでした。いわゆる、9 条でいう 20 ページのこれらに該当しない 敷地内の固定施設及び可動施設、有毒ガスの発生元として特定すると いう文章と、
0:26:12	23 ページの異常よりの部分で固定施設稼働施設を除く活動発生元として 特定する、これを受けて、20 条の 13 ページ目ですかね。
0:26:25	影響及び第 12 条に基づき特定した有職 6 月の 8000 円と 1 件をそれぞれ 紐づく形で整理をし、まわしてました。以上です。
0:26:38	はい。規制庁カミデです。その上でちょっと修正の方向性は意識を合わ せたくて、
0:26:50	23 ページの異常より
0:26:55	長期検討の結果の前に持っていても、って感じはしますけど、
0:27:03	まずある程度、敷地内の
0:27:09	固定稼働に絞った上で、それをまずこここの時点で 20 条に渡します と、ということとそれと一方、
0:27:20	それとは別に許可で行っているような、中央制御室の人の遮断だとかそ の辺の話は 9 条、
0:27:31	また 12 条としても、対応しますよってということなんですけど、どうい う順番で変えていきますか。
0:27:40	はい、日本イシハラでございます。今おっしゃっていただいて読んで 確かに工程規定の順番を考えますと、22 ページの敷地内の固定設備保 管、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:52	尿管及び可動施設、ここから始まる 123 安楽、それぞれや、そ、いろいろ考えた結果として残ったのは、以上の文章で敷地内の作業、再処理事業所の固定施設稼働施設の有毒ガスを、
0:28:09	発生理由として特定するっていうところで、一つの説明文がおありになるので、おっしゃっていただいている上記の検討結果の前に、この文章を挟んで、ちゃんと敷地内外見た結果の判断、ケースの検討結果としてこうだと。
0:28:24	聞いた上で、1 本なんでしょうねやはり当検討の結果だとやはり繋がらないので、最初に施設周辺の固定施設稼働成果発生する有毒ガスに、
0:28:36	影響をその内臓っていうのはす、前の方で言っている検討の結果から影響を及ぼさないもの。
0:28:43	入れたことをちゃんとやりますよということでのいるのかなということでした。以上です。
0:28:50	はい。規制庁上出です。
0:28:54	も、
0:28:55	それで今、上記検討の結果で
0:29:03	というか、上記検討の結果を再処理施設周辺の固定施設及び稼働施設だからこれの濃縮も含まれているっていうこといいんです。その辺は、許可の成立は一緒ですよ。
0:29:17	はい、日本イシハラでございます一緒に。はい。
0:29:23	はい、規制庁カミデスわかりました。なので 22 ページで、
0:29:30	特定の考え方を五つ、23 ページの、以上よりで、まず 20 条に渡すものを整理しますと、それとは別に、上記検討の結果とつなぐのはあるかもしれないですけどそこに書いてある内容で、
0:29:47	球場としての設計方針はこういうことだと、言った上で、また最後 23 ページの下の方ですけど、具体的な事故は 20 条であったり 26 条で記載しますと、そういう文になるっていう感じですかね。
0:30:05	はい。二本木西原でございますはい。おっしゃっていただいている通りかと思えます。
0:30:12	はい。規制庁菅です私の方は大体イメージが掴めましたが国家規制庁側から何かあればお願いします。
0:30:24	規制庁田尻ですけど、12 条で聞きたいことあるんですけど 90 を絡みで他に何かあるかと言いますか。
0:30:33	すいませんコサクです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:36	まとまっていい。
0:30:39	け問題はなさそうではあるんですけど、念のため確認なんですが、23 ページの上側で追記されてたものは、下側の、
0:30:50	有川先生の方針的なところに移されるっていう、大枠でいうとそんなイメージです。はい。ナノ・メディアでございます。おっしゃっていただいた通りです。順番が入れ替わって、
0:31:04	対象方針的なものがグルーピングしてそれぞれ意識したところで書かれるというイメージです。はい。
0:31:12	はい、わかりました。それとあと言葉なんですけど、抽出と特定とあり、あと調査がありということなんですけど、
0:31:23	特定という言葉がちょっと浮いてる気がしててですね、
0:31:30	スクリーニングをかけて、最終的にこれについて対策を講じましょうっていうのが特定かなと思ってたんですけど。
0:31:37	この書きぶりだとその手前で、大本抽出をスルー。
0:31:44	はい。
0:31:45	を言ってるようにも見えて、
0:31:48	どのレベルの言葉として原燃使ってるのかっていうのを説明してもらえますか。
0:31:53	はい。日本エリアでございますのでちょっと言葉だけを見て、おっしゃっていただいている通り特定というとピンポイント的にいろんな抽出の過程を経て、これが答えですというのを、
0:32:07	導き出した答えとして各場で特定でもいいんでしょうけど、ここでやってるのは、対象とする範囲をどうするかっていうイメージをあんまり逸脱してない気がするので、
0:32:18	例えば 22 ページの敷地内の固定施設に保管から始まっている文書の語尾が対象外とすると言ってるように、
0:32:29	ここで読むあくまでこれらに該当しない敷地内固定施設以下同施設は有毒ガスの発生員を対象とすると、というような、対象か対象社会科の恩田の判断が九条でやられることかなということだと思いますので、
0:32:44	そういったことがわかるように、やってることというのを、言葉が上がるようにというか、整理をさせていただければと思います。以上です。
0:32:54	はい。補足です。大体、用語のイメージは、
0:32:59	認識は合ってるのかなと思いましたので使い方を一応注意してくださいということなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:06	今言われたところで言うのですね対象外とするっていうのはす。
0:33:12	言葉を整理してもらえばそれでいいんですけどその後ろに書いてある、これらに該当しない云々かんぬんわと。
0:33:22	ていうのを特定すると言っちゃうとちょっと違うかなと思っ
0:33:27	ているので、ある意味ここ言わなくても先ほどのところとかも含めれば何かまとめて表現できるんじゃないのかなとは思いますが、整理をしてください。一方で、その上の段落、
0:33:41	のところを特定というところアンダー引かれて書かれてますけど、これはスクリーニングの方法なり考え方っていうのを書いてあるので特定だということでもいいんですよ。
0:33:56	はい。運用原理者でございます。ここがそのフェーズだと思ってるので用語としてここは特定するであってるかと思ってます。
0:34:04	はい、わかりました。その意味ではここまでが大枠の方針、やり方の方針ということで、その次からが少し具体として固定稼働について、
0:34:17	粗々考えていっているところと、
0:34:20	具体についてはその対策の方を荒概略書いてここに飛ばしていくというイメージでいいですよ。
0:34:30	はい。日本原燃石田でございますはい。おっしゃっていただいているようなイメージで考えております。以上です。
0:34:37	はい。規制庁コサクです。わかりました。それでは先ほど言ったように特定とかの要望、間違いのないように使って修正をしていただければと思います。以上です。
0:34:49	が、規制庁側で質問ございますでしょうか。
0:34:55	この規制庁カミデですか掲示板については私はもう特にありません。薬品度合いについてもシンプルに飛ばしてるっていう感じなんです。はい。以上です。
0:35:08	12条で調達率であれば12条の方少し確認をしていければと思うんですけど。
0:35:15	まず、資料でも話にあった進展系の話のところなんですけど、
0:35:20	ちょっと認識を合わせつつという形なんですけども薬品漏えいと外部辞書上から多少構成は違うのでそこはある程度仕方ないかなと思いつつなんですけど、
0:35:31	今

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:33	13 ページの下ぐらいから研究の話がこっから始まっていて、枠の設計方針があって薬品の取り扱いの考え方があってちょっとこの部分は後で具体的なところを指摘するんでまず中心ところ言わせていただければと思うんですけど、16 ページは保護対象の話が、
0:35:51	17 ページ 10 ぐらいから設計上法律で契約品であるとか、構成部材の抽出とかそういう話が始まってっていう形になっていて、
0:36:03	先ほど外部事象のところだと特定とか抽出とかっていう話なんですけど化学薬品に関しては許可の時から設定という形で書いているとは思うんですけどこの用語の考え方だけまず聞いといていいですか
0:36:16	今更全部言葉を合わせてってというのが何かブームにはなりそうな気がするんで全部合わせるという趣旨もないんですけど、意図だけは確認しておきたいと思うんでまず認識を確認できれば、
0:36:33	はい、弓削西田でございます。そうですねもともとが設定と使ってたところについては、
0:36:41	いろいろある化学薬品から、これもやってることが、対象を抽出してるに近い気がするんですが、対照的には、化学薬品の漏えいにおいて考慮する薬品というのを選ぶときの考え方は 17 ページに書いてある短時間で、
0:36:59	安全機能を損なう恐れのある化学薬品ということでこれを、いわゆるこの後の設計のインプットにしますよっていう意味で、確か設定という日本語を使わせていただいたと記憶をしています。以上です。
0:37:14	千野谷です。あとは滝上に関してはその設備のところ昔メインで書いてたのでそこの繋がり設定という言葉使ってるけど実質求人近いような意味合いで使ってますよというのは理解して、
0:37:26	右下 14 ページのところユーザーバスの話は許可のタイミングがここに来て書いてあったはずで、一番下のところでまた化学薬品の漏えい及び化学薬品の漏えいに伴い発生する有毒ガスに備えた運転員が今回敷地内の作業員という言葉を出してますけどここに繋がる形になっていて、
0:37:44	さっきの抽出のところを充実させてチェック欄設定で書かれてますけど、技術のところに関して言うと、
0:37:53	一応すべての薬品引っ張ってきたりその部材との関連も含めてここに書いていてその部分において有毒ガスというイメージはしていないけど、さっきの 14 ページのところの方針で要は薬品とその漏えいに伴う漏えいを意識つ抽出することによって、それに付随する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:10	矢内という場とかそういうところも一応見ているっていうことになるんですかね。これちょっと評価の説明を聞きたいと思うんですけど。
0:38:17	はい、二本木石田でございますはい先ほど言った17ページからの11.7. 16.3. 2ここはもうおっしゃっていただいた通り各役員等、
0:38:29	構成の統廃合、短時間の機能喪失ウォーマー管理そこだけではなくてそれによって伴った発生するような組み合わせでの、6月についてもこの中で見ていくということが前提の枠組みだと思っております。
0:38:44	規制庁谷です。なんで薬品漏えいに関して言うと、蒸気をタイミングから
0:38:50	医薬品明細書施設の薬品たくさん取り扱ってるっていう特徴も踏まえたようにシートで引っ張ってきてる形になっていて、14ページのところで今まで運転員の現場の運転員に限定したような書き方だったところを指摘しないところに広げるような形にしてっていう形にしてるのは理解はいたしました。
0:39:08	で、その上ですみません14ページ15ページのところで、いくつかなんですけど、まず記載ぶりで気になったのが15ページのところ(4)なんですけど、
0:39:18	同施設により敷地内への化学薬品の受入時は立ち会い人を設け、有毒ガスが発生した場合には通信連絡設備による誘導バスの発生を通報するというふうにあるんですけど、
0:39:30	自分のとりあえず認識なんですけど有価バスが発生したかどうかちゅうのは、多分ぱっと見てわからなくて検知器でそこでやるわけでもなくて、あくまでわかるのは薬品が漏えいした、要は有毒ガスが発生する恐れを認知してるものだと思ってたんですけどここは認識違いますか有毒ガス検知に行くんですけど。
0:39:48	はい。人間者でございますはい
0:39:51	まず、立ち会い人がまず目に見えて見えるのは化学薬品が漏えいしたかどうかそういう事象が発生したかどうかであると思いますそれはおっしゃっていただいている通りだと思うのでここは、
0:40:01	ちゃんとその認識が、言葉としてあるように、修正を考えたいと思います。
0:40:06	長タジリですあくまで今おっしゃったように薬品の漏えい等の誘導ガスの発生のを確認して、それを通報するっていう形なんでワテンポ早いタイミングで通報のフェーズに入ってしまうんじゃないかなというふうに思っているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:21	誘導ワークスが発生したというふうに言うとせっかく来検知じゃなくて運転員で確認しますよって言うてもまた検知の話は検知器の話に戻ってしまいそうな気がするので、その点は認識いただければと思います。
0:40:33	あと、すいませんここの13ページから15ページで、どこに何か下の整理なんですけど先ほど清家さんの話を追加されるっていうのを聞いて、一応先ほどの設計方針で敷地内の1、
0:40:46	1番のタイミングだとそこまで外にっていう話をメインに書いてなかったけどそこも含めて設計方針として今回かけますよっていう理解なんですけど。
0:40:53	今の1-76-2っていうのが13ページから続いてなんですけど、ここはあくまで化学物質のや、化学薬品の取り扱いが競合しになっていて、
0:41:02	既許可のタイミングから14ページとかのところで有毒ガスに備えた運転員の話が書いてあったんで僕の話とかは、医薬品の取り扱い関連としてここに書くのは理解するんですけど、
0:41:14	先ほどなんかCSの対策の話をここに書くような話に聞こえたんですけど、この部分、考え方を聞いていいですかね
0:41:23	イメージは、1-7の16-1っていうのがあくまで設計方針の大枠をうたっていて1-7-16-2っていうのはあくまで薬品取り扱いの基本方針が書かれるものかなというふうに思ったんですけど、ここの認識確認させてください。
0:41:39	はい。日本原燃のタマウチでございます。
0:41:42	ご指摘の通り、1-76-1の方に設計方針書かれるべきなので、今、
0:41:49	1-76-2に書いているですね、この
0:41:54	制御室の話ですとかあと2426条に飛ばしますという話は、
0:42:00	その1ポツ7%と16-1に書かれるものかなと考えます。以上です。
0:42:06	規制庁田尻です。ちょっと整理をもう1個僕にしたいので、今のやつで市田の16-1で居住性制御とかの防護の話の設計方針をうたった上で、詳細を20条とか26条に飛ばしますってのが1個入るのは理解した上で、
0:42:21	今17-16-2に書いてある運用の話ってのはどうしてもここに入ってくる形になっていて、その中に書いてある花シーンを、
0:42:31	20条にこの辺りを飛ばす部分がないっちゃうことなんですかね、何か、どこまでを飛ばすかなんですけど先ほど話に出た14ページとかのところで防護具の話とかは書いてあって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:41	ここらを 20 条に飛ばしてるんだったらこっちも含めて両方に書かなきゃ話はずれるような気がしていて、どの部分までを 20 条 26 条に飛ばしているか
0:42:51	今のお話だと頭の部分だけに持ってくと、広くうたってる設計方針の部分で飛ばすって言ったんで飛ばせるんですって言えなくはないですけど、
0:43:00	具体的に書いた部分のどこを飛ばすのかっていうのはわかりにくくなるかなと思うんですけどそのあたりの考え方あります制御室の上部に結局何飛ばすかの話なんですけど、
0:43:11	はい。日本原燃のタマウチでございます。制御室の条文に飛ばすのは、この制御室の環境遮断しますということと、その詳細の評価。
0:43:20	ということになりますので、
0:43:22	それを 1 ポツ 7 ポツ 16 日にかけてまして、1 ポツ 7 ポツ 16-2 は、化学薬品の取り扱い基本方針なので、私の認識ですと、この作業員、運転員の防護
0:43:34	寿必要な資機材を配備するっていうのはここで、あとそれ以降に記載しております。
0:43:39	この薬品の安全管理に係る手順ですね、立ち会い人を設けるですとかそういうところは、ここの 1 ポツのポツ 16-2 という誠意かなと考えてました。
0:43:49	規制庁田尻です薬品の取り扱いの運用のところ Lower 多分どっちでも説明ができる気がするんですけど、防護具のはなしいをどっちを整理すればなんですけど、
0:44:00	制御室のところで対策で謳うのって隔離の話とあと運転員の後の話もうちで歌ってた気がするんですけど、要は薬品で書いてあるもノーと、今回の条文に 20 条とかで書く話っていうのが、
0:44:14	どういう関係になってるかななんですけど、ここの部分は鳥羽サーズにそれぞれうたってるって形になるんですかね。
0:44:24	はい。日本原燃タマウチでございます。全体の防護方針ですのでここは飛ばさないで、こちらの薬品漏えいの方にもしっかり書いた上で、20 条、26 条の方も防護とあと設備のですね組み合わせての守り
0:44:41	安全議論の担保になりますので、
0:44:47	はいすいませんちょっと少々お待ちください。
0:44:50	その間に、古作ですけど、防護具といっても、意識は二つあって、作業員に対する防護のものと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:02	制御室緊対室にいる日等が居住するために必要な防護っていう視点があり、後者については 20 条 26 条で
0:45:15	それ申す。
0:45:17	ここの 1 ポツの方で、
0:45:20	飛ばすということで、それ自体は取り扱いということじゃないので、いのような気はするんですけど。
0:45:27	その上で 2、2 の方で何か飛ばさなきゃいけない内容ってあるんですかね。
0:45:33	日本原燃石原でございます。今日、今タマウチの話でどう、全体変わってしまうようで恐縮です。
0:45:42	今古作さんからおっしゃっていただいて 14 ページに書いてある多賀機能ゴ－グルの話を取扱員に対する防護ってのは確かに既許可の時にはこの 1.7、16.2 に書いていましたそれはどちらかというと設備の話を中心に、
0:45:58	その付随系統してその関係で、ここにまた書きで書いておきますよという感じで、一段落落とした感じで書いていただいてここでよかったんですけども今回制御室というのを、
0:46:09	後、取扱員に対する対策も含めて、連帯、有毒ガスに関してちゃんとやることをやりますよということを宣言しようと思うと、やはり 14 ページのところに基本方針取扱う基本方針に変え、
0:46:22	ではあまり位置付けがよくわからなくなってしまうので、この 14 ページのまた書きで言ってるところもあわせて上で、
0:46:29	最初の方も、基本設計方針のところに持ってくる方がいいかなと思ってました。
0:46:36	以上です。
0:46:47	規制庁コサクです。
0:46:52	一井の方は全体なので、変えていけないわけでは全くないので、また書きから含めて上に上げるのであれば、
0:47:03	話を通じるとは思いますが、
0:47:08	それはあれですかね取扱いとして要は、1 ポツは全体で 2 ポツ以降具体に順々になっていうことだと思うんですけど、具体で何も触れなくなるというのはそれはそれでいいのかわかるかっていうのはちょっとよくわからなかったんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:23	特に 15 ページのところの具体はそのまま書かれるんでしょうし、そのあたり、
0:47:30	要は、
0:47:31	これから精査していくってことですかね。
0:47:35	はい。入社でございますはいちょっと確かに今言いながらも、市の基本方針に上げ設計方針に上げるというと確かに、
0:47:46	01.7. 16.25 は、それぞれ設備に対する考慮って意味で順番に展開をしていってる中での、また今日も含めてあげたやつはどこでキャッチアップするのかっていうことになってしまうと思うのでそれはちょっと全体構成見た上で、
0:48:03	どこで決着するかっていうのはちょっと整理をしたいと思います実際は、
0:48:11	38 ページとかの手順等に入れるのかどっかの場所を詳細で出てきたところのアウトプットとしての対策としてどうするかってところとの紐付けかなと思ってました。以上です。
0:48:26	成長のタジリですと、とりあえず自分が思ったイメージだけお伝えするんですけど綿貫の部分をそのまま別に持ってけっていう 今の 14 ページから消してしまうというよりは、14 ページは 14 ページそのまま書いという、
0:48:39	13 ページのところでは本当の枠の設計方針関係であろうが資機材の整備とかイラーえっと、僕だろうが整備しますっていう本当の枠の設計方針だけうたって、そこを飛ばしますよ。そういったものに関するものを飛ばしますよというふうに言えば、
0:48:54	両方飛ばしたいいうふうに読めるかなあとは思っていてで、薬品としてのショウジュ バー 1-7-162 項で具体的に書いてあって、1-76-2 の薬品の取り扱いに関わる部分は制御室側の評価の前提になってますってぐらいのイメージかなと思ってたんですけども現在で検討される中で、
0:49:13	現在の整理があればそれ別に否定するものではないんですけど、とりあえず意味を持ったイメージとして、自分の認識でした。
0:49:21	はい。古作です。
0:49:25	私もそれでいいかなと思いますし、結局こうやりとりしてったところでのイシハラさんの説明もそういうことになってたかなと思うんですけど。要は 1 ポツのところでは防具なんかも含めてざらっと。
0:49:37	全体を制御とかに飛ばしも書くと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:41	ということでその上で、詳述は2ポツ以降やっていくと、そんな、そこで防具の記載だとか何とかってのは精査をしていきますと。
0:49:50	ということでよろしいですかね。
0:49:52	はい。日本原燃志田でございます。はい、ありがとうございます。その整理で、
0:49:57	何か我々としてのイメージは掴めました。ありがとうございます。
0:50:03	はい。それでちょっと古作です。先ほど田尻が聞いたところになるんですけど、今の場所だと防護具の関係は人の関係で
0:50:16	ところには設備の関係も書いてますということでした。で、その関係で聞いてたのが16ページG-3。
0:50:30	16ぼさんとか、
0:50:32	のところではA案、3-12というところですけど、
0:50:37	設定っていうのワー設備の関係から書いてましたということで、それはそうなんだと思うんですけど、1についても書くってことでしたよねと。
0:50:47	そうじゃない等、球場側に飛ばすといったときの考え方が適切に入らないということで、人についても入れてく工夫をしなきゃいけないはずなんですけど工夫しろがないのは何ですか。
0:51:19	日本原燃のタマウチでございます。ご指摘の通りすいません今の記載ですと、その設備に対する設定ということで、
0:51:28	ヒット作業員に対する防護に向けた有毒ガスですね、
0:51:34	の対象とするというような観点が読めないのも、
0:51:39	設定というですねちょっと言葉を改めることで、
0:51:44	対応したいと考えてます以上です。
0:51:48	規制庁コサクです。
0:51:50	設定という言葉も変えるのは、変える検討いただければいいんですけど、その用語というよりも、例えば、17ページの
0:52:03	16-3-2のところでは、
0:52:07	先ほども少し話題になってましたけど、短時間で安全機能を損なう恐れのある化学薬品というふうな言い方になってて、
0:52:18	01の関係からもこれでいいのかと、というようなことだったりというところも精査をいただきたいと思ってます。
0:52:28	この前の部分とかもその設備の関係で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:32	構成部材の不足云々というような言い方をしたりってことなので、
0:52:36	腐食くうじゃなくても、有毒ガスが発生ということであれば考慮しなきゃいけないしと。
0:52:43	いう視点が多分これだと読めないんじゃないかなあと考えてますが、そこら辺の精査をして、
0:52:49	対応いただきたいというのは、前回のヒアリングでも、
0:52:53	ただつもりだったんですけど、
0:53:00	対応されるということでもいいですかね。
0:53:05	はい。日本原燃石原でございますそうですねおっしゃっていただいと理解をしました
0:53:11	イメージ的抜けていたと思います 14 ページもともと 14 ページのところ、安全設計及び対策を行うと書いてるくらいの (1) 番から (3) 番まで、
0:53:21	ああいうところの漏えいにより生じる腐食性ガスの発生等の副次的な影響を低減する設計とかそういったことも考えてもともと、あとはその 10 名 1.7. 16.3. 2-17 ページのところから始まって、
0:53:37	結局は発生する
0:53:40	ガスみたいのも含めて、評価をしていますよということもあったので、この中の一連で設備というのも、副次的に出てくる部分も含めてこういった組み合わせで見て、
0:53:53	影響を確認するんだということもやっていますというデータ、ただですねそこも出てくるものの答えが、確か 27 ページで言う、短時間で安全機能を損なう恐れのある化学薬品と、
0:54:04	言ってどこで集結しているので、実際はやってることはやってると思っているので、その結論のところ、確かにケアが足りなかったのは、
0:54:15	安全機能との関係に加えて、人への影響というのを加えて、必要な確約を見ていくんだということ言えばもともとやってることもちゃんとカバーできるのかなと思っておったところでございます。以上です。
0:54:31	はい。規制庁、蘇武です。そう思いますので、16 ポツ 3 ポツ 2、
0:54:39	の 1、2 といったあたりは特に注意をして
0:54:46	検討いただければというふうに思います。よろしく申し上げます。
0:54:53	規制庁側から質問でございますでしょうか。
0:54:59	規制庁田井です。12 条については自分からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:06	他、規制庁コサクです。ごめんなさい。江藤。
0:55:11	ですね運転措置のやつを宣言ということ先ほどの何ページかね。ちょっと迷子になって申し訳ない。
0:55:22	15 ページですね、2 書かれているんですけど、
0:55:28	A、
0:55:30	等、
0:55:31	伴運搬ルートなんですけど、これは単純に定めればいいんだということになっててルート特定をここでしてないんですけど、
0:55:42	そういうことで許可条件にはなってないっていうことでいいんですかね。
0:55:53	はい日本原燃の佐藤でございます。
0:55:56	運搬ルートにつきましては、ここで運搬計画を定めると書いてございますけどもその運搬計画を、それでいいのかどうかを審議をする段階で、その許可の時に実施したですね評価に立ち戻って、影響がないことを確認した上で定めると。
0:56:12	いう意味でここに売却を定めるというふうに記載をしました。以上です。
0:56:18	規制庁コサクです。そういう許可に立ち戻ってみたいな古藤をどう宣言するかだと思っんです。
0:56:30	自己評価をしてるようなやつわあ、許可本文で自己評価の条件が書いてあって、それを遵守するということが明確になってるんですけど、今回のところ、運搬ルートについては、
0:56:42	ルートにしますとかっていう宣言がないので、条件として本部にはなってないんですよ。
0:56:49	ていう中で、そういう言い方をするのかどうかっていうのはあるんですけど、これだと、条件にはなってないと思うんですが、どうしましょう。
0:57:08	表現サトウでございます。はい今のご指摘の趣旨を理解しました確かに運搬ルートについては許可の中では触れていなくて、補足説明資料で、評価をするときの前提として図をつけている程度でございましたので、
0:57:22	特に立ち上ってというところをですね、この文章の中に含めてはどうかなど今考えています。以上です。
0:57:33	はい。規制庁、蘇武です。
0:57:35	そのルートを明確に書けということではないので、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:39	何ですかね、この方針でスクリーニングなり何なりするときに設定したルート、
0:57:45	の範囲内で計画をするという意味合いが分かればということです。よろしくをお願いします。
0:57:54	はい委員サトウございます承知しました。はい影響評価で設定をした条件、内容ですね、ちょっと日本語は考えますけども条件内で、
0:58:07	ルンバ程度を定めるといような趣旨に直したいと思います以上です。
0:58:12	はい。よろしくをお願いします。
0:58:18	他、質問ございますでしょうか。
0:58:29	ないようでしたら、次の資料に行くかちょっと苦情と順以上の振り返りしていただくかちょっと考えてるのはどちらがよろしいでしょうか。
0:58:38	繰り返し。
0:58:40	原因。
0:58:42	人間側の方9条と12条の振り返りまずお願いしてもよろしいでしょうか。
0:58:48	はい。日本原燃タマウチでございます。まず9条の振り返りからいきます。
0:58:53	9条ですが、今ですね敷地内固定原価増減の、発生のところ、12条の薬品の考え方をですね、書いておりますけれども、
0:59:03	現状ですと、
0:59:06	組み合わせの観点ってことは読めないので工夫した記載にしましょうと、ということが1点目です。2点目は、
0:59:13	有毒ガスの発生元の対象を選定する上でですね、文章のロジック構成ですね日がよろしくない、具体的には23ページの表記をですね入れ替える。
0:59:26	ということでロジックがしっかり通るように直しますということになります。三つ目がですね特定ですとか、言葉の定義の使い方が統一されてございませんので、こちら精査して直しますということになります9条は、以上かと思えます。
0:59:40	12条に関しましては、えっとですね元の方針のところですね、中央静養室の
0:59:47	2426条に飛ばすためのですね、設計方針を入れましょうということが1点目になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:55	その上で、1 ポツ 7 ポツ 16-2 の方にもですね防護役員どうに対する防護残した上で、
1:00:02	記載をするということになります。あとですね今の運用のところですけども 15 ページの運用に関しましては、
1:00:09	運搬ルートは、そのスクリーニングした範囲内でのルートでやりますということですか、
1:00:14	あと (4) に関しましては
1:00:17	大下さんにすぐに湯浅の発生の恐れを受けてですね、連絡をするということに直すということになります。あと有毒ガス、12 条につきましては、
1:00:27	今ですね人に対する有毒ガス発生の検討が見えてないので、そちらを 1 ポツのポツ 16 ポツ 3 ポツ、
1:00:36	いいですね、のところで生産するということになります以上です。
1:00:41	ありがとうございました。
1:00:45	振り返りに対して何もなければ、次の資料、20 条の方に移していただくと思うんですが問題ないでしょうか。
1:00:55	それでは日本原燃側の方 20 条の方の説明よろしくお願いします。
1:01:00	はい日本原燃の佐藤でございます。それでは 20 条の説明をさせていただきます。持ちます資料は、第 2 条制御室等で、7 月 8 日レビジョン 19 の資料でございます。
1:01:13	前回のヒアリングでやりとりがあったものを大きく三つございまして、一つは先ほど来お話があった 9 条 12 条から 20 条にどうインプットしてくるのかのすみ分けの部分。
1:01:24	もう一つは最初の特徴を踏まえての部分の記載の拡充。
1:01:28	最後に 4046 条での記載の反映の有無の考え方ですね、この三つが色になりました。
1:01:36	まず一つ目の 94 条の住み分けについては、資料の 13 ページでございますが、
1:01:43	13 ページ中段のところに、先ほどご紹介ありましたけども、9 条 12 条に基づき国へ、ここは先ほどの話で 1000、抽出ということになると思いますが、
1:01:55	抽出をした有毒ガスの発生元及び設計方針を踏まえて、有毒ガス影響評価を行うという記載をしてございます。
1:02:04	また最初の特徴につきましては、36 ページでございますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:12	36 ページの下のところに、再処理施設の特徴としては、設計基準の段階から大量に化学物質を使うということに対して、安全設計がとられているということ、これが特徴と保全考えておりますので、その部分を追求してございます。
1:02:29	最後に 44 分、46 条への展開につきましては、44 条、制御室の整理資料でご説明したいと思います。第 40 条制御室のレビジョン 28 でございます。
1:02:43	該当するページは 7 ページでございます。前回のヒアリングでは、44 条の資料を出してございませんであまり議論ができなかったというところ申し訳ございませんでした。
1:02:54	まず 44 条に何を反映すべきなのかという整理につきましては、この有毒ガスを、規則要求を踏まえてですね、どの条文を流さなきゃいけないのかというところを網羅的に洗い出しをしております。
1:03:08	これ、今、資料についてございませんけども補足説明資料で 6 段表という形でそれを整理して、6 月 2 日にお示しをしておりますけども、
1:03:18	そこでは、
1:03:19	もう従来、
1:03:22	である制御室あるとか緊対につきましては、28 条、33 条との繋がりを踏まえてですね、確認をしてですね。
1:03:30	お手元の
1:03:33	ましては、8 条 33 の繋がり等の重大事故対処の環境条件として、有毒ガスはもう考えられているというところを確認してございます。
1:03:42	それを踏まえまして、44 条の記載を見ますと、確かに 44 条では 100m S v を超えない設定というところが主眼にはなっておりますけども、
1:03:50	制御室にとどまるために、必要な重大事故等対応設備を設ける、ということにはですね、重大事故の環境要件を踏まえてこのような対策をするということを謳ってございまして、
1:04:02	明示的にですね誘導クラスに対する対策というのをここに書き下すということは今してございません。
1:04:08	ただし、そのような考え方をとってですね、規則要求として、有毒ガスに対する考慮というのを求められているところを踏まえまして、
1:04:17	7 ページのところに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:19	重大事故等が発生した場合につきまして各戸誘導件数が発生した場合を含むというふうに、明示させていただこうという考えでございます。説明は以上です。
1:04:33	それでは説明ありがとうございました。規制庁側 12 条に、じゃあ、すみません。今回の資料に関して質問ある方、ありますでしょうか。
1:04:45	長谷です。まずう 20 条の方からなんですけど、
1:04:50	町道の薬品との繋がりでまず 1 点として右下 16 ページのところ、
1:04:56	下から 5 行目ぐらいのところ、敷地内のか、内外の可動施設に対しては有毒ガスの発生を検知した者からの連絡により運転員が言えますのはせよという形なんですけど、
1:05:07	さっきに話したように漏えいとか恐れのある件ちいの者がいると思っているんですけどこの辺りはそこを統一して直されると思えばいいですかね。
1:05:17	はい。宮野サトウでございます。その通りですね、発生ではなくて発生のそれ、或いは漏えいを検知してというふうに表示に見直したいと思いません。以上です。
1:05:27	館です。ここは 12 条部分の記載ぶりと並びをとりながら検討いただければと思います。92 条との繋がりとという意味で右下 13 ページ行っていただいて、
1:05:38	中段部分のところ、9 条及び 12 条に基づく特定した誘導ガスの発生元及び設計方針を踏まえてという形になっていて、
1:05:47	どこまでが設計方針かっていう議論にはなってしまうんですけど、ここで言っているのは、設計方針っていうのは抽出とかは入らないというイメージなんですとかね。
1:05:58	はい日本のサトウでございます。ここに書いた趣旨としては、
1:06:03	そうですね有毒ガスの発生量の抽出ではなくて、球場側でもですね、有毒ガスが、影響が及ばないように環境将トンネルとか防毒マスクを作るといような、
1:06:15	ところが書いてございますのでその対策系の部分を設計方針というふうに表示してました。以上です。
1:06:21	規制庁田尻です。
1:06:23	園芸の申請所で設計方針っていうのはどこまでになっているカーなんですけど、要はものを選んで、それに対して防護対象プランで防護対策を講じること、全体として設計方針だっているんだしたら、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:36	ここの記載も教授及び12条やっぱり係る設計方針を踏まえてとかでも全然構わないと思ってるんですけど、設計方針で防護対策に限定するんですって、防護対策で防護措置というかちょっと悩ましいですけど。
1:06:50	はい。日本原燃志田でございます設計方針で使う場合は、大体オーバーオールに全体を指していますここはあくまで先ほどの形状との関係で、
1:07:00	給料で得た選定抽出したものをちゃんと理解した上でやってますよということ強調するためにここに床出しをただけで設計方針の中に入ってないというわけではありません。はい。以上です。
1:07:15	長田尻です。入ってないっていうわけじゃないんだったら9条及び12条に係る設計方針とかにおけるかわかんないけど数じゃ92条の設計方針を踏まえてっていうふうにつないでもらえれば、
1:07:28	抽出分も含めて全部引っ張ってくれるかなっていう気がするんでご検討いただければと思います。
1:07:34	はいや日本サトウです。了解しました。
1:07:37	設置小谷です。あと1点確認なんですけど、
1:07:41	いうところ、有徳ガスの評価は、一応、今回の許可申請書の中で終わってるでいいんですね一応まず認識なんですけど。
1:07:49	はい、宮サトウです。はい。完結していると考えてます以上です。
1:07:53	長館ですその場合に、16ページのところ下カラー、9行目ぐらいのところ敷地内外の固定施設の話が書いてあって、中段こんな書きぶりだったとは認識してるんですけど。
1:08:06	ここんところの判断基準値を下回ることにより運転要望できる設計とするというよりは、評価により確認したっていうのが実際になるんですかね。
1:08:17	はい日本サトウです。いや行為としてはそうですね評価により確認をしたので、新たな対策は不要でしたという趣旨になります。
1:08:27	規制庁た利率他の評価の時って、こういう形で表現してましたっけ、過去の申請書。
1:08:36	元の加藤です。
1:08:40	はい確かにそうですねの評価をすることで、下回ることを確認した評価であれば確認したというようなごみが自然かと思います。
1:08:51	何か火災の影響評価とか溢水の影響評価とか、後段に商材飛ばしてやったら仕方ないと思うんで評価しますよっていう設計方針で終わりだと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:02	融度ガスに関してはここで終わらしちゃう方針であるならばもうファクトで切ってしまうて、出た上で、稼働が可能方じゃないか等施設に関しては、ちゃんと対策をとりますよという設計方針がうたわれて、一步前の固定費については、
1:09:17	ある影響がないことを確認したというのが言ったような気がするんで実態に合わせて改定したPいただいた方がわかるんじゃないかなというふうな気がいたします。
1:09:26	綾野サトウです。
1:09:28	A 評価をすることで判断基準を下回ることを確認したと、というような記載に直したいと思います以上です。
1:09:38	はい、規制庁タジリズ、
1:09:40	円、
1:09:41	20 条は多分同じような記載がずっと続いているだけなんであんまりなくて特徴部分は特徴を踏まえて書いていただいて申請書全体としての特徴書かれてる中でここんところに関しては多分今まであんま書いてなかったと必要なんで少し設計要は、
1:09:56	自分たちの特徴を踏まえた上でそういうところにちゃんと対策工事設計工事てるんですよという特徴が書かれたんだというふうに理解いたします。
1:10:03	で、ちょっと続けたので、自分のやつ、パッとやってしまった方が早い気がするですね 44 条に飛んでしまうんですけど、44 条の認識、ある程度説明された気がするんですけどもう一度認識を確認なんですけど。
1:10:15	44 条 S A の制御室とかに関しては、
1:10:19	基本的に許可のタイミングで、有毒ガスの発生とかも踏まえた上で手順とか設備とかを整備して申請書の数意識変えていたというのがまず前提でいいんですかね。
1:10:30	はい日本サトウですはいその通りです。以上です。
1:10:34	規制庁田尻です。その時に、今回要は声優 II の対策としてどっかに有毒ガスというのを具体的に書いたり新たな手順がっていう話っていうのは次。
1:10:44	結局制御室の対策っていうのは放射性物質とカーダろうがなんだろうが隔離の話と防護具の話になっていて、そこんところで単語単語のところで放射性物質言ってるところとか流動ガス入れることとかできなくはないかもしれないけどとりあえず今の原燃の考え方としては、ドアの部分で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:03	要は住宅重大事故等が発生した環境条件下ってという意味では有毒ガスが発生してってということも想定した上での対処だったんですよという明記する形にしてっていて、そうすることで許可は当然読んでいて、
1:11:15	何で有毒ガスだけが、特段するんだという形でいうとDBとこの制御室とかのところで誘導バスはある程度特段しながら書く形になってるので、そこと並びとって、例えば拠点にばい煙とかだろろうがなんだろうが他のやつだって書くことはできるけど、誘導数に関しては明示した方がいいだろうというのでここに括弧書きを追記したとか思えばいいですかね。
1:11:35	はい。宮野サトウですおっしゃる通りでございますばい煙とか降下火砕物なんかもあってですねそれは許可の断面で漏れなく、範囲をあの中に取り込んでですね、対策系を考えていたところなんですけども、
1:11:47	規則要求を踏まえて有毒ガスというのを徳田して書いたというものでございます。以上です。
1:11:53	通称とりあえずなんでSAに関しては、すべからく想定してきてるっていうのがまた実態な気がして、生物に関して新たに手順どうこうの話かっていうとDBの延長線上としてやることにはなってる部分あるかもしれないんですけど、SAの整理手順とかを変えるわけじゃないんでこれぐらいの記載で、
1:12:11	ていうふうにしてるってことですね状況は理解いたしました。この辺りについて規制庁は他に何かある方おられますか。
1:12:19	規制庁コサクです。この辺りというのでとりあえず一番後ろのところからなんですけど、
1:12:27	若干、
1:12:28	気持ちが悪くて
1:12:31	重大事項の時に居住性を確保するという表現なれば別にそれでいい、いいかなと思うんですけど。
1:12:39	線量が上がりそうなきには居住性を確保するためって書いてあったとすると、
1:12:46	有毒ガス、線量は大したことないけど誘導ガス発生したら隔離するんでしょってところが読めなくなっちゃうような気がするんですけど。
1:12:55	その辺りの記述がこの辺りにあったのかなかったのか。
1:12:59	ていうところろろはいかがなんでしょうか。
1:13:07	はいごうぎん佐藤でございます。そうですね44条の整理資料の7ページが一番上の適合度の設計方針のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:16	今書いておりますが確かに日下さんおっしゃる通り 100m S v を超えず 講じられるよう、というようにですね続いているので、期待としては確 かに線量は上がらない場合はじゃあ何もしないのかということになるん ですが、
1:13:32	実態としては、火山降下物なんかが来たらですね、それらに対応すると いうことは、S A の中でも考えていたことでありますので、
1:13:42	今括弧書きで追加することで、いいだろうというふうに判断をしまし た。以上です。
1:13:50	規制庁草場ですすいません今言われたページワー基準への適合の説明な ので、
1:13:59	ここはその程度でいいんですけど、
1:14:02	詳述するそれ以降のところの記述で居住性についての配慮として、限定 したような書き方になっちゃってないかっていうことなんですね。
1:14:15	で、これ 40 条は設備の設計っていうことで運用ではないこともあり、
1:14:23	私も % と見て、ここが問題だっていうところを見つけているわけではな いんですけど、
1:14:30	手順の方だと
1:14:34	何ですか。隔離操作をする、インプットみたいところで書いていくこ とになってると思うんですけど。
1:14:41	そちらで手当をしているのでこちらは設備設計としての配慮は変わらな いので大丈夫だったとかっていう
1:14:48	確認結果とかの状況を教えていただければ、
1:14:52	はい、日本イシハラでございますまず、この 40 条をという条文の位置 付け、立て付けについてはコサクさんおっしゃっていただいた通り我々 も確認をした結果としては、
1:15:04	設備の設計の方っていうところになりますどういう設備を重大事故対応 設備と合計して設けるか、その設備の設計としてはどういう条件にする か、いわゆるももとの
1:15:16	重大事故対設備に対するゲイン共通要因故障とかも含めた要件に対して の設計報酬書いてるところですので、それぞれを運用するための条件み たいなものは設定はされていないと思っていたの確認をしておりますのでこ ちらで真ん中やる必要はないかなと思っています、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:32	あとは技術的能力とかの中で、対処するためのいろんな条件の中に誘導活ってのちゃんと考えるんだよということをちゃんとフォローしてキャッチアップしていくということで、
1:15:43	必要な枠組みとしては対応できると思ってました。そういうところを確認して、必要なところにワーディングというか文書を出しているということでございます。以上です。
1:15:56	はい。規制庁不足です。あとはやっぱ23ページ。
1:16:02	ところに、
1:16:06	先ほど言われた適合性等の関連って同じようなことが書かれていて、
1:16:12	文末は100m S vを超えないなんですけど、
1:16:18	その前の方にわあ、重大事項の話がつつらあり、
1:16:25	頂上なんかも書かれ、
1:16:37	小粋鳥居Dにて、
1:16:41	というのは、線量の関係からそういう条件での評価でも大丈夫なようにということ。
1:16:48	なんですけど、
1:16:50	これだとう有毒ガスの重大事故工事に有毒ガスが発生した場合、隔離しますよって隔離するための設計しますよってというのは読めないような気がするんですけど。
1:17:06	そこはまた別の場所で読むってことですかね。
1:17:10	はい。日本イシハラでございますこの文章を我々が考えたのがあってるか間違ってるかという考えもあるかもしれませんが23ページの頭で書いている、居住性を確保するために必要な設備というのをそれぞれエントリーをしています。ここまでは共通的に今重大事故発生時において、
1:17:30	形状正確に必要な設備を列挙してあげています。その上で、中央制御室は、この次のくだりなんですけどもこれは居住性として確保できているという判断をどうやってするかという意味で一番厳しい条件でやりましょうと。それがいわゆる重大事故
1:17:50	の発生での重畳を考えて、かつ外気という条件というのを考えた上で、100ミーティング、渡航以外設計とすると、これいわゆる、いろんな設備の設計上の一番厳しい条件としての設計要件を
1:18:05	出しているものだと思っていて、その

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:10	例外事項の状態において、準備しなきゃいけない設備がこれで何か変わるわけではなくて、そういった設備を設けるという前提でのところで有毒ガスをちゃんと考えてますよってことが言えれば、
1:18:21	全体としては必要要件がカバーできてるんじゃないかなということで、ここで頭に入れば、全体が読めるんだということで整理をさせていただきました。以上です。
1:18:38	規制庁コサクです。詳述は確かにそういうことでいらないとは思うんですけど。
1:18:45	さらに、
1:18:48	有毒ガスに対する居住性っていう関係だ等、DBで言ってることがSAでもできれば問題ないということもわかるのですけど、
1:18:58	それがわかるように書くっていうご等の配慮がどこで読めるんだろうかっていうことなんですか。
1:19:08	はい、乳井西田でございますそうおっしゃられるような気がしながらも、直接的にも読めませんので、
1:19:18	20条で書いてあることとの関係を、いわゆるAとしてこの居住性確保するための設備というところで一通り書き終えた上で、
1:19:28	DBからやって流動化せとの関係で何らか考慮すべき事項があればそこに、最後に、20条での設計に従ってというか、も踏まえた上で、
1:19:42	重大事故時においても対応を図るんだと、いうことがわかるようにすることで、全体ケアできる方ということでいかがでしょうか。
1:19:54	はい、規制庁不足です。結構かと思います。
1:19:59	そうですね2ポツ1ポツ一井
1:20:03	藤阿藤。
1:20:05	うん。
1:20:08	そのぶら下がり2ポツ1ポツ1ポツ1があつてと。
1:20:13	いうところなのでぶら下がり関係があるから、大本の2ポツ1ポツ1で書いていれば、その下はもう読めるっていうことで、
1:20:26	特段、
1:20:27	配慮しなくてもって感じですかね。
1:20:30	はい、乳井西原でございますはいやるとすると今考えた2.11の最後の、
1:20:37	書けば、その下がそれに従っての設計を語る場所ですので、大本のところへかければいいかなと思ってました。以上です。
1:20:48	はい。規制庁コサクですわかりましたじゃちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:51	その辺り配慮いただいてちょっと脱線しちゃって申し訳ないんですけど、
1:20:57	S の関係では大本ワー手順ってということだと思っていて、設備配慮はそういうところで問題ないですよっていうところの今のところを配慮いただければ十分かなと。
1:21:10	思うんですけどもその点で、
1:21:17	当技術的能力側のところで配慮したことがあってというのを今説明を、
1:21:23	して、
1:21:24	それでだからこっちはこの程度でっていうのがあれば、聞いた方がいいかなとは思いつつ、あまり
1:21:32	関係がないようであれば、また次の説明のところでも聞ければいいかなと思うんですけどいかがですか。
1:21:42	日本原燃のホリグチです技術的能力に関しましては、1 点。
1:21:48	11 というところの制御室のところで、
1:21:54	制御室において、
1:21:56	窒素酸化物濃度計を
1:21:59	用いましてユーザー数が発生する恐れがある場合には外部からの、まず通信連絡によって確認することと。
1:22:07	それ、それによって換気設備を停止する手順があること後、実際に旧中央制御室の中に有毒ガスが流入するような場合に関しては窒素酸化物濃度計によって、
1:22:19	濃度を確認することで 0.2 p p m という判断基準を設けてありましてそこで実施責任者の判断のもと、換気設備を停止させる、再循環循環運転に切り替えるといったところの手順が、
1:22:35	ありましてそこで運転員を防護するというようにしております。
1:22:40	制御室に関してですけど簡単ですけど以上です。
1:22:45	規制庁小阪ですそれはあれですか既許可のときからそう書いてあったってことですか。はい。日本原燃の堀切でその通りです。
1:22:53	規制庁加来です。で、今言われた話が、設備側で言うとどうなったたかっていうのを、
1:23:02	説明いただけます。
1:23:08	それともあれですかね
1:23:10	今の設備ではないので書いてませんでしっつうことなのか。
1:23:16	日本原燃車でございます重大事故側も、再循環とした時に中野。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:25	酸素濃度とかを見ながら対応するっていうのは、
1:23:30	ちょっとページを探しますもともと強化からありました。
1:23:36	それが、
1:23:39	またです。16 ページとか、どうでしょうかね。普通教室の環境測定設備というのがいてある設備としてはバラバラと登録をされたそうですね。はい。
1:23:54	日本原燃の石原でございます。32 ページとかに環境を測定設備というのがあって、可搬型の酸素濃度計ですとか、二酸化炭素濃度計、
1:24:06	実装酸化物濃度計ですかねこういったものを準備をして、制御室内の必要な酸素濃度とか確保できているということを確認しますよというような、設計上の配慮をしていたそれが先ほど堀口が説明した手順とのリンクになると思ってました。以上です。
1:24:26	はい。規制庁不足ですわかりました。そういう意味では
1:24:30	物としては配慮できてることも宣言済みではあったんだけどさっきの居住性とのリンクがちょっと不明瞭だったので、今回拡充していただくという、
1:24:42	形での対応で、クローズできるということで、
1:24:48	状況を把握しました。以上です。
1:24:52	その他質問ございますでしょうか。
1:25:05	ないようでしたら、
1:25:07	原燃側の方の 20 条と、
1:25:12	10 条と、44 条に立つ 44 条の振り返り、お願いできますでしょうか。
1:25:19	はい日本原燃の佐藤でございます。まず 20 条制御室についての振り返りでございますが、
1:25:25	有毒ガスの濃度が十分低いということをごすね、評価により確認するというような語尾に修正をいたします。
1:25:32	また、通常及び十条の設計方針を踏まえての部分ですね、発生元の抽出から、設計方針の中にあるということで、その記載を見直したいと思えます。
1:25:44	あと 44 条制御室については、25 で考慮している対策系をごすね、成二でも使うんだと、というようなことを意識して、
1:25:54	そういうふうにごすね、この繋がりを性に繋がるような記載を追加をいたします。以上です。
1:26:03	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:05	それでは次の資料、
1:26:08	緊対室の方の資料の説明お願いしてもよろしいでしょうか。
1:26:15	はい郷委員サトウでございます。
1:26:17	賃貸室につきましては、資料 26 条緊急時対策所、レビジョン R22 でございますけども、内容につきましては先ほど制御室でお話したところと同じように展開できると考えておりますので、
1:26:31	今説明は省かせていただこうと思います。以上です。
1:26:36	わかりました。
1:26:39	次の
1:26:42	社長谷です。説明は省いていいんですけど 1 点だけ確認なんですけど、
1:26:47	26 条の資料において 10 何だっけ、11 ページとかで、一応認識の確認なんですけど、10 ページでも 11 ページでもいいんですけど、緊対所に関してなんですけど、
1:27:00	有毒ガスが及ぼす影響により設計基準事故及び重大事故等の体制に必要な指示を行うための要員の対処能力という形にしている、一応 D B S A 両方挙げてるんですけど、基本、対象は連続してることもあって一応両方挙げてるぐらい、一応これ D B 条文であるんですけどその会社の連続性も込みで、
1:27:18	一応 D 条文から設計基準事故と重大事故両方挙げてるぐらいに思っとけばいいですかね。
1:27:23	はい日本円サトウでございます。そうですね。10 ページのところ、緊急時対策所は S 及びエアドル B を S A を考慮した設計とするというようにですね、デービーの中でも S A について触れて記載をしておりますので、
1:27:37	ここに倣ったというかですね、やはり連続性を持って対応するというところで、N A B 返す一連の要員の対処能力を守るということで記載をしております。以上です。
1:27:49	長タジリです 1 回しました。
1:27:53	それで片方だけ書くと再生では特にわかりづらいですから他の両方書いてという形で理解しました。で、他のところは先ほどの瀬口と同じものでむしろ緊対所が多分記載少なかったりするぐらいだと思うのでそこはしっかり表を取ってお伝えいただければと思います。
1:28:10	46 条なんですけど、さっきの制御室の整理でいくと 46 条って 1 個、内容を盛り込みに行きますかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:23	日本原燃佐藤でございます少々お待ちください。
1:28:41	はい、小木曾でございます。えーっとですね 46 条の整理資料の 21 ページからが具体の設備の説明になっておりまして、その前、
1:28:53	の部分が、評価 100m S v を超えないと記載されているところでございますので、先ほどの制御室と並びを取ると、この 20 ページの最後、
1:29:03	認知症がされるんではないかなと考えています以上です。
1:29:10	池太田字 20 ページのサービスでしたっけ。あれさっきの整理だと、20 ページっていうか、今ちょっと構成が非常に違うので何とも言いがたいところではあるんですけど。
1:29:21	さっき生活ってこの段落でいうと、17 とかの頭の方で謳うとっただけ最後に入れるつったんでしたっけ。
1:29:29	はい。人間者でございます先ほどは最後の段落で、設計方針の頭のところ 2.1 の最後に入れるつもりで話をしました。
1:29:39	あとはもうそれがこの部分でいくとどこに当たるかっていう話かなと思います先ほど、先ほど言ったように 20 ページの最後にするかその前の 100 ミリを超えないと言ってる後ぐらいに持ってくるかそこは、
1:29:52	整理はしたいと思いますが大体このぐらいの場所かと思います。以上です。
1:29:57	規制庁タジリです微妙に構成が違うんですけどおっしゃられたように線量評価の話っていうのがあってその前なのか後なのか、多分瀬口のところの考え方に合わせながら盛り込んでいただく形にはなると思うのでよろしくをお願いします。
1:30:11	あと、ちなみに、委員会の方も先ほどの話と手順とかも一緒ですかね。
1:30:19	はい。宮城サトウでございます。ですね技術的能力側に勤怠の手順についても具体的に展開されてございますので同じです。以上です。
1:30:30	長タジリです。わかりました
1:30:32	成立見解タイミングが違うけどやってることはそう違わないと思うので同じだとは思いますが見解どっかで書くべきところはないパートかも改めて精査をいただいて検討いただければと思います。自分から勤怠異常です。
1:30:47	その他質問ありますでしょうか。
1:31:02	ないようでしたら、
1:31:04	まとめ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:05	今回、リバーズ関連機器、どうでしょう、日本サトウですでは簡単に、26条46条についても20条、40条と同様にですね、平仄をとって修正をするということと、
1:31:19	46年につきましては、これも制御室と同じですね、線量評価の後の部分にDBで考慮していることからの連続性を持った記載を入れるということで理解をしました。以上です。
1:31:30	ありがとうございます。
1:31:32	次の資料に行きまして通信学生27条と47条のほどをご説明よろしくお願ひします。
1:31:41	はい。日本原燃のホリグチですでは、27条と47条の通信連絡設備について説明いたします。
1:31:48	今回27条に関しては10ページのところ、右下10ページ9ページから10ページのところで、27条と47条でそれぞれ
1:32:00	27条側ではもともと、最初に一般構造のところが書かれていて、その他、再処理施設の附属施設の構造及び設備についてのところが記載されてなかったのでこの部分を、
1:32:13	整理資料について記載を拡充しましたそして今回この10ページの一番最後の部分で通信連絡設備営業活動が発生した場合においても使用するということを追加したんですけども、
1:32:25	本日の前段の判断。
1:32:28	内容を踏まえすと通信連絡設備は後に化学物質の漏えい、有毒ガスが発生する恐れ、または発生した場合においても使用するといった形でちょっと文章直したいと思います。
1:32:41	27条に関しては右下23ページー24ページのところに、具体で、有毒ガスが発生した場合に使用する設備の明示をしました。それが44ページについても同じでそれぞれ米印をつけて、
1:32:57	具体がこれですということを示しています。
1:33:00	27条に関しては説明は以上です。続きまして47条の説明に移ります。47条で今回
1:33:10	これから直す部分に関してなんですけれども、27条と47条で
1:33:16	一般構造の部分と、その他施設をということとでちょっと記載にでこぼこがありましたので今、この47条の1の概要と1.1の間のところに、
1:33:27	再処理施設の一般構造に係る部分の47条に係る説明を追加いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:33	そしてですね右下 8 ページの部分で、下から両括弧 2 の一つ上の行のところに下線で今回追加するといったところがありますけれども、
1:33:45	ここに関しては先ほど 27 条で説明した通り代替通信連絡設備は化学物質の漏えい遊動化が発生する恐れがある恐れまたは発生した場合においても使用するという形でちょっと言葉の追加をいたします。
1:33:59	おんなじように言葉の追加を、右下 11 ページのちょうど真ん中部分にも下線がありましてここは所外通信連絡設備の部分を書いているんですけども、ここについても、
1:34:09	修正を反映いたします。
1:34:12	27 条と同様に、37 ページ 47 条 37 ページから 373839 について、有毒ガスの時に使用する設備を、米印で明記明示しております。
1:34:30	はい。
1:34:31	27 条と 47 条の説明は以上です。まず一度ここでちょっと切りたいと思います。
1:34:41	ご質問ありがとうございました。
1:34:43	それでは規制庁が質問ございますでしょうか。
1:34:48	テイチョウの墓地わらです。
1:34:50	もう今後修正する方針も先ほどお聞かせいただきました。
1:34:58	というところであまりないんですがただ 1 点だけ、47 条と 27 条での記載が若干違って、47 条に関しては、社内で通信連絡設備及び代替通信連絡設備はっていう形で書いてあるのに対して、
1:35:14	27 条の方は、通信連絡設備はっていう形で記載されていたかと思えますけど、これの整理の考え方について簡単に説明していただけますでしょうか。
1:35:31	はい。日本原燃の堀口です。
1:35:33	27 条側はもうまとめて書こうと思っていたので、27 条側もそれぞれちょっと分けて書くようにします
1:35:44	そうですね。最初に 27 条側を作成していたので、
1:35:48	まとめて書いてしまってそこがあるので 27 条と 47 条で 47 条側に 24 条合わせるように修正いたします。以上です。
1:35:59	規制庁の藤村です。わかりました。ということは所内電源、通信連絡設備及び所外で通信連絡設備っていう形で記載を、とかく拡充というか適正化されるという理解でよろしいですか。
1:36:14	はい。日本原燃の森口です。はい、そうです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:19	規制庁のフジワラですわかりました。あとテープの方で、具体的にどういった設備を有毒ガスの検知の手段として用いるかっていったところは、ご説明いただきましたのでこの資料を上げた 27 条に、47 条について私からは以上です。
1:36:33	それ以外に規制庁側から何かあればお願いします。
1:36:38	規制庁小坂です。今のはな C で、ちょっとそもそも確認なんですけど、所外の設備について、有毒ガス発生時に使うっていうのはどういうことですか。
1:37:00	多分、
1:37:03	日本原燃のビジネス少々お待ちください。
1:37:16	会沢荒瀬
1:37:18	日本原燃の三谷でございます。例えば敷地外から何か有毒ガスが発生した場合に、障害のところからエースサイト敷地の中に、
1:37:30	何、異常事象が発生したよという連絡を受ける場合がありますのでそういった場合に所外の通信連絡設備が使用されるということです。
1:37:39	以上です。
1:37:41	規制庁コサクです。それ自体は理解をします。同苦情のとき 2、抽出から特定の手前のところで対象外だと言ってる範疇になるような気もするんですけど。
1:37:58	そこで対象外と言いつつもう、
1:38:02	この辺での説明には含むっていうことでいいってことですね。
1:38:07	うんでしたらございます。はい。先ほどの計上でも対象外としながらも万一の場合を備えて、対策をとるといって環境、遮断をするといったことも言ってましてそういうところのチェックになる部分がこれでリンクが入るんだと思って書いております。以上です。
1:38:27	規制庁コサクです。わかりました。その意味でわあ、一通り変えていくということで、こちら辺もゆ表現をするということですね。
1:38:39	他にそういう関係のもので、
1:38:42	配慮してるところってありますか、或いは配慮が抜けてるかなみたいなところとか、
1:38:47	ちょっと状況を教えて欲しいんですけど。
1:38:53	日本原燃の堀口です。抜けはないと考えています。はい。以上です。
1:39:00	補足です。できれば、そういうのをこういうようなところ L o w e r っていうところがこういうことが書いてあって、それについてはこう配慮

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しているので大丈夫ですとかって、もうちょっと具体的に言っていただけませんか。
1:39:12	はい。日本原燃の堀口です。所内に関してはページングだとか一般、
1:39:17	加入電話それぞれが持っている。
1:39:20	電話で連絡をそれぞれ駆使できるので、
1:39:24	抜けはないかなと網羅的に、社内でコサクでしょうか。私の質問は、通信連絡についてではなくて、今通信連絡で将来についての話をしたというと同様な
1:39:38	他の条文なり対応において、類似の配慮をする必要がないかどうかというチェックをどういうふうにしてますかっていうことです。
1:39:57	はい。弓削西原でございます。今回形状から始まって16月の関係で、対策のリンクであったり有毒ガスの対応で防護服、あと換気設備の対応って一連のものを、
1:40:11	抽出した上で、あとはそれがどの条文でいう程度の設計と結びつくか、あとどこでの対応と結びつくか、転職であったり設計だったりっていうのは、
1:40:24	それぞれ見た上で、もう答えが今そうなってますということなんですけども、その時は当然解決で十分であったり関係する対象物を抽出する過程で、
1:40:36	もともと考えていたの関係設定をちゃんと網羅的に抽出して、我々としてやってきたってことでそれに向けてないかどうかもう一度ちゃんと確認をしてたと思いますけども、
1:40:48	今やっている検討の過程ではそういうことを一つずつ見ながら、整理をした結果が今ここにもずっと落ち着いているということだと認識をします。以上です。
1:40:57	規制庁コサクです。最終的には通信連絡まできて、障害通信においてインプットがあり、それに対して対応をとると。
1:41:08	いう古藤ですけど、とすると逆にたどるとですね通信連絡は手が打てましたね。そうすると、それを受ける。それを受けて対策を講じている制御室のところでは、
1:41:22	障害についての配慮ができてるか。
1:41:25	ということですけど。
1:41:28	ちょっと戻って申し訳ないですけど制御室の、
1:41:31	整理資料そこら辺は読めますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:35	どこでしょうか。
1:41:40	はい大井委員サトウでございます。20の整理資料の45ページでございますけども、末締め9については45ページに通信連絡設備を設けて、
1:41:51	指示ができる設計とすると、虫害との通信ができる設計とするというふうに表現をしています。以上です。
1:42:01	規制庁コサクです。今のところで商売も書いてあるので
1:42:07	障害カラー脳所外で何かがあったときには連絡が来るという、通信連絡のところは手当が取れてるのはわかりました。じゃあかクリー操作に入るよというインプットとしては、意識はできていますか。
1:42:23	すいません意識というか記載はできてますか。
1:42:35	宮城サトウでございます。ちょっと少々お待ちください。
1:42:50	N-サトウでございます。
1:42:52	37ページでございますけども、
1:42:57	隔離に入るというよりはこれは有毒ガスの発生を認知できるようにするために通信連絡設備を設置するという設計を、37ページの中段ぐらいで書いてございます。
1:43:08	ここは発生を検知した発生の恐れを検知した者からの連絡。
1:43:13	立ち会い人であるとか、外部機関から情報入手したもの。
1:43:18	ここで敷地外の人も含めますけども、そのような連絡で、
1:43:24	その以降の換気設備の隔離や防護具の着用の対策に移っていくという繋がりを表現しています。以上です。
1:43:33	規制庁コサクです。
1:43:36	ちょっと悩ましくてきましたけど、
1:43:40	藤。
1:43:44	先ほど田尻から言ったところにも関連はするんですけど、
1:43:51	今の真ん中のところで敷地内外と言われて外も含まれてますということではありつつもう、
1:44:00	ここはスクリーニングアウトスルー表現になってて、対策は必要ありませんで終わっちゃっているけど、あれですかねなお書きの万-に備えていうところで、
1:44:17	稼動元での
1:44:19	連絡があればということで、その連絡可能下の方は所内連絡ではあるけど、所内連絡と書いてないので、ここでの呼び込みは障害連絡の先ほどの部分で読めるという形になってるってことですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:37	はい。日本原燃佐藤でございますその通りでございます。
1:44:40	具体の管理設備の確認については40ページのえさ環境の悪化のところにも書いておりました、環境悪化すれば、このような措置をするというのは20条の資料でも共有をしております。以上です。
1:44:56	はい。規制庁コサクですわかりました。まず、今、確認させていただいたところで、それぞれ確認、整理をして、が、障害についても手当をしっかりとっていると、いうことは理解をしました。今回も同じようになってると思っていいですかね。
1:45:13	はい。日本人サトウです。そうですね制御室と同じように展開しておりますので、はい。同じようになっています。以上です。
1:45:22	はい。規制庁保坂です。理解しました。以上です。
1:45:26	規制庁田尻です。今日は西野小林一応16ページとかで親元として敷地内の可動施設に対しては、夕方の発生ってところは遅いとかになるかもしれないけどそれを検知して、
1:45:38	通信連絡とかやりますよでまた換気設備の確認っていうので一応ここに入らなくてさっきの個別のところは一応ぶら下がってってぐらいに思っておけばいいですかね。
1:45:48	はい、宮城石田でございますすみません、私も途中で16っていう落としたんですけど、先に話が進んでしまって、本当はそこです。はい。そこで全体を語って、個別のところにもまた展開しているという意味です。
1:46:00	文章構成かと思ってました。以上です。
1:46:03	慎重体制理解しましたありがとうございます。
1:46:06	あ、規制庁カミデです。今の話でじゃ、9条までさかのぼるとどうなんだっていう話がちょっと気になって、さっきの話だと、形状側でもある程度その濃縮みたいなものは
1:46:21	関係ないです。絞り込んだ上で20条に渡すと、技術II、結局20章なり、通信連絡もそうですけど、何かそれ以外のものも含めて、手当をしますっていうことになる、
1:46:37	どういうふうに渡すの要はさっき言った意味で絞り込んだ状態で渡すのか、非広くも調査しましたと言う状態で渡すのかってのはどんな感じにしますか。
1:46:52	弓削石田でございます。先ほどもお話をさしていただいて、九条の23ページの上記の検討結果と異常により例えば文章ひっくり返してっていう話を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:03	先ほどさしていただきました。ここである常勤検討の結果でやろうとして周辺の固定施設稼働施設の影響があるんだけどもこういうことでありますよっていう対策も含めて、
1:47:15	全体のそのあとに出てくる。
1:47:19	第 20 条制御室等及び緊対所第 26 条に記載すると言ってる対策等が繋がるように読めないかなと思ったんですけど。
1:47:30	無理がありますかね。
1:47:34	藤規制庁カミデです意識としてなんですけどある程度省いて渡すのか、省かずも渡してしまうのかっていうとどっちですか。
1:47:47	弓削西平でございます影響評価やった上で、提供ないと言いながらも対象としていろんなことやりますって書いてる以上は、株価図に渡すってというのがもともとの前提だと思ってました。
1:48:00	はい、規制庁カミデスわかりましたまずそういう意識であればそれで認識を合わせて、あとはどう書けば
1:48:12	渡してるように見えるかっていう文書上のテクニックみたいなのところなんでそれは検討いただいたと思いましたがまず一通り渡すってということで、スヤるといってことでもまず開始しました。
1:48:27	規制庁コサクです。それで言うと、今の受けた側がマイナス万が一の云々っていっぱい書いてあるのに、
1:48:36	九条のこの部分の対象外と言って終わっちゃってるってところだと思いますので、末端の方で万が一ということが書いてあるのも含めてですね、ここら辺で 9 条の先ほどの 23 ページとかですかね。
1:48:51	辺りで見えるようにしてもらおう等、
1:48:55	こちらと受け手側が整合するんじゃないかなと思いますので検討よろしくをお願いします。
1:49:00	はい。常務理事でございます。はい、わかりました。先ほど言った 23 条の最後の段落ですかね有毒ガスが発生した場合に云々というのが、
1:49:11	かなり限定した形で飛ばしている部分も見えますので、そこが限定するんじゃなくてその上に書いてある万が一の場合も備えてやろうとしてる対策も全体を包含して、
1:49:21	受け渡しをするんだということがわかるように誤解が生じないようにということで、このつなぎのところの文章も含めて整理をしたいと思います。以上です。
1:49:47	規制庁と併せその他何か確認、コメント等ございますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:01	萩尾でしたら
1:50:03	取りかえを行っていただいてそのあと2時間経ったので、ちょっと休憩に入ろうかなと思いますがよろしい、どうでしょうか。
1:50:10	はい、わかりました。日本原燃の堀口です。振り返りですけども、27条と47条で、
1:50:18	挿入する文章の書き方がH違っていましたので47条側に倣った形で27条への主文章の反映を行います。あと最後に話がありまして99条側で、
1:50:31	すっと線の特定というか核物質省いてる部分に関しまして全体を補完した形で20条等に引き渡せるように、文章を見直します。
1:50:42	以上です。
1:50:44	ありがとうございました。それでは2時間経ったので、
1:50:48	そうでしょう。15時。
1:50:50	35分ごろまで休憩にしようかなと思うんと思いますがいかがでしょうか。
1:50:59	はい。日本原燃が問題ございません。はい。15時35分再開で。はい、承知いたしました。
1:51:07	それでは1度
1:51:08	録音止めます。
1:51:14	それではヒアリングを再開したいと思います。それでは日本原燃の側から、実績能力に関する資料について説明、よろしくお願ひいたします。
1:51:25	すいません日本ネシアでございます資料の説明に入る前に今回のヒアリングの冒頭でありました整理資料のレビジョン番号の関係でございますが、
1:51:36	今から説明します技術的能力重大SN、技術的能力のところは他の先ほどあった各Dの上部、SAの条文の整理資料と同じように
1:51:49	企画課から踏襲としていろいろ文章残した上でかつ今回ののがすで変更がある部分ということで、こちらについては連続のレビジョン番号で整理をさせていただければと思います。
1:52:01	一方技術的能力、いわゆる県、
1:52:06	この人数とかの対象人数とかですねあと技術技術者の人数とかそういった部分の関係につきましての技術的能力ですとか、
1:52:13	共同利用ですとか経理規則で今回の申請に限るものということもありますので、今回の申請としてのレビジョンの管理をさせていただくと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:22	技術関係からいきますと議いわゆる技術的能力に係る審査基準適合性と言っているものにつきましては、この有毒ガス影響の申請当初申請をさせていただいた時にですね最初のレビジョン0の形で、になりますがりレビジョン
1:52:38	19とか10とかの番号だと思えますが出させていたでいますので、レビジョン0として、この次のバージョンはレビジョン1ということでスタート、今回の申請からのスタートとしてレビジョン管理を、
1:52:51	させていただくということで、今回レビジョン20で出したものがレビジョン1レビジョン11のレビジョン1ということで、表紙の差し替えをさせていただくことで対応させていただきたいと思います。
1:53:03	同じく経歴書についても、最初のレビジョン中とか廃棄物管理が24となってますがこれレビジョン0として、スタートの番号として整理をしてもう一度、表紙の部分については、
1:53:18	後、差し替えをさせていただきたいと思います。以上です。
1:53:24	はい。規制庁コサクです。わかりました
1:53:29	今回の資料はそういう形を出していただいた。
1:53:32	手のものということで理解をしました。
1:53:38	0
1:53:40	うん。はい。あと事務的に整理をして進めていただければ、
1:53:45	結構です。で、ちょっとついでにあれなんですけど、これまでのヒアリングで確認させた資料もう
1:53:53	補足説明資料の部分はまだ入ってない部分が幾つかありますけど進め方ってどうなってるか教えていただけますか。
1:54:02	はい。与儀西原でございます。
1:54:06	これも制度の関係で優先順位をつけさせていただいているのが現状でございます、
1:54:12	許可の本文添付に係る部分をまずちゃんと固めようということで今整理資料を出させていただいています。補足説明資料の方は今並行して作業してまして、
1:54:22	そちらについては、
1:54:25	今週の金曜日にお出しをすることで今進めてございます。
1:54:30	以上です。
1:54:34	はい、わかりました。それも含めて最終的な書類確認を進めたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:41	ではヒアリングのほう素再開よろしく申し上げます。
1:54:45	はい。日本原燃の堀口諏訪技術的能力の 1.0 に関して説明いたします。
1:54:51	1.0 の右下で 11 ページ。
1:54:56	全般的な話なんですけれども、この右下 11 ページのところでは機器からの、ちょうど真ん中の部分ですけども機器からの溢水及び化学物質の漏えいが発生した場合並びに隠した漏えいにより有毒ガスが発生した場合といったように有毒ガスっていうのを、
1:55:12	明示するような形の表現の見直しといたしますか、明確化を行っております。
1:55:18	そして右下で 41 ページ。
1:55:21	のちょうど真ん中ちょっと下のところの両括弧 g から、5 行下のところで作業環境に応じたっていうところがありますけれども、こちら、
1:55:32	以前お出しした際にここ防護具類を着装することにより、ただまた 4 行、34 行下、123 工業から下ですかねそこでは防護具を着用することによりということで、
1:55:46	防護具類だとか防護具っていう様々な表現が混在してましたので表現を防護具を着用するっていう形で統一すべく、見直しを行っております。
1:55:58	今回の資料にちょっと反映しきれてなかったところで、ちょうど 41 ページの下のところで補足説明資料の 1.0-3461 っていう書いてますけども 2 に、
1:56:09	にも、今後追加いたします防護具に関する支援支援として防護具のことが記載されておましてそこも関係するところでしたので、今後 2 を追加させていただきます。
1:56:21	続きます、1. 11、
1:56:25	の資料になります右下のページで 216 ページになります。
1:56:30	ですねこちらでも有毒ガスっていうことを明示する。
1:56:35	ために真ん中 b ポツの一行下のところで、もしくは化学物質の漏えいによりっていったところで、この窒素酸化物を含む有毒ガスと
1:56:47	の発生以下という小さな酸化物の発生というって形で
1:56:52	全体的に窒素酸化物の発生という表現を使ってきましたけれどもここの表現を、の中に有毒ガスも含むということをちょっと明示するためにこの文言を、
1:57:02	加えました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:04	はい。右下 217 ページは先ほどと同じように化学物質漏えいということ を明示するために有毒ガスの原因となる化学物質の漏えいというのを明 示するために記載の追加を行っています。こちらが、
1:57:18	右下で言うと 288 ページも同様の修正になります。あと 291 ページとか もですね、
1:57:25	続きまして 1. 13 の修正になりますけどこちらも 1. 11 と、趣旨は同じ なんですけど右下で 359 ページの 1 行目から 2 行目にかけてですけれど も、
1:57:37	窒素酸化物の発生ということで全体的な表現を、特別して作成されてい たところに関して尤度関数も、もともと、
1:57:46	考慮していたということで誘導活動の発生を含む。
1:57:52	ことを明示するために記載の追加をしています。
1:58:01	はい。
1:58:03	続きまして、1. 14 の修正になりますけど右下でいく。
1:58:10	467 ページ。
1:58:13	んなります。470、467 ページにつきましては、下から 6 行名のところ から 3 行、下線が引いてありまして、具体的に、
1:58:24	設備として何を使うかということを示すことで記載の明確化という ことで、修正を行っています。そして、下から 2 行目のところで、
1:58:35	及び流動化した賢治等ということでこちらも記載の明確化を行っており ます。
1:58:40	ここの部分が所内の部分にでして右下で 470 ページが所外の、
1:58:47	障害だけ。
1:58:50	違うな。こちらも
1:58:52	庄内の部分の追加で、
1:58:57	このように何を使うかというところ 470 ページと 474 ページ。
1:59:06	476 ページという形で、
1:59:09	下線部に関して追加を行っています。
1:59:13	最後に、504、右下で 504 ページになりますけれども、ちょうど 500 ペ ージの真ん中くらいで、
1:59:19	重大事故等が発生した場合両括弧 B の 1 っていうところの 1 行目になり ますけれどもゆ、重大事故等が発生した場合の後に、有毒ガスが発生し た場合を含めということ示すことで記載の明確化を行っています。はい。説明は 以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:36	説明ありがとうございました。
1:59:38	それでは二本木、ちゅ飲食継承の方から質問ございますでしょうか。
1:59:45	規制庁の内原です。まず、今、
1:59:49	説明のあった部分で1点お聞きしたいんですけども、41ページのところで、防護具類っていったところを本にしましたといったような修正をしたというところだったんですが、
2:00:02	道具以外にも、ホープとかって言葉も、資料上使われていたかと思うんですけどその辺の整理、用語の整理ってどうなっているか、説明していただけますでしょうか。
2:00:13	はい。日本原燃の堀口です。この整理資料の1ポツ0のところに関しましては、基本的には、防護具という表現を使っていますそして防護具の前に、もし
2:00:28	文章の流れです。放射線環境下におけるというふうな場合には放射線防護具、化学薬品の漏えいに、
2:00:35	漏えいした場合に監視化学薬品化学物質漏えいに対しては必要に応じて、薬品防護具といったように文章の流れでその前段に、
2:00:44	何が書かれているかによって、その具体を示す具体の防護具を配備するっていうふうな文章になってる場合はその具体の防護具を、防護具、例えば放射線防護だとか薬品防護具という表現をしています一般的に使う場合は、
2:00:59	防護具という表現に合わせました。
2:01:01	以上です。
2:01:04	規制庁の藤原です。1.0 についての整理は理解したんですが、1.0 の後に手順として並ぶ、整理資料。
2:01:16	についてってというのはどうされますか今、提出していただいている。
2:01:23	書類、書類局整理資料ですね、これ確認すると保護具って言葉も、後ろの方の1. 11 なりっていったところには出てくるかと思うんですけどその辺の設定どうされるか。
2:01:34	方針があれば教えてください。
2:01:37	日本原燃のホリグチです。確かあの呼吸保護具といったように保護、保護具だけ出てなかったと思いましたが、ちょっと待ってください。
2:01:54	規制庁の藤原です。ちょっと割って入って申し訳ないですけど234ページ通しページで、
2:02:00	江藤 S A の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:02	手順の概要とかを示しているような表の中で、真ん中ちょっと下ですかね、中央制御室の放射性物質の測定結果がみたいところで、僕、着装するとかって話があるんですけど、この辺の言葉の整理ってどうされますか。
2:02:19	日本原燃のホリグチです失礼しました
2:02:22	防護具に修正いたします。はい。
2:02:25	失礼しました。
2:02:27	規制庁のフジワラです、おそらく、これ以外の検体でもこういった記載があるのではないかと考えていて、かつ、この表って、今多分、
2:02:37	添付の8 関連として思われてるかもしれないんですけど、本文の方でもこの表って確か、本文のパートの一部であったかと思うんですがその辺って
2:02:50	綺麗にされてるっていうことで理解したらいいですかね。
2:02:56	日本原燃のホリグチですはい綺麗にいたします本部ですと第5表が該当するところだと思いますので、全体確認して、日見直しを行います。以上です。
2:03:07	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。41 ページに戻ってなんですが、
2:03:14	今回両括弧字のところで、要求事項、要求の項目に対する対応として記載がされていると思うんですけど、今の記載で、基本的にはその要求項目に対しての、
2:03:30	裏返しというかそれを、最初の言葉なりに直してという程度の記載内容かと思ってます。で、今回この1.0、衛藤。
2:03:41	重大事故を正として、
2:03:43	て考えると、今までの前段で9条12条なり、20行なりっていったところは、スクリーニングなりをしてきてっていったところがあるんですけども、この技術的能力に関しては、
2:03:55	そういったスクリーニングがあるものの、それは香川としてベースにはあるんですが、結局は
2:04:03	厳しい条件っていうのを拾っていて、限定をかけずに対処していくと。
2:04:10	対策を打っていくってようなことかと思っています、そういったところなので、これまであまり示されていなかった記載として、明確にはされていなかったようにも思うんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:21	実際考えると、ここでどういった考えに基づき、というか、結局は先ほど言ったような内容かと思うんですけど、その考えに基づいて、こういったことを体制なり手順書を整備するんだみたいな話が、
2:04:36	繰り広げられていったほうがわかりやすいのではないかと思うんですがその辺どうお考えでしょうか。
2:04:46	日本原燃の堀口です。
2:04:49	両括弧Gに関してはおっしゃる補足説明資料の確か 1.6 の 1.06 のところでスクリーニングをしましてそこで
2:05:00	問題ないっていうところの下、確認評価をしていますそして、ただし、その文章側では、
2:05:09	おっしゃるように、
2:05:11	例えば今の両括弧字の真ん中ぐらいに規制のところでも初動対応を行うという形で、
2:05:18	あまり広い意味でとらえられるような表現になってない部分がありますそして、
2:05:24	防護具の軽減に関しても、スクリーニングのところでは化する有毒ガスが特定された場合に関しては、装備の軽減を図るといったところもこの分資料括弧字の文章からはちょっと読み取れませんので、
2:05:38	文章を追加いたします最後のこの両括弧次の最後の部分に、周知する手順を整備する後に、
2:05:49	そうですね預金容器生の有毒ガスが発生した場合において、
2:05:53	有毒ガスが特定できた場合には有毒ガスの種類に応じた適切な方法防毒マスクに、
2:05:59	装備の軽減、装備の軽減を行うことができるよう体制及び手順書を整備するといった
2:06:07	補足説明資料の 1.06 に今後、追加する部分の表現を適用するとともに、母語に関しても、
2:06:18	この 3 ポツで後の部分では支援の体制に関しては言ってますけれども、物を使ったときに、確かに支援もできるということを含めて、
2:06:28	最後、両括弧次の右下 41 ページの最後の部分に棒の配備等の支援に関しての定数ん体制及び手順を整備するという二つの
2:06:39	文章を追加しようと思いますそれによって、
2:06:43	初動に対しても、体制手順を整備し、実際に対応中の時に万が一ということでも

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:53	対応体制と手順が整備されるということが、
2:06:58	もれなくかけると思うのでその二つの文章を追加いたします。
2:07:04	以上です。
2:07:07	規制庁の藤原です。予期せぬ有毒ガスの長谷においてもっていう話を、また後でという話もあったんですが、実際どういった記載をしてみて、どこに入れ込む方がいいのかっていったところも考えていただきたいのと、
2:07:21	先ほどお話にもあったように、有毒ガスが何かっていうのがわかったときに、じゃあどういった対応をするのかって言ったような、手順なりも決め等、
2:07:33	今回ついてませんが、1.0の6なんかには、どういった対応をしていくのかっていったところが少し読めるようになっていたものが、これまで入っていたとあっていてまた、
2:07:44	それに対する支援ですね、継続した対応ができるようになっていったところと、
2:07:51	酸素ポンペの供給体制を構築されていたりといったところの、具体的な内容を今おっしゃられたように、追求していただくとか、
2:08:01	ありがたいかなというかアノーマリの
2:08:03	対応を考えても他の項目。
2:08:07	Fのところであっても、要求に対して自分たちはどうするのかっていったところが少し具体として説明されてきている中なので、Jポツの次、両括弧1ですね。
2:08:19	についてもそういったことを記載していただくのがいいかなと思うところと、あと基本的には、9条12条や20条とかがあるものの、それがある。
2:08:31	物のSAとしては、限定をかけずに対策を打つんだっていった話もある程度読めるように、記載を拡充していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
2:08:44	はい。日本原燃のホリグチですはい、了解しました限定をかけずに、ヒーフはい。
2:08:51	はい。文章を追加いたします。
2:08:56	規制庁コサクです。ごめんなさい。ちょっと。
2:08:59	私かわからないところもあるので、
2:09:03	この括弧字の中の構造の再確認と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:07	対応方針のもうちょっとお話聞かせていただければと思うんですけど。
2:09:14	先ほどその際、この三つ段落分かれて最後のところに追記をと言われたところがありつつ、フジワラの方から、第2段落も第3弾持ってるような話を、
2:09:27	したんだと思うんですけど。
2:09:30	大本で第一段落第2段落第3段落ってどう流れてるかっていう。
2:09:37	の
2:09:42	何だろう、この後の対応状況も変わってくるような気がすんですけどまずこの鷲見角田なくてどういう位置付け、
2:09:49	で書いてるか説明いただけますか。
2:09:52	はい。日本原燃の堀口です。この両括弧時については一段落目は文頭に有毒ガスが誘導活動発生時にということで、
2:10:00	一般的に誘導ガスが発生したときにどうかっていうところが第1段落に記載されています。そして第2段落は、結城星流、有毒ガス発生においてどうするか、それに対して体制手順書を整備するということで、
2:10:14	3段落目には、これを通知した場合の統括当直長に連絡して通信連絡設備により、周知、
2:10:24	異常時対策組織要員に周知するっていう手順書を整備するって形で、前段は、ゆ有毒ガス発生2段落目が予期せぬ、3段落目が、
2:10:36	それに対して統括を直長がどうするかっていう点の三つに分かれています。
2:10:42	以上です。
2:10:44	規制庁コサクですちょっとよくは、それがよくわからなくてですね、書いてあるのはその通りなんですけど、それってどういうコンセプトなのっていうのがよくわからなくて、
2:10:54	まず、大枠でいうと、DBの方で話し合ったように、有毒ガス発生話するんですけど、
2:11:03	化学物質、化学薬品の漏えいだよねっていうところがあったり、
2:11:10	するわけです。で、それは予期せぬ発生もう、
2:11:17	じゃあどこの店に対応するのっていうところがあって、DD9記載の適正化なりをしていったっていうところとの対応関係でこら辺も用語をよく整理してまとめる必要があるんじゃないのかなと。
2:11:32	いう気がしているのと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:35	先ほど初動についてはこうだけど、緩和していくみたいなところの話を ってということだったと思うので、
2:11:46	それで抑制のところ初動って書いてあるからそのあとも含めてここを拡 充するのかなっていう気もするんですけど、第一段落でも作業環境に応 じた防護具と言ってて作業環境に応じた報告をどういうふうに、
2:12:00	選定していくのっていうところの考えっていうこ等もちょっと緩和云々 には出てくるのかなっていう気がします。
2:12:11	で、そういった時に苦情で整理をしていた、
2:12:17	化学薬品の保管、所在というようなところの調査結果なりを使うのか使 わないのか。
2:12:24	その辺りの関係とかっていうのもちょっとよくわからないんですけど、 ちょっとバーッとまとめていってしまいましたがそういうことを踏まえ つつどうしていくつもりか、今いえることがあったら説明いただけます か。
2:12:41	はい。日本原燃の堀口です先ほどちょっと話を戻し3段三つの段落に関 してどういうふうなコンセプトかっていうところに関してはちょっと私 がちょっと先ほど説明をちょっと、
2:12:52	ちょっと青山誤って足りなかったんですけどね、右下で27ページの、
2:12:58	基準のところの一部、四角の中の123というのがありまして、この123 がそれぞれの両括弧時の一段落目と2段落目と3段落目に該当するもの だということでした質、
2:13:12	どうも失礼しました、そして、須崎さんから先ほど指摘いただいた、一 段落目に関しても作業状況に応じた防護具の着用、それで緩和措置って のはおっしゃる通りです。それでもう、
2:13:28	何ていうんでしょうね一番最後に全体にかかる形で書こうと思ったんで すけれども、
2:13:33	そうですねその部分その部分で、ちょっと繰り返しになるかもしれない ですけども、
2:13:39	その作業、
2:13:42	曲線の場合に限定せずにその現場で確認できた場合に関しては装備の軽 減もちゃんとできるように、手順指示、操作をできるようにする体制、 手順す。
2:13:55	整備するっていう形に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:58	はい弁償ちょっと見直したい。見直し案の追加したいと思いますそれぞれ一段落目2段落目に追加しようと思います。
2:14:07	はい。以上です。
2:14:10	規制庁コサクです。段落の意味合い等、それぞれの内容をどう拡充していくかという意識については
2:14:21	わかりました認識は共有できたかと思います。で、
2:14:25	一方でっていうとちょっとあれですけど、細かいっていったところですね、それぞれに書いた方がいいのか、
2:14:33	まとめて、
2:14:34	明確にした方がいいなというので、後野田一つ段落作って書いた方がいいのかっていうようなことあるかと思いますので、
2:14:44	少なくとも一段落目2段落目3段落目それぞれ関係する部分はあると思いますから、それを意識しつつ、文章としてはどう表すのがいいかっていうのは、整理をしていただければと思います。以上です。
2:14:59	日本原電の堀口です。はい、わかりました。
2:15:11	それではほかに質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
2:15:15	規制庁コサクです。もう1点フジワラが最初に言った、防護具の関係なんですけど、
2:15:26	防護具類といこれまで行ってたものの類って何だって言った時に報告防護管、
2:15:33	だけ。
2:15:34	ていうことだったんですかね。
2:15:41	やっぱり日本原燃の堀口です。一部、例えば靴下だとかそういった部分も含めて、外側の守るべきものと、
2:15:53	靴下とか一部資機材も含めた形でご報告類という表現をしておりました。
2:16:01	規制庁コサクです。それを防護具と変えちゃった時に、外れるということなのかいやそれも防護具ということにしましたのか、どちらですか。
2:16:15	はい。
2:16:16	日本原電の堀です今回あの文章からすると薬品とかそういった表面的なもので守るということになるので、実際に表なんての
2:16:28	類を除いた本当に守るべきものに限定した表現で問題ないと思ってそれで報告っていう形に表現を見直しております。
2:16:37	はい。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:39	規制庁コサクです。わかりました。それであれば結構です。
2:16:47	それでは他に質問のある方いらっしゃいますでしょうか。
2:16:58	ないようですのでまとめの方は、振り返りの方や、よろしい。お願いしてよろしいでしょうか。
2:17:05	はい。日本原燃の堀口です。技術的能力 1.0 に関しては全般、再度確認しまして保護具という表現がある部分に関しては 5 分に見直しますこちらは、
2:17:15	第 5 表はテンパチの方にも関係するところですので抜けなく、確認をいたします。右下 41 ページの両括弧次の一段落目 2 段落目にそれぞれ
2:17:27	す。もともと、補足説明資料の 1.06 のところのスクリーニングの記載を充実することによって、容器製の部分だったりもうそれに対するスクリーニング評価において、
2:17:40	防護の軽減であるとか、それに対する体制手順を整備するということ、この
2:17:48	両括弧 2 の一段落目 2 段落目それぞれしっかりと内容が読み込めるように文章を追加いたします。
2:17:55	はい。以上です。
2:17:58	規制庁コサクです。今の一段落目 2 段落目の話をされたんですけど、第 3 段落を考えなきゃいけないんだと思うんですけど、
2:18:09	第 3 段落の頭が条件。
2:18:13	値ってという言葉なんですけど。
2:18:17	しかも有毒ガスの発生によるですね。
2:18:20	いう表現はどうしてきますかね、DB の整理を踏まえてってということですけど、
2:18:54	はい、日本原燃の堀口です。27 条 20、47 条のところでも、有毒ガスの発生の恐れや家具、化学物質漏えい。
2:19:05	ていうところで直すのでこちらの 41 ページの 3 の楽園出だしの部分を広めに、核物質漏えいや誘導活動発生の恐れ発生による異常検知した場合という形で広めに、
2:19:17	記載するようにいたします。以上です。
2:19:22	はい。規制庁長田ですよろしく申し上げますこういったところも、DB との並びでしっかりと要望が同じものは同じようにということで整理をしていただければと思います。で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:33	今のでちょっと私出席し忘れたことを思い出したんですけど、有毒ガス数について明記していきますっていうことがあった中で、
2:19:44	その有毒ガスの発生原因がですね、薬品漏えいって書いてるところと、火災爆発が含まれること。
2:19:53	ように書いてあるところと、もう場所によって違っちゃってるんですけど、それってあえて違くしてるのか。
2:20:02	どうなのかっていうのはいかがなものなのでしょうか。
2:20:21	日本原燃の堀切で少々お待ちください。
2:20:47	日本原燃の堀口です。もともとそのDB設計基準側だと再処理施設の火災または爆発っていう要求が、
2:20:56	あったことに対して重大事故がそういう形がなかったので、とも、設計金側の記載を、
2:21:04	踏襲した形ですずっと作成していたものに関して、記載が足りなく、記載のメーカーというか、一部、書き出した方がいいということで今回、火災または爆発っていうものに対して格別の漏えいだとかいうようかつ表現を追加しています。
2:21:20	以上です。
2:21:22	すいません。規制庁コサクですけどちょっとどこでだったかわかんないんですけど一番最初に説明されたところで、化学薬品の漏えいでしか誘導ガスは考えませんと、火災爆発については考えませんっていうふうに読めちゃう。
2:21:34	記載があったような気がするんですけど。
2:21:37	あれですね日本原燃車です 11 ページですかね。
2:21:51	えっとあとさっきの 20 条かなんかでも、火災爆発に絡むところが、
2:21:59	規制直接まずはそうですね 11 ページの説明であれっと思ったんですけど、
2:22:06	はい。
2:22:09	そうですね。有毒ガスの発生を化学薬品の漏えいにこの場合は、
2:22:15	特定する必要があるかといったときには、事象土砂ビターには、
2:22:23	化学薬品の漏えいであったり溢水と言って事象と並んで、有毒ガスっていうものが言いますよと。それでも全体的に必要なものをキャッチアップしますよっていうことが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:35	必要なことかなと思いますので、ここでは、確かに各部位の漏えい自体がその前にすでに出ているので、それとの関係で、そのあとは有毒ガスだけでいいのかという気もしますちょっとその辺は、
2:22:47	全体として何を言わなきゃいけないのかっていう文書の趣旨を考えた上で、何をこの中に追加するかっていうのは、もう一度整理をしたいと思います。以上です。
2:22:58	はい。規制庁コサクです。少なくともこのページであれば言われるように、原因は置いておいてってということでも全然構わないと思いますし、書くのであれば、
2:23:09	漏れがないように網羅して書いていただきたいと。
2:23:12	ということで、これいう関連する部分一式ちょっと見ていただいてですね、それぞれ適切になってるかっていうのを整理をして対応いただければと思います。よろしくお願いします。
2:23:24	はい、日本エリアでございます。承知いたしました。他のところで確かに火災爆発によってっていう
2:23:30	外部火災とかの条文で言ってる有毒ガスっていうのを徳田志田氏というところに合わせて今回の言う有毒ガスっていうのも加えてやるんだよっていう全体を網羅的になっていうところで、
2:23:43	出だしが火災及び爆発による有毒ガスの発生みたいな倒壊というところを確か言います。それがまずはなきゃいけないのかっていうことで趣旨を考えた上で全体見て、
2:23:54	適切な表現にしていきたいと思います。以上です。
2:24:09	それでは他に質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
2:24:31	なければ
2:24:33	なければ猪狩の方は、
2:24:38	何かなければ振り替えの方よろしくお願いしますよろしいですか振り返りは今終わってから古作です。振り返りの後に私がちょっと言い忘れたのを追加したのでちょっと混乱したと思うんですけど。
2:24:50	すいませんが、次の事案に行っていただければ、すみません、次の配当の方の手話の説明お願いしてよろしいでしょうか。
2:25:02	一般
2:25:03	2億円のハマダでございます。
2:25:05	それでは再処理等廃棄物管理があるんですけども、まずちょっと廃棄物管理の整理資料の方からご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:15	あと変更点のポイントをご説明いたします。前回のコメントで当間。
2:25:22	申請書の具体を記載することというコメントでしたので、
2:25:28	そちらについて
2:25:30	右下のページの7ページからをご覧ください。すみませんまず6ページ でございますが、変更箇所は今回の全体を
2:25:40	変更の方を入れた、申請書の具体を入れたので、全部一重下線がついて るんですけども、変更する部分については二重下線を示しておりますので、
2:25:53	どちらを中心に説明させていただきます。
2:25:56	榎並右下7ページでございます。まず遮へいのところですが、こちら廃 棄物管理施設IIからの、
2:26:05	廃棄物管理施設の線量について評価しておりますけども、今回共用する 第2低レベルの第初動系についての線量計にしても年間8mm、8マイ クロに
2:26:18	対して変化80あった変更はないという会計におよんだけど、はいはい。
2:26:24	1という記載をしています。
2:26:26	次に
2:26:28	8ページから火災防護に関してですけども、こちらについては金城田尻 です。何かとく出して説明したいことなければ聞いちゃいますけど何か あります説明して、徳田して説明したことでございますと、
2:26:44	すみません、ちょっと飛んでいただきまして、
2:26:49	右下ページの26ページでございます。
2:26:54	こちらにこちらの廃棄施設の設計方針について記載しておりますけど も、
2:26:59	今回
2:27:02	ご指摘を踏まえまして、台帳統計を共有することによって、長谷(4) 番(5)番でございますが、第1部教育することによってこれ
2:27:13	系統移設廃棄物開設側と接続しないような設計とするということでそう いう取り上げないということとあとは、教諭5番でございますけども、 廃棄物距離によって廃棄物管理施設の設計方針に答ええないよう、
2:27:28	台帳だけは事業指定基準規則に適合した設計とするということで、こち らに代表的に記載することで、最終施設の設計方針がそのまま解決管理 施設として

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:39	適合しますということを記載しております。
2:27:42	ポイントは以上でございます。
2:27:45	最初にもう基本的には最初に改造がないので、何とか低下する設備がないので内数として管理するということですので、
2:27:55	基本的にそこを踏まえた先行から変更しております説明は以上でございます。
2:28:02	茶谷です。確認していければと思うんですけど、今廃棄物管理の方で運用の話を聞きましたって話し合いだと思うんですけど、これって再処理側にも書いてるんですけど。
2:28:16	はい。
2:28:22	25 ページのところの
2:28:24	記載でよろしいですか今の。
2:28:27	有井さんうしご指摘の点は、1 市二町タジリ S 25 とか 26 ですかね。はい。
2:28:33	すいません 26 ページの点ですね。はい。こちらについては再処理施設の方に、最終施設は特に採集し、廃棄物管理施設からの
2:28:45	パイプを受け入れても、基本的に設計が変わるものではないので、この時にこの記載は最初にね、最終施設の方には記載しておりません。
2:28:52	以上です。
2:28:54	規制庁谷です。7 ポツ 4 ポツ 2 ポツ 2 の設計方針の (3) 番の雑固体は再処理施設で発生すると同等の廃血測定であることを確認して保管廃棄するっていう思う。
2:29:06	これは再処理の方でもこれを前提にしてる気がするんですけど廃棄物管理だけに書くっていう整理はどういう考えですか。日本原燃の浜です。失礼いたしました。この (3) については最終施設の方にも記載しております。失礼しました訂正いたします。
2:29:22	やっぱり実際にどこに書いてましたっけ。
2:29:26	すいません。日本原燃のトリハラですと受けるものが最初と同じよう再処理と同じ廃棄物特性を持って発言するということは添付 6-7.4、5.2 の (3) 、
2:29:39	ハセガワですけどもこちらの方に記載しております。
2:29:42	成長丹治です。何で右下 13 ページのところの共用のところの設計方針として書く形で書いてるってことですねだから手順みたいな形で書いて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ある廃棄物管理等、共用という形で書いている最中で微妙に書き方違うけれど担保すべきものは情報で担保しますよ。で、
2:29:57	廃棄物管理の方でオリジナル担保しなきゃいけないと廃棄物管理法だけ書きましたよってという説明でいいですかね。
2:30:04	日本原燃のトリハラです。おっしゃる通り間違いございません。
2:30:10	延長たりです。ちょっとざっと確認していければと思うんですけどまず最初にちょっと報告の数が少ないんで物品の方からなんですけど、
2:30:19	まず1点目なんですけど、
2:30:22	先ほどの13ページかな、13ページのところろで江藤(3)共用っていうところで、雑固体と廃棄物特性は同等のものであることって書いてあんすけど廃棄物特性ってどっかで何か説明してましたっけ。
2:30:36	これ線量が同じとかそういうところまでいえるんですけどっけ。
2:30:43	はい、日本原燃の浜田でございます。
2:30:45	衛藤廃棄物特性については、補足説明資料で説明しているところですので、
2:30:53	こちらについてはすみません申請書でそこまでお示ししていないので、
2:30:58	差別後は記載を反映するようにいたします。以上です。
2:31:04	成長と自立と再処理施設の方でまず言うという意味では遮へいとか火災とかに関して言うと最初に切断使ってるもの等よりも線量が高くないことであるとかもう安いもんじゃないとかって言うところだと思うので、
2:31:20	若干特性っていうとふわっとしすぎてる気がするので、別に何か特定の括弧書きで何とか何とか等でも別に構わないしなないとは思んですけど抑えなきゃいけないところを抑えるようにしていただければと思います。
2:31:33	日本原燃の鳥原で承知しました。
2:31:36	規制庁田尻です。阿藤。
2:31:38	確か他んどこに書いてあったと思うんですけど雑答は確かフィルターとか紙とか布とか、等の雑固体とかって言うふう他にのところで書いてあるから雑固体って言えばそのことを指すっていう整理でいいんですよ。
2:31:51	日本原燃のトリハラです。おっしゃる通りで別のところに記載がありますのでその通り、変更ございません。
2:31:57	提供多人数D。ちょっと待ってくださいね規制庁耐専で全体的話でちょっと確認なんですけど、今回共用するものに関して、第2低レベルのと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ころ共用するってのは当たり前の話としてあってさ引きの話があってU Dの話があって、
2:32:14	火災のところはちょっと今よくわかんなかったんですけど火災感知器の一部を共用するという話と、右下8ページのところで、
2:32:22	消火器の容量の話をしてるんですけど、これは消火器も追加して共用するってことですかねちょっとどういう趣旨でここが、
2:32:32	多分これ一重線が許可から書いてあるやつに従前がそこからさらに変えようとしてるところとかですよね、さらにとかで何か書いてあるところの意図がちょっとよくわかんなかったんで説明いただければ。
2:32:48	そういう中の日本原燃のトリハラですとバツを確認ですけども、最初にもう、
2:32:53	8ページの部分、
2:32:55	のお話でよろしいでしょうか。規制庁田井です簡単に言うと消火器も追加で何か許容するんでしたっけっていう共用というふうに謳っていて前課長から設備の一部というふうに言ってきていて、
2:33:08	その範疇だっけ言いたいのか、さらについていうところの部分がそこの関係で何を指してるかわかんなかったので説明いただきたいという趣旨です。日本原燃の富川です。
2:33:19	今回消化器を地区追加で共用したいということで記載を追記しております。以上です。
2:33:28	規制庁樽井です。そういった意味でいうと8ページの上から3行目のところの消火器の一部という形になってるので、そういった意味で白土葛西葛西設備に関しては感知設備の消火設備それぞれ一部を新たに共用すると思っておけばいいですかね。
2:33:44	日本原燃のトリハラです。
2:33:45	S P A R K L E ご発言の通りでございます。
2:33:50	成長帯磁率、若干復習ですけど、火災防護設備に関して、火災感知設備と火災消火設備の一部の共用等、あとダイリュウの元からの共用の話等放射線サーベイの話とあと運転いうD Gの共用が追加と思っけばいいんすかね今回で、
2:34:05	通信とか昔から共用してる場所に関しては当然昔からのままで今回改めてうたってないとかそんな感じですかね。
2:34:12	日本原燃の土居です。先ほど、今おっしゃられた通りの整理で間違っておりません。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:20	長田尻です。最初の方大体イメージできたんで廃棄物管理の方もちょっとあわせて確認なんですけど、最終と廃棄物管理において、基本的に共有するっていう観点でも一緒なんですけど共有するワークをされる側っていうのありますけど、
2:34:35	今回廃棄物管理施設という観点でいうとテレビのごみ置き場ふやすような形になるので、遮へいの条文に対して、ちょっと待ってください。
2:34:48	すいません規制庁た技術って、廃棄物管理という意味でいうと、遮へいの条文っていうのを追加で見なきゃいけないのと、あと電源っていう意味で、先ほど最初に設の電源を共用するという形で書かれてたと思うんですけど、最初に関田運転予備用P Cというふうに書かれたやつを今回廃棄物管理としては予備で、
2:35:07	県として位置付けてっていうことになるんですかね。
2:35:13	大きな取り上げすいませんちょっとお待ちください。
2:35:34	日本原燃のトリハラですと、
2:35:37	廃棄物管理施設に関しましては糸井村長、及びディーゼル発電機は予備電源と、
2:35:43	いう位置付けで記載をしております。
2:35:47	以上です。
2:35:49	規制庁田尻です。なので廃棄物管理施設としては先ほど最初に施設の方で共用するっていった設備火災であるとか放射線管理であるとか、電源の話にプラスして、
2:36:00	遮へいとか要は廃棄物管理施設と売り値で見なければいけないところは当然見えて、ただ外部事象であるとか地震だとかそういったものに関しては、許可の設計方針の通りであってかつ、再処理施設において基準適合が確認されたものをさらに許容する形になるので、別に詳細に細かく説明はしてないとか思えばいいですかね。
2:36:20	日本原燃の堀川です。おっしゃる通りでして、
2:36:24	天田の方からもちょっとご説明しておりますけれども、26ページにあります通り、
2:36:33	(4) (5) のような記載を生活することで、影響がないというような変更を考えております。以上です。
2:36:46	規制庁タジリです。大体イメージはわかりました。ちょっと細かな記載ぶりとかに関してはもう少し精査するかもしれないですけど先ほどお伝えしたように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:57	廃棄物特性とかのところに關しては今回押さえなければいけないところだと思ふので必要な要素が出していただければと思ひますとりあへず自分からは以上です。
2:37:10	その他、質問ありますでしょうか。
2:37:24	ないようでしたら振り返りをお願いできますでしょうか。
2:37:33	はい。日本原燃の濱田でございます。
2:37:35	ご指摘いただいたところ等、
2:37:40	廃棄物特性のところですね、そちらについては受け入れという雑固体の性状を踏まえまして、適切な記載を地域なりすることにしたいと考えております。
2:37:52	はい。あと全体的に精査をして人が主査の修正があれば、そちらに対応したいと思ひます。以上でございます。
2:38:02	ありがとうございました。
2:38:04	それでは次の資料 2、資料の説明をお願いできますでしょうか。
2:38:18	はい。日本原燃芳賀と申します。それでは整理資料の平和利用のご説明をさせていただきますと思ひます。
2:38:27	平和利用につきまして先週、ヒアリングでご提示さしていただいた際は変更箇所を示したものでしたけれども、今回実際に整理資料を改訂したものを準備してございますので、
2:38:39	そちらで内容をご説明いたします。
2:38:42	平和利用をめぐっていただきまして、右下 7 ページのところ、前回も議論になったところですが、エネルギー基本計画が令和 3 年 10 月に、
2:38:53	各決定されて改訂されておりますので、大戸 1 ポツ 1 再処理事業の目的のところの、閣議決定された乾基本計画を第 6 次のものに見直しております。
2:39:05	その内容の改定を受けて、どうだというところがちょっと前回の説明でも不十分のところございますので実際に内容を記載を変更してございます。
2:39:15	123156 行目辺りの下線引いてるところですが、核燃料サイクルの推進を基本方針とすることが明記をされておりまして、これは、
2:39:25	第 5 次エネルギー基本計画の内容を引き継いでいるということでこのエネルギー基本計画の改定が当社事業に与える影響はないということを、今回追加をして記載をさせていただいてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:38	あとは変更し出しているところは補足説明資料になりますけれども、10 右下 17 ページで、使用済み燃料再処理等実施中期計画を添付してございますが、こちらの今年の 3 月 29 日に、最新版が再処理機構が策定をして経産大臣が認可、
2:39:56	されておりますので 3 月 29 日に最新版が認可されておりますので、その内容に見直しを行ってございます。それを受けて右下 21 ページ、補足説明資料 1-4 ということで、この中期計画の解釈というものをつけさせていただいておりましたが、
2:40:13	こちら内容に記載を変更しております。ただ内容に変更があるというわけではなくて、何かされたことを受けて、実勢的なところの言い方が変わっているというだけで内容に変更はございません。
2:40:27	あと右下 29 ページ以降は補足説明資料の 1-11 ということで 3 者間覚書を添付しておりましたけれどもこちら一部最新に見直したところ、条文が変わっているところがありますので、最新の声書きを添付させていただいたと。
2:40:41	そういう中身になってございます。平和利用は以上です。
2:40:46	ご説明ありがとうございました。
2:40:49	それでは原子力規制庁からご質問のほど方ありますでしょうか。
2:40:54	はい。規制庁高梨です。まず、今ちょうどご説明があったところですけども一番初めと元 7 ページのところですね、エネルギー基本計画のところですが、
2:41:04	これ、このこの辺、修文は、基本計画案が少し文章が変わったからということだったかと思うんですけども修文をしたい等の確認。
2:41:15	なんですけれども、要は、結論としては、ここの部分の Paragraph するのは要は、何だ、この事業そのものの意義があるということをご説明してるとこだと思うんですけどそこそこについては
2:41:30	変わらないという意図でええだけどもむしろわかったら少し変えたという意味なのかそれとも何か変わったことによって少し説明をしなきゃいけない部分があって変更したのかということとちょっとそこをもう一度説明していただき、要は編集清野井戸ですねもう一度説明していただけますでしょうか。
2:41:47	はい。日本原燃の大庭です。修正した意図といたしましてはもともと一行分で読み込んでいたエネルギー基本計画が第 5 次のもので、最新の合併年月のものに置き換えたということになります内容については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:04	その内容を受けて何か影響があるというところはございませんので、基本的には最新の情報を最新の会議決定されたエネルギー基本計画に変えたという内容でございます。
2:42:17	すいません荷揚げイシハラでございます補足をさせていただきます。前回口頭でお話をさせていただきました誤字登録時の関係で中身が集落だけ変わっているものではないというのは先ほどご説明した通りです。
2:42:31	実際この処分をするに当たった理由としては、もともとの平和利用のところに書いていた文章の一部をですね、50 軒上のエネルギー基本計画からそのまま持ってきた文章がありました。当該部分が 60 になって、
2:42:44	要は文章的に変わってしまったので、一対一で紐付けができなくなったので 60 を受けて、趣旨は変わらないんだけども記載ぶりを若干変えさせていただきますということでございます。以上です。
2:42:57	はい。規制庁高橋です。要はもともとそのまま持ってきた文章の意図とか何内容は残っているけれども文書そのものが残っていないので、
2:43:07	そこは修正したということかと思えます結論としては、要はこの部分で土肥があるところについては変更要はこの 6 時に変えたことによっても変更はないというそういう、
2:43:19	意図だということでしょうか。
2:43:22	はい、宮城西田でございますはいおっしゃっていただいた通りでございます。はい。それともう 1 点なんですけれども。すいません。規制庁加来です。
2:43:30	今の点で言うんですね、補足がよくわからなくて、そ、本文でそう言ってるけど、補足くう最終最後のページですね。
2:43:42	これつけてるのが、第 5 次のものでしかなくて変更がないっていうのが説明になってないんですよ。
2:43:49	名のできれば、この横に第 6 次も入れて、こういうふうに変ってるけど、内容的にはこう変わってませんよっていうのをちゃんと説明書きを、
2:43:59	入れていただけますか。
2:44:02	日本原燃大庭です。補足説明資料 1 の中には 1 ページ目に第 6 次のもを入れておまして 2 ページ目に第 5 次を入れております。ちょっと内容的に変わりが無いというところは今本文に記載をしていたつもりでしたので補足説明資料には書いておりませんが、その両方の基本計画を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:20	添付をさせていただいております。ページが跨いでそれではわからないのでちょっと横に並べてですね、その説明を入れるようにしてください。承知いたしました。
2:44:40	規制庁タカナシそのもう1点すみません
2:44:44	ちょうど今補足の話に行ったんですけれどもこれ、中身は非公開でこれ前回もお話したんですけれどもその前の11ですか1-11の覚書のところなんです、
2:44:54	何か条文等に変更があったというところですがこれ見る限りちょっとどこ、何が変更になったのか、或いはその変更が、その影響しないということはどう、どのように
2:45:04	理解とか説明するすずできるのかということをですねちょっと内容に達しつつ、
2:45:11	触れない範囲で、要は非公開に触れない範囲でご説明いただけますでしょうか。
2:45:18	日本原燃大庭です。
2:45:20	もともとこの参酌覚書を読み込んでおりましたのが整理資料の本文の右下9ページのところで、使用済み燃料から分離された核燃料物質の処分の方法ということで引き渡しについての記載を、
2:45:36	していたところをここの補足説明資料として読み込んでおりますけれども、覚書改定になっておりますけれども、この引き渡しに関して、覚書の
2:45:50	内容がこの本文のポンプに影響するような内容というのは今ございませんので、改訂一部改定になっておりますけれども、影響はないというふうに考えております。
2:46:03	はい。規制庁コサクですけどもそれもちょうとわかるように書いてもらえますか。
2:46:09	はい。補足説明資料の方で説明を追加させていただきます。
2:46:24	はい、えっと、また私からは以上ですが他の規制庁側から平和利用ございましたらお願いします。
2:46:39	規制庁保坂です。これって、申請書上はどうなるんですたっけ。
2:46:49	日本原燃大庭です。すみません申請書上は申します本部江藤整理資料の本文がえとせえと申請書につきますので、申請書、
2:47:00	もですね補正の際に、今の本の整理資料の7ページ8ページの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:06	主に7ページですね、この変更を反映させていただきたいと考えてます。
2:47:15	規制庁コサクですそうだとするとですね、
2:47:19	7ページの書きぶりって補足説明としてはいいと思うんですけど、
2:47:26	5時から変更ありませんよっていうことが、
2:47:31	申請書、
2:47:34	の記載として適切かどうかというのはどう考えます。
2:47:38	日本原燃大場です。確かに私もそこは悩んだところだったんですけども、やはりこの改定によって、この当社の事業の目的が変わっていないというところを、
2:47:51	本文で言った方がいいのかなとは考えたんですけども。
2:47:55	確かに、
2:47:58	エネルギー基本計画の改定が、当社事業に与える影響はないというところを本文で述べるかどうかというところは、
2:48:06	確かにちょっと考えた方がいいかなと思います。
2:48:09	どうしようかないですかね。これ、本文何申請書本文なんでしょう。計算書はですね添付書類1です。
2:48:21	事業の目的になります。規制庁コサクです。プーであればある程度自由度があるということなので、
2:48:32	あまりこだわらなくてもという気はしますけどあれでしたっけ。新基準適合の時の申請書第5次ということで、日
2:48:42	この年月まで書いて書かれてたってことなんでしたっけ。
2:48:46	日本原燃大庭です。新基準適合の時はこの、1ポツにて再処理の事業の目的のすぐ下に書いてあるエネルギー基本計画が第5次の第6次第5次っていうのは書いてなかったんですけども、
2:48:58	第5条の平成30年7月のものが1行目に書いてあってその中身が書いてございました。今回この、
2:49:07	第5次と第6条の比較のような記載は今回初めて入れております。
2:49:12	規制庁コサクですその意味だ等、何時だろう等エネルギー基本計画、その時の最新のもの或いはこれまでの経緯を通じて、
2:49:23	こうなってますという説明であれば、特段言わなくてもよくて補足の中で5時で6時でこうだけど、あの日、引き続き同じですよという説明がしてあればいいようにも思いますけどいかがですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:41	日本エヌオオバです。承知いたしましたその考えが適切だと思しますので、整理資料本文の方は
2:49:49	申請書の添付書類ですね、こちらはちょっと見直しさせていただいて補足説明資料の方で、この内容を入れさせていただくということで、改定をさせていただきたいと思っております以上です。
2:50:00	はい、規制庁補足です。それで言うと、
2:50:05	今回の申請でその店舗はどうなってるのかということと、今回の補正でどうなるかっていうことで言うと、
2:50:13	現状どうなってるんですか。
2:50:18	元日本原燃大庭です。現状の昨年の4月の申請の際は、最初の事業の目的、大きな中身変わっておりませんでしたので、まず添付はしてありませんでした。
2:50:32	今回の補正で、今の修正のところを反映したものを申請を補正させていただこうというふうに考えておりました。以上です。
2:50:41	規制庁小阪です。そうすると今の補足説明資料の修正をすると、
2:50:47	補正で入れる必要がなくなったということですかね。
2:50:52	4年目オオバです。ただしこの一行目のですねこれは3年10月となっていてところが今平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画となっておりますので、
2:51:05	この部分だけの変更することになります。
2:51:10	以上です。
2:51:15	規制庁コサクですその意味では時点修正があるってということですかね。
2:51:23	表現の場です。
2:51:25	はいそうですねあとさっきちょっと一緒にご説明した丸々第5Gのエネルギー基本計画から持ってきた文章のところがございましたのでそこを一部記載を第6次を持ってくると少し
2:51:37	文章の見直しが発生しますので、
2:51:42	具体的なところの右下の7ページのところ、これは移行がいらなくなるというイメージになります。
2:51:50	以上です。
2:51:51	0 規制庁コサクです。ごめんなさい。現状は、
2:51:56	基本、その前の基本的方針っていうところまでは、現状書いてあるのと同じで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:05	5時から6時になっても変わる必要はなくて、することが明記されているっていうのは、
2:52:13	元はどうだったのをどう書き、あこ書き換えるって意味なんですか。
2:52:17	はい。日本原燃大庭です。
2:52:19	元はですねここへと核燃料サイクルの推進を基本方針とし、そのあとにですね、具体的には安全確保を大前提にプルサーマルの推進等を進めることが、
2:52:35	明記されていると、いうふうになってございましたがこれが
2:52:39	先ほど申し上げた丸々第5次のエネルギー基本計画から持ってきていた文章ですので、ここをちょっと要約をして、もう基本方針とすることが明記されているという記載に変更しようと考えております。
2:52:55	規制直速です前回のヒアリングの話を思い出してはきましたが、
2:53:02	今の
2:53:04	今回の補足説明資料の最後のページの、
2:53:08	四角囲みされたものの、最後の2行っていう古藤。
2:53:13	2行のうちの1行目ですかね。
2:53:16	っていう古藤ですけど、これわー第6次ではどうなったっつうことなんですか。
2:53:24	日本原燃の大庭です。
2:53:26	第6次ではこの補足説明資料、通しページの90ページの下2行の部分が、年ページ89ページの下4行の青枠の中の下4行の記載に見直しをされております。
2:53:42	若干記載が変わっておりまして、20年に再処理工場許可いただいておりますんでそういった情報等が入ってございますが、
2:53:52	そもそもこの
2:53:54	1ページ90ページの第5次で行っていたプルサーマルの推進等の話は、その上段でも、もう推進をするというふうに述べておりましてその内容が変わるものではございませんので、
2:54:07	申請書の規制庁コサクですけど、前回のヒアリングの私の意見を、何も聞いていただけてないような感じなんですけど、安全確保、
2:54:18	が前提だということ等を消される安全審査って何なんだっていう、
2:54:24	古藤を申し上げたつもりだったんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:29	そこは今回 56 条をつけていただいたところだと、同じように書いてあってですね、なぜそこを消されるんだっていう気がするんですけど、いかがなものなんでしょうか。
2:54:42	はい。ちょっと今の見直しのところが安全確認というのが入れにくいような文章になってましたのでとってしまいましたがご指摘の通り審査という観点では安全確保を大前提にという記載がないというのは不適切です。
2:54:57	記載を検討しますけれどもこの文言を入れさせていただきたいと思いません。
2:55:03	はい。規制庁日下です。前はプルサーマルの推進というところまで書かれていて、それは言いたいけど安全確保はついでに書いてたんだというふうに、
2:55:12	言ってるような気がして非常に納得いかないの、
2:55:17	安全確保のところの大前提をしっかりと残していただいて、プルサーマルの推進はそのまま書けないんでしょうから、第 6 次の方を見ればですね。
2:55:27	どこを書くかはちょっとあれですけど、最後に、官民一体で進めるとかっていうようなところ推進をしていくんだと。
2:55:37	いう、その平和的利用という意味でのすすめっていうことは、
2:55:42	官民一体は言わなくてもいいかもしれませんが進めるとか何とかってところの用語を使えばいいだけだと思いますので、検討して対応いただいて、
2:55:52	それは時点修正ということで、書き入れるということで理解をしました。で、その時点修正っていう意味だと、じゃあどこまで時点修正するんだっていう話が、
2:56:03	出てくると思うんですけど、この阿藤説明いただく技術的能力なんか、その人数とかは時点修正をするというこ等で、従来から運用してますが、
2:56:14	新設を全体としてどう考えてるかっていうの何か整理ありますか。
2:56:23	日本原燃大庭です。
2:56:26	申請書全体といたしましては、
2:56:30	今回の補正にあたって、今の事業の目的ですとかその技術的能力の人数の変更ですとか、再補正時点で最新のものに見直す必要があるところは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:45	とあわせて、補正の際に最新化をさせていただこうというふうに考えてございます。
2:56:51	以上です。
2:56:52	規制庁コサクですけどその必要があるところはっていうところの考えを聞いていて、
2:56:57	気象条件とか、何、いろいろなその条件になっているようなものっていうのを、全部見直してるのかと。
2:57:07	地盤特性のところでは追加でデータ取ったようなところを全部入れ込むような、変更してるかと。
2:57:13	いうとそうでもないと思うんですよね。
2:57:16	というところを踏まえると、ここはどうなのかというようなことでの全体的な考えを聞いてます。
2:57:30	はい。評議員の石原でございます。ちょっとその部分は、すみません。今、おにぎりメンバー、
2:57:38	パッと答えが出たそうなのでおっしゃっていただいているのはいわゆる法律上の変更にかかると言ってる部分を、今回の変更に関係して修正が必要なのかどうかと。
2:57:51	いうところをどう整理をして、それぞれの添付書類の変更するしないっていうのを考えたのかということのご質問だと思ってます。
2:58:02	おっしゃっていただいて添付書4みたいなのが変更に係る再処理施設の場所における気象何とかかんとか書いてあって今回は、許可を受けたものと変わりはありませんと言って最初、当初申請をしました。
2:58:14	今話をしている平和利用とか事業の目的のところでもありますね、実際は当初申請今回の有力活動の申請時には、事業全体の目的自体には変更がないんだと、許可を受けた前回の許可から変わってない。
2:58:29	ということで、変更後も受けると、要は変更。
2:58:33	変更後で受けるので、変更後に至っていわゆる事業の目的が変わるものではないので、その時点で変更する内容はございませんということで、当初申請をしてたら多分その時には、
2:58:47	それ品のそれぞれの考えを整理した上で、ここをこうしたんだろうと思ってますので、それも含めた上で改めて、今回の変更申請にどこを変えてどこが変えなくてっていうところを、今一度整理をして早急に、
2:59:00	ご説明ができるようにさせていただければと思います添付書類1なんかは、多分今オオバー生懸命説明しましたけど結果的には変更なしでいい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	んじゃないのかなっていう気がしないでもないというところでもあります。以上です。
2:59:14	はい。規制庁コサクです。
2:59:17	観点はそういうところですか。で、と言いつつ、変更後におけると変更後における、
2:59:26	と。
2:59:28	にかかると、
2:59:31	必ずしもそれできちりと分けられてない部分もあってですね、悩ましいねっていうのは我々の中でも話をしているところで、
2:59:42	名の必要に応じて、
2:59:47	対応しましょうねっていうことになるんですけど、その中で、どういうふうに考えて手続きをしていくかと。
2:59:54	いうことかなと思言います。少なくとも、
3:00:00	それまで審査をした内容が変わると、というようなことであれば、
3:00:07	入れていただいてその上で影響がどうかということを確認するということにはなると思うんですけど。
3:00:14	影響しないっていう範囲を、記載の適正化っていうことで入れるか入れないかというところの範疇だと思うので、その点の考え方を整理いただければと思います。
3:00:27	今回も、その時点修正があっても別に構わないと思うん
3:00:32	ですけど、ていうのも洲本に何。
3:00:37	何月についていうふうに書いてしまっているからちょっと、
3:00:41	いや、そういう議論が出てきちゃったっていうところあるんですけど、そこも含めて、考え方を整理をしておいていただければと思います。よろしくお願いします。
3:00:53	はい。日本原燃志田でございます承知いたしました至急、整理をした上で、説明できるようにします。
3:01:04	説明ありがとうございました。他に質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
3:01:16	ないようでしたらまとめの振り返りの方お願いしてもよろしいでしょうか。
3:01:26	はい。日本原燃大場です。平和利用につきましては、一部6Gの基本計画を受けて見直す可能性ございますけれども最後にありましたように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:38	ちょっと全体として、どういう考え方でどこを変えるというところを整理をさせていただいた上で、添付1について、変えるかどうかというところを検討させていただいて早急にご相談させていただきたいと思います。以上です。
3:01:51	ありがとうございます規制庁コサクですけどすみません。
3:01:55	7ページの記載について変えるか変えないかは
3:01:59	検討の上で対応いただければと思いますので、変える場合には、
3:02:04	安全最最優先なんでしたっけ、という言葉は残して対応いただきたいということで、補足については引き続き補足はしておいていただきたくて、
3:02:22	補足の1の中にもそうですし11号ですかね、変更が関連するところの変更がどうであってそれが影響ありますというところをちゃんと説明いただくと。
3:02:36	いうことを忘れずによろしくお願いします。
3:02:39	日本原燃大場です。すいません説明抜けてしまいました承知いたしました。
3:02:49	ありがとうございます。それでは
3:02:52	次の資料の説明お願いしよろしいでしょうか。
3:03:04	はい。それでは経理的基礎の説明をいたします。最初の警笛所の整理資料で説明、はい。
3:03:13	日本原燃神谷と申します。それでは再処理施設の兄弟木曾の整理資料で説明いたします。
3:03:22	めくっていただきまして、5ページ目以降の基準適合性でありましてこれ経理的基礎の申請書本文の記載になります申請書の記載になります。
3:03:32	7ページ目、2、2ポツ2項変更の工事に要する資金の額及びその調達計画としましては、本変更については工事を伴わないためこれに係る変更は、資金を要しないという整理をいたします。
3:03:46	8ページ目補5、変更に係る施設による事業の開始の日、5の資金計画及び収支見積もりということで、
3:03:56	ここにつきましては従来の資金計画及び収支見積もりについて添付させていただいております。これは今回の変更に係る施設によって支出が生じないため、従前からの資金計画等に変更はないという考え方のもとでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:14	ただし、操業事業の操業の開始の時期が変わっておりますので、上の年度の欄のところだけ、操業開始の時期に合わせて修正いたしてごさいます。
3:04:25	また説明文につきましては、最後に本変更による資金支出を要しないことから、事業の開始の日金資金計画事業の収支見積もりに変更はなく、
3:04:36	借入金の調達や返済最終料金優秀に対し影響が生じないということを明記させていただいております。
3:04:44	9 ページ目になりますけれども、ちなみに経理的基礎の前提となる事業計画としまして、タイム書類 2 の色は、が変更最新化されておまして、その説明も経営的層の整理資料に付記いたしてごさいます。
3:05:02	以降は事業開始予定時期でございますけれどもこれを 3 年から 4 年上期に最新化すると。
3:05:10	6 本につきましても主数量につきまして最新の再生機構殿の公表する実施中計画も続いた数字にすると。
3:05:18	発行につきましては変更はございませんで 6 号の生産量につきましても最新の値を 2 に置き換えるという形にしてごさいます。ちなみにこれ下線全体に引いてごさいますのは経理的基礎に今回入れ込むということで全体を新たに反映することになりますので、全部に下線を引くということで、表記してごさいます。
3:05:40	以上が基準適合性の説明にありまして 13 ページ目以降が補足説明資料にあります。
3:05:48	めくっていただきまして 19 ページ目、補足説明資料の構成でございますけれども、
3:05:55	今回工事に要する資金の額がないということでございまして、工事資金の調達に関する添付資料、添付 1 添付 3 添付表につきましては今回添付を割愛させていただきます。
3:06:09	1 個 20 ページ目以降が説明資料になりますけれども、24 ページ目までは現連の資金調達に関する一般的な構図を示しておりますのでこの部分に関しては変更はございません。
3:06:21	25 ページ目につきまして今回変更を入れてございまして、
3:06:26	まず上から 123456 ポツ目までにつきましては工事が無いことに伴いまして記載を適正化させていただきました。
3:06:36	今回、さらにその下にポツ追加してございまして、ここで今回の特別特異の事象としまして変更については工事を伴わないと、資金は発生せず、調達を要しないという記載。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:51	さらに事業開始の日以降の資金計画及び収支見積もり変更が生じることはなく、建設費操業費の回収可能性に影響はないということを付記させていただきます。
3:07:04	以降添付書類になりますけれども添付1添付2は事業計画に関わる記載のところでございまして、年度展開の欄以外について変更はございません。
3:07:16	次の添付商品2番にありますけれども契約書を従前通りつけさせていただきます。ただし、去年、一部の条項について契約変更を行っておりますので契約変更を行った状況につきましては最新の情報に差し替えさせていただきます。
3:07:34	あと参考書類になりますけれども参考資料としまして最終機構の公表する事業費の公表資料を参考でつけておりますけれどもこれは22年6月の最新のものをつけてございます。
3:07:49	参考の2につきましては弊社の借入の調達の実績ということで、借入金の調達能力があるというエビデンスとしてつけてございましたけれども、これにつきましては19年20年21年、
3:08:03	最新の決算期までの実績を追加させていただきます。説明は以上です。
3:08:15	ご説明ありがとうございました。それでは質問ある方。
3:08:19	いらっしゃいますでしょうか。
3:08:21	はい規制庁高橋です
3:08:24	点ですけれども、今回前回のヒアリングも踏まえてということで添付資料のところを、必要な工事に関わる箇所を削除削除したということだったんですけれども、
3:08:35	のためなんです、もともとの高瀬テンプさんのこの資金調達の考え方ってこれも工事だけの話だったのかというのは、確認ですが御所、ご説明してください。
3:08:47	はい。もともとの添付資料3につきましては竣工まで最初に今日の前受金等を用いて調達するところを主題歌説明してございまして、
3:08:59	どちらかと申しますと建設工事の資金調達の考え方をメインに説明して資料になります。以上です。
3:09:07	規制庁高橋今ちょっとどちらかというってというのは少し気になったんですが、それは工事以外の部分も入っているということなんでしょうか。その辺の考えをちょっとお聞かせください。
3:09:18	エーットー

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:21	前回までの、添付3につきましては、
3:09:25	竣工まで、竣工までは再処理機構の前受金。
3:09:32	を用いて資金調達を行うということを説明していただきましたので、竣工までの工事資金を説明した資料になりますすいません。
3:09:42	以上です。
3:09:46	機械規制庁高梨です。工事の工事資金にして土肥ということであれば、それはコア、今回の申請で影響受けないということではありつつも、
3:10:02	竣工までの何か、その事業遂行じゃない限りは、竣工までの間のところの資金とかそういう調達とかについては記載されてるのであれば、
3:10:12	その辺のところっていうのは影響し、しないというか、こういうふうに言っているのかどうかということを、ちょっともう一度ご説明いただけますでしょうか。
3:10:21	はい。日本原燃神谷です。
3:10:28	今回は変更2の工事に要する資金の額及び調達計画というところで、変更の工事の工事費は生じないということなので、
3:10:38	事業の開始以降の資金計画部分にもございます通り、変更がないことによって従来からの調達に影響が生じることはないということで考えてございます以上です。
3:10:52	はい。規制庁高橋です。今のご説明ですと要は来今、添付で残っているとかつけていた、いる、g a g e事業計画とかその、
3:11:04	資金の計画の中で、影響がないということは読めるという、読める部分であってここ外しても資金、事業推進の資金には影響しないということで、外したということ、理解でよろしいでしょうか。
3:11:17	県連カミヤです。はい結構でございます。
3:11:20	はい。
3:11:23	規制庁コサクです。今のやりとりを、せっかくさっき
3:11:28	申請書上変更するかしないかみたいなことの話をしたので、事業規則でどう書いてあるかっていうところを踏まえながら話をしたいと思うんですけど。
3:11:38	事業計画書、
3:11:41	の中で、求めている内容として、
3:11:46	事業開始の予定時期は、これは
3:11:52	整理されてるとのことだと思いますけどそのあとの、その次が、
3:11:58	毎事業年度における、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:01	庄梨衣
3:12:02	予定再処理数量及び取得計画。
3:12:08	その次が、
3:12:10	毎年度の予定生産量とこれは事業計画的な、
3:12:15	とはいうことでその次に2として、資金、工事の資金額、その調達計画 ということで今回はその資金が発生しないということで調達計画も不要 と。
3:12:28	いうこと。
3:12:30	で、
3:12:31	今の話は、建設工事での調達計画として書いてありましたと。
3:12:39	いうことでまずいいんですね。
3:12:41	はい。
3:12:42	はい、規制庁コサクです。その上で、
3:12:47	事業開始日以後、10年内のっていうことで資金計画及び収支見積もりと いうことで、
3:12:58	一応その年度で書かれていて、ここに今のちょ、何だ、
3:13:07	借入金みたいなのが影響を与えませんっていうのを先ほど少し言わ れてたっていうことですかね。
3:13:15	はい。そうですね工事に減カミヤです。工事に要する資金が出ないこと によって、事業の開始以降の支出を生じませんので、借入金や収入主費 用といったものにも影響がないということでございます。
3:13:38	はい、わかりましたあとその旨はあれですね9ページのところに追記で 書かれているということですね。
3:13:44	はい。神谷委員はい。
3:13:47	はい、わかりました。それによって変更にかかるっていうところが、こ こで表現されてると理解をしました。
3:13:54	高橋さん戻します。はい、ありがとうございます。
3:13:59	はい、では今の点はい。それですね、あともう一つは、先ほどのち よっと平和利用とちょっと、同じような話なんですけど後のところにつけ ていた、見てる補足の
3:14:12	委託契約のところですけども、こちらの中身は非公開の話なんですけど 変更点ですね、せっかくなんでいただいているので、変更って、
3:14:24	が何で、それが影響しないということを、
3:14:28	の説明はどこかで少し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:14:30	補足していただければと思いますがいかがでしょうか。
3:14:35	元カミヤです。はい。了解いたしましたどこかに整理するようにいたします。以上です。よろしくお願いいたします。
3:14:45	私からは以上ですが僕は何か規制庁側からございましたらお願いします。
3:14:50	長田尻です。最初に管理の方で確認しておきたいんですけど
3:14:55	事業の経過くうで、受入半数が書かれてたと思うんですけど許可の時は数字返ってて今回全部見てにするのって何でしたっけ。
3:15:07	日本原燃大庭です。
3:15:10	こちらはですね、
3:15:13	この予定数量については再処理の方もそうなんですけれども、最終的に受け入れる数量ですとか再処理する数量が、
3:15:23	確定をしたものを記載をするという考え方で記載をしております、廃棄物管理の予定受け入れ数量ですと令和5年度以降はまだ数字として確定をしていないということで、未定というふうにさせていただいております。
3:15:39	以上です。
3:15:40	出ておった時です。梅川池戸予定受け入れるな受け予定量だっつってものに確定してから書くんですか。
3:15:48	確定といいますか予定は予定なんですけれども、例えば再処理数量ですと、
3:15:57	今回の法律は改定によりまして使用済み燃料再処理機構の中期計画で予定の数量が示されますので、その数字をもって、記載をするというふうにしております。
3:16:07	併せましてガラス固化体の予定受け入れるにつきましては、契約に基づいて、電力会社さんといいますか機構さんの方から、再処理機構から通知を受けた数字が最終的な予定数量になりますのでそれをもって記載をするということで、
3:16:26	それがないものはまだ未定というふうにさせていただいております。以上です。
3:16:31	社長谷です。2点なんですけど、その考え方ってどこに書いてあんでしたっけっていうのと、今まさに開かれてるやつで、上記のベースとなる事業計画は以下の通りっていうふうに書かれてて上記のテストなるものが未定っていう説明でできるもんでしたっけ何か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:46	上と下の繋がりがよくわからなくて、
3:16:49	規制庁補足です。今の2点で回答いただければと思うんですけど1点目の方は、再処理だとう予定生産量のところに注4があって説明されたものが書いてあります。
3:17:02	それを踏まえて説明してください。
3:17:12	はい。江藤さ石谷本庄オオバです。
3:17:17	まずですね考え方につきましては、今ご指摘の通り最初2については注記で、
3:17:26	使用済み燃料再処理等実施中期計画に基づき再処理を行うというふうにさせていただいております。これで決まった数字を書くとか、まだ中期計画として決まっていなかった数字については、未定というふうにさせていただいております。
3:17:43	一方で廃棄物管理につきましては確かにご指摘の通りその考え方が申請書でもしくはの整理資料で見えませんが、ここはちょっと何らか端折りと同様の考え方がわかるような、
3:17:57	数字をそれぞれごめんなさい記載を入れさせていただきたいと思ます。
3:18:05	あとベースとなる事業を計架空の数字がないという点については確かにそこは、弊社の方でもそのように考えまして、これ以前未定とする際に、
3:18:15	未定とすることで問題ないかということをご相談させていただいた後長さんの方にご相談させていただいてその結果を受けて未定とさせていただいた経緯がございます。
3:18:25	以上です。
3:18:27	規制庁コサクです何か相談を受けていて責任をこちらに投げつけられたようであれなんですけど、
3:18:33	事業計画としてのベースになるものがないけどそういう事業、何だ、計画の、その数資金なり何なりの書き方でいいですよということまで含めて説明を、
3:18:47	受けた。
3:18:48	覚えはなくて、
3:18:50	もうちょっとちゃんと説明していただけないか。
3:18:56	日本原燃大庭です。確かに数量として表示としては未定とさせていただいているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:07	当然事業を計画といいますか収支資金の見積もり等を行う前提としての数字はございまして、その数字上はちょっと
3:19:18	経路等は未定なんですけれども、経理的基礎の観点としてはこの数字を入れさせていただいているもので、確認ができるという観点でその予定数量等は未定として、欠席層としては数字を入れたもので記載をさせていただいているということで
3:19:34	経営的さとしての確認は、この数字金額の方の数字で確認をできるという考え方で、数量等は未定としたというふうに考えてます。
3:19:44	以上です。
3:19:48	規制庁田尻です。今の説明だと未定にすることに関しては計画の話があってそれを踏まえての注記されるっていうのと、今の話、上記のベースの事業計画は以下の通りっていうのは、今関係なくなっていて他のところからさしたやつで金額変えてるんですっていうんだとしたらここの記載は書かれてる意図がよくわかんないっていうのが多分、
3:20:08	結局、もっと戻ってくる質問なんですけど。
3:20:12	日本原燃大場です。確かにご指摘の通り補足説明資料上の上記のベースとなる事業計画は以下の通りという言い方は不適切ですので、
3:20:24	ちょっとここの記載を見直したいと思います。以上です。
3:20:28	成長タジリつどんなものでもなんですけど、考え方を書いといていただかないと意味がなくて言われてから、こうでしたっていうふうに言われると時間がかかるだけなのでその点は考慮していただいて説明資料作っていただければと思います以上です。
3:20:43	稲毛稲葉です。失礼いたしました。承知いたしました。
3:20:52	それではほかに質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
3:20:59	コサクです。
3:21:02	書きぶりは整理していただくとして、
3:21:05	実態としてはII、この予定は決まるもんなんですか。
3:21:13	日本でのオオバです。
3:21:15	項目ごとによって変わっておりまして、予定再処理数量ですと、今すいません、最初に設計廃棄物ですか。すいません。
3:21:28	廃棄物処理の方はあれなんですけど再処理機構がいて、お金も何も全体的にそういう
3:21:36	進めるものなので、どちらかというとならば原燃はう形だけっていうことなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:41	その意味では、廃棄物管理も電力くう
3:21:47	のう。
3:21:49	が、すべてを握っていてってということなのかもしれないんですけど、
3:21:54	ちょっとその点での構成も含めてってということにはなるんですがまず実態として、廃棄物管理の方の、特にこの令和4年というところで、0で終わっちゃってるのでってということもあってですね、教えていただけますか。
3:22:07	はい。日本原燃大場です。実態といたしましては、このガラス固化体の受入料については、前年、前年末ごろまでに、
3:22:18	通知を受けるということになってございます。以上です。
3:22:29	規制庁コサクですすみません、前年末っていうとほとんど予定は入れられない。
3:22:36	電力との契約状態になってるということですか。
3:22:41	日本原燃大庭です。江藤入れられないと申しますか実態としてその
3:22:47	受入れる数量を、を通知するのが今の契約上では前年の末頃までというふうになってございます。
3:22:57	いやすみません、最終的にこの数g 売れ、受け入れてくださいねって確定するのはその時期で別にいいんですけど、
3:23:06	この事業計画として、規定上その5年内について、ある程度計画的にってということもあり、書かれているんだと思うんですけど、
3:23:21	そういう計画は、んないい。
3:23:24	事業だってことですかね。
3:23:30	日本原燃神谷でございます。
3:23:33	廃棄体につきましては海外の再処理工場から電力会社さんが、弊社まで持ってくるということで電力会社さんが計画を策定して、A社に提示して、それが弊社の計画になるという手順になってございます。
3:23:51	現状ですね実態を嶋須藤
3:23:56	れる会社さんもいつ弊社に持ってく、搬入するかというところの計画を作りづらい状態です、
3:24:03	毎年、年度末というか前年度の2月ぐらいに次年度分ということで計画をちょっと都度送ってきていただいている状態です、
3:24:15	我々の中でもう年度末に来年度分を決めるような精一杯という状況になってございます。以上です。
3:24:23	規制庁不足ですそれは何ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:26	電力に聞いた方がいいんですけど、聞いている範囲で構いませんか。
3:24:37	ちょっと非常に答えるんですが
3:24:45	結局電力さんが運ぶとなると、輸送計画を立てなければいけないんですけども、輸送計画を立てるには迎車の廃棄物管理施設が確実に操業しているという見通しがなければならないという状況でございまして、
3:24:59	その状況を見極めているというのが現在の状況でございまして。以上です。規制庁コサクですよくわかりました電事連から何時ぐらいですかというような聞かれるのも、その意味でよくわかり、
3:25:11	ますので、その意味では現時点では
3:25:16	どうなるのかがわからないってということもあり、計画立てていなかったから翌年度とかの数字も入っていない状態ということだけど、
3:25:26	9年間の全体的な整理が進み、この案件も廃棄物の受け入れができるように、廃棄物、すいません、雑固体のやつの再処理への
3:25:39	持ち出しみたいなことができるようになって、廃棄物管理事業がスムーズに今後進められるという環境になれば、それに応じて電力側が搬入計画を立てて順々に、
3:25:52	入れていける環境になりここの数字も入ってくるようになると、いうことですかね。
3:25:58	天然カミヤです。その理解で結構だと思います。以上です。
3:26:02	わかりました規制庁コサクです。で、その旨を補足で書けるかどうかってのはちょっとよくわかりませんが、
3:26:11	ちょっと検討いただければと思います。
3:26:20	そうだね。
3:26:25	はい。で、先ほど経理適格じゃ
3:26:30	平和利用の方その添付ありなし、変更ありなしみたいなことの話しましたが、事業計画書はその変更にかかるみたいなことが
3:26:42	あたりして、基本的な時点修正するっていう意識でいいですかね。
3:26:50	はい。日本原燃世良でございましてはい。工事の関係もありますし時点修正をするということで整理をしようと思っております。
3:26:59	はい。規制庁小阪です。よろしくお願いします。その上で、
3:27:06	特に廃棄物管理は4年っていう今年のものしか書いてなくて計画が何問見てというところがあるので、少し補足をしていただければなというところですか。以上です。
3:27:22	説明、お菓子のある方、いらっしゃいますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:34	ないようでしたら振り返りの方お願いしてもよろしいでしょうか。
3:27:39	はい。日本原燃神谷です。3点あると考えておりまして1点目は添付する契約書につきまして変更箇所と影響がないことについて記載を行う。
3:27:50	2点目が廃棄物管理の受け入れ量の設定の考え方について記載を検討するというので3点目がここには上記のベースとなる事業計画という表現が適切でないの見直しを検討するという3点でございます。以上です。
3:28:08	ありがとうございました。
3:28:10	では次の資料の説明をお願いできますでしょうか。
3:28:17	はい。日本原燃の野呂です。技術的能力の品質保証活動の部分について、先日のヒアリングを踏まえて、修繕点の説明ということで、整理資料を用意しましたので、
3:28:29	この整理資料による修正版、修正内容について、ちょっと説明をさせていただきます。
3:28:36	まず通しページで31ページでございます。
3:28:41	全体的に
3:28:53	規制庁コサクです今何か通信状況がおかしくなりましたが多分、本庁側の電波が遅れて入ってきただけだと思いますので説明続けてください。
3:29:02	日本原燃の野呂といいます。
3:29:05	それでは技術的能力に関わる場所の品質保証活動の部分について、先日のヒアリングを踏まえて修正点の説明を整理資料で説明させていただきます。
3:29:18	まず通しページで31ページでございます。
3:29:22	僕は全体的に下線を引いてございますけど、昨年4月の変更申請では、記載を見直したところになりますけども、
3:29:32	品質保証体制の説明として、ジャックからの変遷を説明しているところになりますので、広く記載に戻した上で、品質管理基準規則、
3:29:44	の記載を追加したいと。
3:29:47	思います。その説明を、通しページ54ページに新たに追記させていただきました。
3:29:55	続いての変更点として、37ページになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:02	37 ページについても、全体的に下線を引いてございますけど、これは昨年 4 月の変更申請では、記載を見直したところになりますけども、
3:30:13	今回調達管理の説明として、新規制基準の施行前の管理方法を説明しているところになりますので、
3:30:20	既許可の記載に戻した上で、品質管理基準の規則を追加いたします。その説明も先ほどと同様に、通しページでございます。
3:30:32	はい長コサクですちょっと頭が混乱してきたので、ちょっと大枠で状況確認したいんですけど。
3:30:38	Q M S の説明の方は、
3:30:42	旧体系については触れずに心の中を話していると、いうことに対してこちらの方は、旧の方がメインであって、
3:30:54	新の方は後付ですみたいなことを言われてんですけど一体どうなってるんですか。
3:31:02	日本原燃の野呂です。
3:31:06	品質保証体制の説明としては既許可のときも、ジャックである牧救急規則、そのあと、段階的に品証の技術基準が適用されてきて、
3:31:18	体制を強化してきたと、というような流れの説明をしてございましたので、今回の説明でもその流れに、さらに品質管理基準を追加したと。
3:31:28	流れの説明をさせていただきたいと、いうふうに考えております。
3:31:34	すいません。規制庁コサクですけど、じゃあ Q M S 説明書のスタンスは何なんですか。
3:31:45	申請書本文の Q M S の体系とか、
3:31:52	日本原燃の名でしえっと、おっしゃる通り、今回の変更申請に於いては、品質管理基準規則に基づいて、活動を実施しておりますので、
3:32:03	そういった意味では、その旧規則からの変遷というような説明は、必要ないのかなというふうに思っておりますけども、これまでちょっと整理資料として、
3:32:14	変遷を説明しておりましたので、ちょっとその流れで説明するべきというふうにちょっと考えておりました。規制庁コサクですけどそれ、これまではってというのは本当ですか。
3:32:25	単純に前回はちょうど切り換え時期であって、実務的にわあ、前の方でやって、補正の時期がたまたま移行した後の状態になるからってというようなこと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:38	なるからだったのかな、なるか、なってるからなのかな。るからなのかちょっと忘れちゃったけど、ちょうど移行時期だったということがあるような気がするんですけど。
3:32:49	どうなんですか。
3:32:53	日本原燃の宇野です。おっしゃる通り、
3:32:56	許可の時では、非常に地域性基準を適用する前からの活動がございましたので、そういった新規制基準を適用する前の活動と、
3:33:08	新規制基準を適用した後の活動を、変遷ということで書いてございました。ただおっしゃる通り、今回の変更申請においては、
3:33:19	新品質管理基準規則に基づいて活動を実施しておりますので、申請としては、技術管理基準規則で実施している旨の説明をすべきだと思いますので、
3:33:30	この考え方をちょっと修正して、整理資料に反映したいと考えております。
3:33:40	はい。規制庁コサクです。そうしましたら早急に修正をして、
3:33:46	提示いただければと思いますが、
3:33:51	とその上先ほど言われたような前のQMSのもとでやってたっていうのはどれだけ説明が必要かっていうのを、状況として説明いただけますか。
3:34:04	日本原燃の名です。江藤。
3:34:07	丸野QMSで実施していた泊のQSTのジャックとあと品証の技術基準になりますけど、今回の有毒ガスの申請であるとか、廃棄物共用に関しては、
3:34:18	新検査制度以降、比率管理基準規則を適用して活動しておりますので、前のあの日、QMSに従った活動は、
3:34:29	ございませんので、品質管理基準規則に従った活動に、書き換えたいというふうに考えております。
3:34:37	規制庁コサクです。わかりました。それであれば移行後の活動で、淡々とその現状を説明いただくということで結構ですのでよろしく申し上げます。
3:34:49	日本原燃の方で承知いたしました。
3:34:54	規制庁コサクですちょっと説明等ストップして話をしてしまいました何が、その他で説明すべき、補足で説明すべきことってありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:06	日本原燃の野呂です。今回の変更の説明点としてはその編成のところ為主でございましたので、特に追加で変更説明する箇所についてはございません。
3:35:32	と、規制庁コサクです。状況はわかりました。これはあれですよ。今回QMSの部分だけってということになりますけど、ここのメインは人数とかの時点修正ということがメインだったと思う。
3:35:50	それもあれですか金曜日に提出ってことですか。
3:36:00	日本原燃大場です。はい。有責能力についても金曜日に整理資料の見直しを提出させていただこうと考えておりました。以上です。
3:36:10	はい。規制庁国分です。わかりました。高梨さんあと何かありますか。いや、という、高橋です。今のところちょっと一旦一旦修正ということですので、
3:36:21	特段ないんですがちなみに、ちょっと細かいところなんですけどこれ今回修正点下線を引いていただいているんですが、何か括弧書きの記号のところだけ線が引っ張るってところがちょっとそんなのは、ちょっとそのルールだけ。
3:36:36	教え、説明してください。
3:36:40	例えば31ページは括弧C-Cだけ下線引いてあったりですか、
3:36:44	次のページもDだけいいこれ。
3:36:47	このラベルラベルが変わったということなのかそれとも何か中身に少し修正があるのか、どちらなのかっていうのはやっぱ、
3:36:53	教えてください。
3:36:56	日本原燃の野呂です。中身の修正ではなくてラベルが変わったということでもちょっと下線を引かせていただきました。以上です。
3:37:05	何かちょっと見以前の時に比べると、ことバーが少し変わっ例えば品質マネジメントシステムとかその辺の言葉が変わったような、にも見受けられたけどそう言うというのではないということでもよろしいでしょうか。規制庁高橋ですけどもないということでもよろしいでしょうか。
3:37:22	愛知日本原燃の岡山です。こちら下線部につきましては昨年4月28日に申請したものからの変更点というところで下線部をし、
3:37:33	しております。以上です。はい、清野高橋さんわかりましたではもう一度全面全体的に見直すということですので、修正したもので確認したいと思います。
3:37:43	はい。私からは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:49	その他、質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
3:38:01	ないようでしたら振り返りの方お願いしてもよろしいでしょうか。
3:38:08	日本原燃の野呂です。
3:38:11	振り返りでございますけど、今、本日説明した資料では、QMSの変遷ということで、ジャックとかあと品証の技術基準を書いてございましたけど、
3:38:22	今回の変更申請にあたっては、新検査制度移行の期日管理基準規則を適用して活用しておりますので、その部分に焦点を当てた形で記載を見、全体的に見直して提出させていただきます。以上です。
3:38:40	ありがとうございました。
3:38:49	所詮中スケジュールはね、全部金曜日中だけないですよ。
3:38:56	今回、本日の資料はすべて確認し終わりましたので、最後、ごめんなさい、規制庁コサクですけど終わってない。わかりました。すいません。
3:39:11	日本原燃の野呂です。あと、本日は先日のヒアリングを受けて、
3:39:18	し、
3:39:20	税務処理9ということで従来、
3:39:23	許可のときにもお出ししたんですけど、今回の変更申請にあたって実施した設計管理の実績、
3:39:31	について、エビデンスであるとか、記録をもって、確かに実施しているというところの説明をさせていただくということで、
3:39:43	今回新たに整理資料として、レビジョン0でございますけど、その下の作成、
3:39:50	作成しましたので、これについて説明させていただきたい。
3:39:55	思っておりますけどよろしいでしょうか。すいません。よろしくお願ひします。はい。
3:40:05	はい。でも原燃の野呂です。
3:40:09	それでは、
3:40:11	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書と、
3:40:18	ということでこれに関する整理資料の説明をさせていただきます。
3:40:25	この添付書類9の記載内容っていうのは、まず、全体の説明させていただきますけど、
3:40:32	組織図の最新化を今回
3:40:36	お連れいたしますけど、それ以外の記載の変更はございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:42	ただ、それに関してはそれぞれ設計の実績があるものは、長期による活動を実施したという記載をしておりますので、今回この上記による活動を実施したというところの実績について、
3:40:55	補足説明資料ということで、エビデンスであるとかあと記録で、説明させていただきたいと思います。
3:41:04	それでは資料の方の
3:41:08	椎野さん、規制庁コサクです。すいません。説明の方向性はそれで構いませんが、今の
3:41:16	組織の変更についてが申請書側では変わると言われたのは、具体的にどのような内容でそれが影響ありなしとかっていうのだけ、まず説明いただいてもいいですか。
3:41:28	はい。
3:41:29	添付書類9の中では組織図というものを、1-19ページに引用してございます。この組織、組織をもって設計調達、あと
3:41:41	工事計画、設工認でとかそういったものをしますということを本文の中で引用してございますけど、この中で、
3:41:51	網掛けをしてるところがその事業に関わる組織ということでございますけど、この網掛けをしていないところの組織で、一部変更があったので、
3:42:01	この組織図を令和4年7月1日現在に、最新化するという、変更が、を行いますので、特にこの設計の体制だとか実績に、
3:42:12	影響するような組織の変更ではございません。
3:42:15	以上です。規制庁コサクですわかりました具体的にどれですか。
3:42:21	日本原燃の茂呂です。今の1-19ということで
3:42:27	組織図がついておりますけど、この左上の部分に、事務系の部分がございますけど、これはもうすでに最新活しておりますけど、ここに、
3:42:39	業務管理室という組織がございましたけど、これも
3:42:44	働き方改革本部に統合されたという組織を、組織改正を反映してございます。以上です。
3:42:53	規制庁コサクです。報告されたのであって、働き方改革本部自体が元からあって、
3:43:00	消え一つ消えただけっていう感じなのでところだと、変わってるどころわかんないってことですかね。
3:43:07	日本原燃のおっしゃる通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:43:10	規制庁コサクです。わかりました。では補足のほうの説明進めてください。
3:43:15	概略で結構ですのでよろしくお願いします。
3:43:22	日本原燃の楊です。
3:43:24	概略ということでございますのでええと、下のページでいつも3ということで、3.1というところがございますけど、これは今回の申請における、
3:43:36	設計に関わる組織体制のことでございますので、これは
3:43:42	補足説明資料の1-1ということで組織図の中で、今回の変更申請における設計調達に関わる組織をマーキングしたような形で、
3:43:56	実績を示しております。
3:44:00	本来になりますけど1-4ページ。
3:44:04	でございますけど、
3:44:06	今回の申請における、
3:44:08	設計の実績ということで3.3項、2案申請における設計に係る品質管理の方法というのがございます。
3:44:18	これも補足説明資料のという力が数の方を代表で説明させていただくと、2-3ということで、
3:44:29	通しページがついてないんですけど全体のページ、ページ数でいくと46ページ。
3:44:35	これになります。
3:44:38	46ページ目からですけど、設計の管理、設計の各段階の管理というのは、最初にこういった
3:44:47	設計の計画というものを作ります。
3:44:50	下のページでございますけど補足説明資料の2-3-4ページ。
3:44:56	なりますけど、設計の計画段階で、こういった実施区分とか、検討内容を書きまして、
3:45:06	設計の段階としては補足資料の2-3-6の1ページの51ページにありますけど、
3:45:13	ここにせっかく段階に適した設計レビュー検証、妥当性確認ということで、
3:45:20	あと有毒ガスであれば誘導9月の設計をするにあたっての設計Bの区分であるとか、設計レビューの内容をこの時点で計画をいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:45:30	また設計の検証ということで、設計のアウトプットの内容を確認するということで、こういった資料を使って設計の検証をするかといった設計も
3:45:42	計画を作った上で、設計を開始していくということになります。
3:45:47	また全体のスケジュールとしまして、
3:45:51	下のページの補足の3-10、
3:45:55	ページ番号で55ページになりますけど、全体としてこういった設計スケジュールというものを作りまして、設計レビューであるとか検証というものを、どういう時期にどういうタイミングでやっていくかと。
3:46:09	こういった設計の計画を作って、設計をスタートするというのが設計の全体の流れというか考え方になります。
3:46:21	で、ページで戻っていただきまして、1-4でございますけど、
3:46:27	そういった最初に設計の計画を作った上で、
3:46:32	今ちょっと申請書、
3:46:34	添付書類9では、
3:46:37	1の表の上に3.2ということで、これは本申請における設計の各段階と、その審査ということで、設計レビューの実績、設計レベルの管理方法を、
3:46:48	規定してますので、そこの設計理由については、本申請において上記による活動を実施したということで、こういったものに関しては、補足説明資料で、設計レビューのN-Sをつけるといったような補足説明資料で構成しております。
3:47:06	1個同じでございます、1-5ページであれば、3.3.1で設計に用いる情報の明確化ということで、
3:47:16	これも本申請において、長期による活動を実施したということで記載しておりますので、その設計に用いる情報を明確化したエビデンスとして乙、補足説明資料の、
3:47:28	5という形で説明をつけさせていただくというような資料になっております。
3:47:36	全体としては今のよう形で、上記による活動を実施したというものに対して、我々が実施した設計のエビデンス、あと記録で、
3:47:46	補足説明資料としてつけ、つけさせていただいたと。
3:47:51	というのがこの添付書類9になります。
3:47:54	最後のページでございますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:47:57	最後のページに補足説明資料 4-1 というものをつけさせて、
3:48:03	いただきました。
3:48:05	ここで、社員の補足として、本先生にあたって実施した、
3:48:11	設計活動に関わる品質管理の活動実績なしに関わる説明ということで、実績あるものはエビデンスで、説明はできますが、
3:48:22	実績のあるものについてはこの接続説明資料 4-1 で、今回の有毒ガスであるとか、廃棄物共用で、設計管理として、例えば調達による解析が、
3:48:35	なければ実施していないだとか、そういった活動実績がないものに関する説明をここでさせていただきます。
3:48:43	あと最後に 4 ポツ、及び後っていうふうに書いてますけど、
3:48:48	これも設計の実績が 2、3 ポツでございますけど、4 ポツがその後、要は、
3:48:56	許可をいただいた後の設工認の段階の管理の計画というものを記載してございますので、それに関しては、今後設置今日の段階で、
3:49:06	設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムであるとか、
3:49:10	R A W 添付書類品質マネジメントシステムに係る説明書にて説明するというようなことで附属説明をさせていただきました。全体の概要としては以上になります。
3:49:25	説明ありがとうございました。
3:49:27	それでは原子力規制庁から質問ありましたらお願いします。
3:49:36	規制庁コサクですちょっとまず申請書添付書類にはねるかもしれないようなところでの確認なんですけど、
3:49:43	全般的にワー体系的に、
3:49:49	基本ルールに基づいてみた電力で整理している基本ルールに基づいて書いているというところだと思います。実際に関係するところはお書きで実施したと書いていると言う古藤なんですけど、
3:50:02	その範囲調達ありなしです。
3:50:08	誘導ガスの方は、調査分析で調達かけてるということなので書いてあって、共用の方はやってないのでということで廃棄物管理の方の調達の部分は、なお書きが書いてないと。
3:50:24	言う古藤なのは理解をしたんですけど、
3:50:27	再処理のほうの 3 ポツ 6 の不適合管理ではなお書きが書いてあって、廃棄物管理の方はだけ書いてないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:50:38	いう状況なんですけど、これは、
3:50:44	再処理だとう補足 3-9 を見てくれというふうになっていて、
3:50:51	3-9、
3:50:56	の内容がどういうことであり、管理の方ではどうなってるのかみたいなのところを説明してもらえますか。
3:51:08	日本原燃のものです。
3:51:11	補足説明資料の 3-9 でございますけど、全体の通しページで 174 ページに、
3:51:18	なってございまして、これは原子力規制庁を提出した有毒ガス防護に関する整理資料の 1 不足ということで、規制庁へ提出する資料に、
3:51:30	一部不足があったということで、これは
3:51:33	適合という形で判断された
3:51:37	江藤資料になります。以上です。
3:51:40	規制庁コサクです。こんなの不適合って言うのかっていう感じはしますけど。
3:51:45	それ以前にもっと大きな不適合があって、審査会合でこんないろいろ等コメントを受けて、是正をしなきゃいけないっていうようなやつは不適合管理しないんですか。
3:52:03	日本原燃の尾上仙頭。
3:52:06	以前液状化の件の話とかございましたけど、そういったものも、J A 企画室っていう、我々のシステムの中に登録して、管理をしております。以上です。
3:52:21	規制庁コサクです。であれば、これをつけるというよりはそういう、一連会合で言われたようなことをどう是正してのるのかっていうことの方が大事だと思うんですけど。
3:52:37	そもそも申請で設計レベルとかをされていたにもかかわらず、こんな指摘をされるところは、
3:52:46	改善はされるんでしょうけど、不適合とまでは言いませんっていう部分はあろうかとは思いますが、
3:52:53	でも、J G A P すという意味であれば、入ってきてるわけで少し広めにつけておいてもいいような気はしますけどね。
3:53:27	規制庁コサクですけど聞こえてますか。
3:53:31	日本原燃石原でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:53:34	おっしゃっていただいている通り、1年近く、もともとの市における事項が理解できてないとか、申請者が書いたことが、ちょっと肝その規則要求と照らし合わせてもやっぱりおかしなところがあったということであるいろいろやりとりがあったのは理解をしています。
3:53:51	そのために人を追加で我々としても投入したいというのは、やはり不適合んとは言わないまでも何らかの問題があったからこうなってるわけで、現状J Xにそれを登録してるかという実態多分してないと思うので、
3:54:07	そこは正しく是正が必要なのかなと思いますそういったことで、社内こんだけ動かして人がいろいろ動いているのに、何ももうないのかっていうところは確か私も釈然としてないので、
3:54:18	ちょっとそこら辺、至急ちゃんと事実関係を調べた上で、対応させていただきたいと思います。以上です。
3:54:27	はい。規制庁コサクです
3:54:29	そういうこともあるんだろうなと思いつつ
3:54:35	言われるように、この体育館、あそこ、設工認の方ですけど、体育館の方に集まってとか、いろいろ会合なり何なりを踏まえて、対応しているのが
3:54:47	恒常的2なんていうすかね組織、組織の文化なり何なりに行くっていうことも含めてですね、こういうような取り組みになってくんだと思いますので、場合によっては補足説明資料はエビデンスだけじゃなくて、
3:55:02	そういったところの状況説明をした貯めるでも構いませんので、内容、
3:55:09	特にこれだけだと、何か、
3:55:12	本丸を忘れて、形式的にそれ整えてるっていうふうにはしか見えないので、その点は
3:55:20	意識をしてですねエビデンスでうまく表現できないものは説明するという対応いただければと思います。で、廃棄物管理の方は実績なしてなってるんですけど、
3:55:32	その関係からはどうなのかなと思う等、
3:55:38	ちょっとこの後変更管理系のところも見ますけど、一応は異物管理の変更は数関係しているというふうに言われてて、特に共用の範囲とかを、
3:55:51	会合を踏まえながら修正していったんだと思うんですけど。
3:55:55	それは不適合管理とは言うの、関連づける方がいいのか言わないのかって言ったところはどうですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:56:03	はい。弓削ネシアでございます。まず、これは私の個人的な今までの定期アップデのやりとりも含めてだと思えますけど
3:56:13	審査会合含めて特に今日というのはやっぱり何を許容するのか、どういう目的でっていうのをちゃんと整理をして申請をしてっていうところでやはりその範囲であったり対象の考え方であったりっていうのが、
3:56:25	うまく整理できなくていろいろ時間がかかってたというのがあると思えますんで、そういうところに対して何らか、いろいろ手当をしていない、社内でも議論も踏まえてやってきたというのもあると思うので、先ほどの抑圧と同じで、
3:56:39	そういった経緯をしっかりと整理をしてここの部分で書くと、何か改善したことがあるのであればそういうことを改善してきたってことがわかるようにぐじゃぐじゃ書かなくても、多分ある程度、やはりやってきたことだったり、何が問題だったと認識してるかっていうのがちゃんと
3:56:55	見えるように、整理をさせていただければと思います。以上です。
3:57:00	はい、規制直属です。その上で不適合というか言わないか申請書の添付書類のところになお書きを書くか書かないかっていうのは
3:57:10	その整理だけですのでお任せします。その上で、補足の方は今言われたようにプラスアルファも含めて、
3:57:19	つけていただきたいと。
3:57:20	ということでお願いをします。
3:57:26	日本原燃ので承知いたしました。
3:57:32	規制庁コサクです。その上今話をしたからっていうところなんですけど、
3:57:39	変更管理の関係で補足っていうのは、
3:57:45	3-3とかでしたっけ。
3:57:53	日本原燃のものでございます。設計における変更管理というのは、2の14日、
3:58:03	補足説明資料だと2-1034、これ設計も、とにかくエビデンスとしていうさせていただいておりますけど、ここの改定履歴。
3:58:16	説明することによって、設計の変更管理を実施していると、いうことを示したいと思ってつけております。
3:58:47	他質問等ございますでしょうか。すみません規制庁コサクです。マイクン言うとしてました。
3:58:57	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:58:58	ちょっとその変更管理と言いながら、添付されてるのが計画だというのでしっかりこなかったんですけど、計画変更の中で妥当性なり何なりを見ていきますと、
3:59:13	見ていってますということでということ。
3:59:18	あとは理解したんですけど、
3:59:22	3-3ってどこからどうひもづいてて何の説明なんでしたっけ。
3:59:41	4番目のものです。
3:59:43	今のご質問は
3:59:45	出野一井の7ページの3.3. 3の設計における変更という
3:59:52	うん。
3:59:54	ご質問でよろしいでしょうか。
3:59:57	ごめんなさい。補足の3-3です。
4:00:07	今のところ言うと3ポツ4ポツ2の供給者の選定っていうところに紐付けはされて、
4:00:16	いるんですけど、
4:00:25	これ、
4:00:31	あれ私見間違えたらいいのか。
4:00:34	実際のものを見る等、承認ルート紹介とかっていうふうになってて、これで何が説明したいんだっていうのがよくわかんないんですけどどういうことですか。
4:00:44	今現在ノ口でございます。
4:00:48	本文の1-7ページで、3.4. 2供給者の選定という
4:00:55	ことがございます。供給者の選定がございますけど、ここでは三つの活動が記載されていまして、一つは、まず
4:01:05	契約主管する課長の長への供給者の選定を依頼するとサービス事業部の主管部署から、資材の方に、
4:01:16	発注の依頼をするという行為と、それを受けた知久猪股というところが、
4:01:23	契約を主管する課所長ということで資材資材部になりますけど、資材部が調達先を選定する、供給者を選定すると。
4:01:33	ということが書いてます。供給者を選定する資材部は、供給者を選定したエビデンスとして、
4:01:43	各説明資料の3-3ということで、今システム部でございますので、この選定したウェブデンスっていうのはちょっとシステム管理になってま

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	すので、システムのN-Sをつけさせていただいたということでございます。
4:01:58	規制庁コサクですけどシステムなのは別に構わないんですけど、見てわからないんだったら説明してもらえませんか。
4:02:07	これでもう見て分かるものなんです私の読み方が悪いんですけどっていうなら、います。見方を見ていただだけでもいいんですけど。
4:02:17	できれば最初のページとかにそういうようなことを言っていて、つけていただくと見てわかると思うんですが、他はまだそのエビデンス見てこういう処置だっわからなくはないんですけど、
4:02:30	先ほどの変更管理は若干見づらかったんですけど、あ、すみません日本原燃瀬谷でございます。おっしゃっていただけてる通り、ちょっとこれを、
4:02:39	事前にキャッチアップして、ちゃんとできればよかったんですが、今例えば3-23-3もそうですけど、ただ画面がついてるだけあと他の施設補足についてレビデンスもですね、添付できるとこの説明をするのかっていうのとこれをもって何のエビデンスにしたいのかっていうのを、
4:02:59	ちゃんと補足説明資料の表紙の次にですね文章で書いて、
4:03:05	ベースも付けをして、ここがいわゆる、例えば調達先として、適切な場所を選んでいるというエビデンスが、3-3-3ですかね、この取引先推薦理由登録参照と書いてある。
4:03:17	内容を見て、これをもとにちゃんと承認行為を行ってます。システム上は、これを見て承認をしているので、承認画面とともに、これをつけてますとかそういう認可が上がるように説明書きを付け足すように、
4:03:31	設置します。はい。ちょっと事前に危ないと思っていたりだと思ったんですけど、間に合わせてしまう前に、はい。すみません。はい。規制庁コサクです。全般的にそういうところを見ておいてください。
4:03:44	他のやつはもう指摘指摘しませんのでよろしくお願いします。もう一つ、流れ的に次のA3の補足の3-5を見ていただくと、
4:03:56	これマスキングばかりなんですね。
4:04:00	マスキング理由が商業機密と書いてあるんですけど、確かに調達先とか金額とかは、商業機密と言っているのかなと思うんですけど。
4:04:11	提案理由みたいのところだとか、
4:04:15	提案事項観。
4:04:18	一番最初のところだとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:04:20	この辺りは本当に非開示にする必要あるのかっていう気がするんですけど、これはどういう考えなんですかね。
4:04:35	今私が言ったことも含めて開いちゃったらちょっと考えていただきたいんです。いえ、大丈夫です。
4:04:41	日本原燃石原です。すいません私も、今から今までの実績をもとに、相続で話をさせていただく部分も入ります。この社内で作っているいわゆる書類としての、
4:04:55	稟議であったりそういったものは、その内容自体を全体的にこれがマスキング、これがマスキングじゃないとかをやらずに、一般的には全体的にもマスキングと。
4:05:08	言って我々も社内の書類なのでということでやっていたと思います。ただそれでも、鳥羽家エリンギの番号を隠してなかったりですね、それも含めてやってることが、
4:05:20	今までの実績から考えると、まちまちな気もします。はっきり代表的にはですね社内の書類だからといって、あんまり今のところでマスキングするのは実際は実施金額であるとか、
4:05:32	あと部署はもうすでに、何だ、組織図とかでも見えてますし、
4:05:38	あとは我々の社内の会議等とかでももうすでにいろんな部分で推察されるものはマスキング対象になりませんあと予算の件名とかさすがに社内の事情もありますんで、
4:05:50	全部マスキングさせていただきますそういった意味でこの場合の中でもマスキングを本当にしなきゃいけないものとそうじゃないものと差別化できるはずだと思ってます。ただいま今までのやり方として、こういうものは処理意識っていうので、
4:06:04	やってしまったんだと思いますそこはもうちょっとこちらでも見て、整理をちゃんと正しくさせていただきたいと思います。以上です。
4:06:13	はい。
4:06:15	規制庁コサクですよろしくお願いします。これも他も含めてということで、よろしくお願いします。はい。他でもさっき見ながらっていうのがいっぱいありましたのですいません。
4:06:26	はい規制庁コサクですんなので、この後しゃべりにくいところが結構あるんですけど、若干、大丈夫かなと思う程度でしゃべっていきますのでよろしくお願いします。
4:06:39	バラバラと、ページがあった時あっち行ったりこっち行ったりはいけないかと思うので、その次の補足3-7、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:06:49	瀨病死がついてるんですけど、
4:06:53	これが何補足なのかは
4:06:57	説明いただくとし、この後節この後というか整理していただくとして、保有満了日が-32年6月という10年保存的なものになってるんですけど、
4:07:09	これって、10年保存で大丈夫なんですか。
4:07:28	ちょっと社内のルールを至急調べます。おっしゃっていただいているのはこういう事業変更許可に関わるようないわゆる設計の計画についての、
4:07:38	保存期間が10年おそらく、5年10年年頭確かあったはずなんですけど、根井ではなく、10年という区切りで果たしていいのかということだと思いますそこは今の記録の保存の期間の考え方をちょっと、
4:07:53	いろいろ調べさせていただいて、回答させていただきたいと思います。以上です。はい。
4:08:00	そういうことです。なので、そういったところも整理して見えるようなその最初の説明書きをつけていただければと思います。何でもかんでも年にする必要もないかと思いつつ、今後、
4:08:14	変更を検討するような時にも等考えてることがわからないっていうのだといけないと思いますので、その点残しておくべきものっていうのはこういうふうに残してますっていうことだとは思うんですけど、そういったところも含め、
4:08:26	まとめていただければ説明、
4:08:28	資料になるかなと思いますのでよろしくお願いします。はい。日本原燃志田でございますおっしゃっていただいた趣旨は理解をしました正直、今日午後1時から話をして例えば運搬ルートの話とかも含めて、
4:08:43	ちょっと時点に決めたこととの関係を将来にわたっていろいろと確認をしていくとなるとそれが保存されてなかったといった中でやって比較するんだって話にも、多分さかのぼっていけばなりますので、
4:08:54	そういうことも含めた上で何年保存、保存期間をどうすればいいのかってのはちょっと整理をさせていただきたいと思います。以上です。
4:09:03	はい。規制庁コサクですよろしくお願いします。
4:09:06	それで一番聞きたいのわあ、
4:09:12	まず形カクウ
4:09:14	所で話をした方がいいとは思うので、
4:09:19	13-1 ページですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:09:24	1 ページはあれか。
4:09:27	いえ、
4:09:30	ちょ、
4:09:34	補足 2-13 の、
4:09:39	4 ページからですかね内容的なところで言うと、
4:09:44	これで
4:09:47	これも前松木が何でしゃべりにくいんですけどしゃべっちゃいますねというところで、問題があったらすぐに行ってください。
4:09:58	ほぼ問題のないことが鍵繋がっているわけですが、
4:10:08	気になったのはさんはください。衛藤。
4:10:13	補足 236 ページ。
4:10:16	いって、設計レビューなんですけど、
4:10:20	その前のエビデンス安全委員会もかかっているんですけどここん安全委員会のチェックがされてないってのはどういうことですか。
4:10:31	はい。日本原燃石原でございます。私も調べていて、
4:10:37	後から入った人間ですので事実だけをまず述べさせていただきます。最初の計画で事業変更許可に係るものでもありますので設計レビューとしては、ルール上は設計審査委員会にかかるものの区分であったりとか安全委員会に
4:10:54	付議するもののルール上の区分というのがあります。安全委員会に関わるものっていうのは設計審査委員会でのレビューの中でも特に重要なもの、いわゆる安重の設備改造に係るようなものっていうのを抽出してルール上は安全委員会にかけるんだと。
4:11:10	ということです。当初計画を立てた時は今回事業変更許可に係るもので新しく規則が変えられて、有毒ガスに係る考慮と、
4:11:23	いうのをやるという形設備の設計も含めて全体をカバーして、規則適合性を目指すということで、安全委員会に、マイルドにルール上は対象としてドンピシャハマダないにしても前広にやるべきだろうということで当初計画では安全委員会のところの設計レビュー区分にチェックをしてあげました。
4:11:42	結果的には、安重といういわゆるルール上の対象物に労基署幅の部分ではないので、直接的にその安全委員会に付議する必要があるのかなのかという議論をした上で、結果的には、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:11:58	ルールに従ってということの整理をした上で、改定をした時には安全委員会のチェックは外したというのが事実関係でございます。以上です。
4:12:09	規制庁コサクですそれで言う等
4:12:13	ここ変えて照り気が
4:12:16	新しい
4:12:18	最新のものからつけていてどんどん古くなっているっていうことについて、
4:12:23	いて、改訂1の方だと安全委員会がチェックされてというのを今話を聞きながら見て、
4:12:31	確認をしました。
4:12:35	今回つけておられるのは、エビデンスとして設計員安全委員会つけておられるのは海底0番ということ。
4:12:45	ついてると理解をしましたが、あれですかね。
4:12:53	この設計レビューは、計画の改正の時期ということではなくて、
4:12:59	アウトプットを出す時期なの
4:13:04	ということでビジネスとしては進んもんなんだろう。
4:13:08	安全委員会が2回その改訂1についてということではなくて、
4:13:13	最初のその申請の時の1回だけっていうことですかね。
4:13:18	はい、乳井エリアでございます。おっしゃっていただいている通りでございます。
4:13:22	規制庁小阪です。その上改訂2の時2整理をしてということというのと、本、本来というか、ちゃん
4:13:32	と最初の時に検討していれば当初から安全委員会マターではなくて、レビューワー設計審査委員会で止まってたっていうことですか。
4:13:43	はい。二本木西田でございます。ルールにこれを審議しなさいと上げるもの項目との対比でいけばおっしゃっていただいている通りでございます。
4:14:00	今西でございます回りくどい言い方をしましたが、安全側に改造にかかるといったような安全委員会に付議すべき項目には伸び幅がないので、そこも含めて考えていけば当初から対象にならなかったと思ってます。
4:14:15	はい。
4:14:28	ごめんなさい。三好門馬でした。規定上は、事業変更許可、
4:14:34	がではなくて、安重に係る事業変更許可ってことですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:14:39	2本目のイシハラでございます。ですね、私の説明が中途半端だったかもしれませんが安全委員会に付議する観点というのがここで言うと二つありまして、あとは申請物としての付議、これは事業変更許可全般を指しています。
4:14:53	多分保安規定に変えて、安全委員会としての役割、もう一方設計レビューとしての役割で、設計審査委員会に加えて安全委員会に付議をするものというのが決められてます。この設計レビューの方はそちらの方を取ってます。
4:15:07	これは前回設計審査委員会に加えて安全委員会でやるものってのは、ルール上が、重度改造であったりということで項目が定められていて、それ以外のその他必要な場合もあるんですけども、具体的には項目として挙がっているのは安重改造みたいなものが挙がっているということでございます。以上です。
4:15:40	不正が聞こえないんですかまた、ごめんなさい。また、すみません、フィールドのオンオフを逆にやっちゃってたみたいです。そうしましたら設計レビューの区分の説明として規定類とかをつけといてもらえますか。
4:15:57	はい。評議員の石田でございます承知いたしました。
4:16:07	と、規制庁コサクです。
4:16:11	今回改定が2まであってなので012と三つついていると言う古藤ですけど、
4:16:26	と、
4:16:27	だからあれか、最初のさ、先ほど言われたように
4:16:34	履歴のところでは何でだとかってところ。
4:16:40	を説明いただければと思うんですけど。
4:16:44	よろしいですか。先ほど説明されたのかもしれないんですけどちょっと頭が回らなくて、
4:16:50	お願いします。
4:17:04	すみません、規制庁コサクですけど、聞こえてました。また私見落としました。はい。すみません二本木西田でございます。はい。
4:17:12	具体的にその設計の計画を改定したタイミングはおっしゃっていたようです新野さんに、コサク2-13-3というページに書いてある。
4:17:23	書いてない力のところにありますレビジョン改訂にまでです。
4:17:28	改訂1についてはこれは全体的に最小

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:17:34	の変更があったということです。
4:17:38	リビジョン1がついていると思います確かにこれ順番はですね、その体制の変更を受けて、あとスケジュールの最新化という意味で会計をしているのがリビジョン1でございます。
4:17:55	会計の方は、これは逆に言うと一つは、この体制の市見直しというものもありますし、あと今回今やらしていただいている、
4:18:09	補正等のスケジュールといったものがあって見える化できるというタイミングになったということで、修正をさせていただいたのが、7月11日のデビジョンでございます。
4:18:22	実際に多分設計の部分、計画の内容そのものが何か変わるかなということではないところが若干、個人的には、何かキックが違うんじゃないかなという気がしないでもないですけども理由としてはそういう理由で、
4:18:37	修正をし、改正をしたということでございます。以上です。
4:18:41	はい。規制庁コサクです。おっしゃる通りこの履歴のひず特に日付がよくわからんのです。
4:18:48	どちらかという、計画が進んで、ものができぐらいのタイミングのところまで全部改正されてですね、一つ目は申請時期になりますし、
4:19:00	二つ目は補正の最終段ということなので、甚だ理解ができなくて、その辺りも、しかもこれ全部がマスキングなので何とも言いづらいということですから、そのあたりちょっと説明をするように、この後入れる際に、
4:19:15	考えてください。
4:19:19	はい、与儀西田でございます。おっしゃっていることは十分理解をします私も後で見てってということで大変恐縮でございます。実際の社内のやり方でいきますと
4:19:31	onを違う事業部になりますけど、申し込む場合は改造計画書議会を改正する時のですね、目的こういう時には改正しなきゃいけないっていうキックになるようなタイミングをちゃんと
4:19:41	ルールに示したりとかこういう場合は逆に計画、その部分変更にあたらぬのでここはリジッドにとか、変更しなくてもいいよとかそういうことをちゃんとルール上、
4:19:52	定めてですね、設計変更を計画を変更する側が何を変更するチェックにしなきゃいけないかがわかるような感じでルール化もされています。そういうことも担当同じ会社ですので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:20:04	再処理であったり今MOXもそうですけどちゃんと反映して、適切なルールにするってのも、この活動の中では必要なことかなと思います。そういうこともしっかりと展開できるようにかつ、この中でちゃんと説明が、
4:20:18	正しく伝わるようにですね補足説明を追加をさせていただきたいと思います。以上です。
4:20:25	はい、規制庁不足ですよろしくお願ひします。具体的には今回であれば既許可に立ち返ってと言われた時に、改めて考え直して、全体構成し直したというのはまさに設計変更だと。
4:20:38	私はいたので、その時に計画変更がされてなかったっていうのは若干ショックなところですよ。今後そういうところも念頭にどうしていくのかっていうのを考えて、場合によっては今後はこうしますということも書いていただいたらいいかと思ひますのでよろしくお願ひします。
4:20:58	その他、質問等ございますでしょうか。
4:21:04	規制庁コサクです。
4:21:07	その上の補足については、
4:21:13	設計リブだった李先生に当たってのプロセス踏んでいるところのエビデンスということ。
4:21:22	先ほど、レビューをどこの範囲でとかっていうところは補足いただけるといふことなので、それで見えていければいいかなとは、
4:21:34	思ふんですけど、
4:21:39	そうだな。
4:21:48	これ、
4:22:04	すいませんちょっとページがうまく開けなくてあれなんです先ほど順番も云々と言われましたけど、
4:22:13	有毒ガスの関係等廃棄物共用の関係で、それぞれついてるような感じがするんですけど順番が逆転をしていたりとか、
4:22:25	いうのもあるのでちょっと整理をしていただきつつレビューの段階が3段階あって、それぞれコメントがついて修正をしたりとかっていうことは、
4:22:37	があったみたいなんですけど、それぞれ次の段階までに間に合ふように手順を踏んでいてっていう感じと読み解きましたけど。
4:22:48	そういう感じで運用されたってことでいいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:22:51	はい、弓削西田でございますはい。実態としてそういうことでございます。
4:22:58	はい、わかりました。ちょっと順番が逆に教えたんでそこは最初混乱したんですけど、状況はわかりました。
4:23:07	で、レビューの内容とカーを見る等、
4:23:15	例えば、
4:23:18	補足 2-2-5 とかですね。
4:23:22	マスキングされてますけどいろいろと質疑があっ、それなりに内容はなされているなとは思いつつ、
4:23:31	申請された後囊 Q A
4:23:36	でもそのヒアリングで似たような話をしていたりというようなことがあってですね。
4:23:41	このあたりこんな話してるんだったら補足説明資料作って対応できただろうっていう気もするんですけどそのあたりの実情ってどうなんですかね。
4:23:56	はい、与儀西原でございますそういう意味で設計審査委員会なりは、今までの許認可の実数、
4:24:07	経験のある人間も含めてある程度役職者がそろってやりとりします。実際出た質問とか確かにそうですね。事前に出てるならちゃんと申請書なり補足説明資料に反映すればっていうのは、
4:24:20	おっしゃる通りだと思いますがどうしてもうちの人間は、ここはここ、あそこはそこあちはあっちじゃないですけど、個別に考えて何か全然リンク取れないっていうのが、
4:24:30	非常に多いですそういうところをちゃんと直していかないといけないとは思ってます。理念にあって事前にという、
4:24:38	鶏があったんだ、そういう資料をちゃんと反映していく。今回の補足説明してもですねいろいろすったもんだありましたただ、やっぱりその前の許可でやっていた時にどういう補足をつけなきゃいけないかっていう程度感であったり、というのはわかっていたはずでそれが、
4:24:56	うまく引き継がれてないっていうのも、最大の何か悪さ加減な気がします。そういうのちゃんと受け継いでいくっていうことを、MOXの時に整理資料を設工認側に引き渡すっていうのはほとんど同じ人間が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:25:13	受けたのであまり正式に紙としてってわけじゃないですけどその紙にですねやはり、なんでここそこを使うことになったのかっていうのをちゃんと書いてボタンタッチをするってことをやりました。
4:25:24	なのでやはりそういうことをちゃんと記録として残していくっていう活動が、多分次への繋がりであったり違う事業変更許可でのいろんな資料のつくり込みでの、
4:25:34	終わりになるんだろうなと。
4:25:36	ただそういうところをやっぱりメニューとしてやっていかないといけないのでまだまだ弱いなと思っております。以上です。
4:25:43	はい。そういうことだと思います。せっかく中で話をして、こういうことがポイントなんだなっていうことは気づけるタイミングがあったのに、それ整理をしないので、またヒアリングで同じこと言われて、対応が発生してと。
4:25:59	いうことだと思いますので我々の申請時期にちゃんと整理して一式出すだよねっていう意味は、そういうことによって原燃がしっかりと中で議論しているというさまが見れるという機会になりますので今後そういうことがないように、
4:26:13	反映をしておいてもらえればと思います。
4:26:20	ちょっとすごいバラバラとお話しましたけど、
4:26:25	気になったというのは大体そんなところなので、また記載拡充なり整理をしていただいたところで見たいと思います。私からは以上です。
4:26:40	そのほか質問等ございますでしょうか。
4:26:54	ないようでしたら、これで、
4:26:57	本日予定していた議題は、
4:27:01	以上になります。
4:27:14	何かすいません、振り振り返り忘れてました。振り返りをお願いしてよろしいでしょうか。
4:27:23	日本原燃の野呂です。ちょっと振り返りをいたします。大きく、
4:27:29	3点ほどございました。
4:27:32	1点目、1番目は不適合の管理のところ、ちょっとエビデンスをつけておりましたけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:38	衛藤、審査会合とか、そういったところで、大きな指摘を受けて、体制の変更とか、そういったことをやってございますので、そういった改善したっていうところがわかるような、
4:27:51	エビデンスをちょっと考えて、今回新たにつけると。
4:27:56	で、それはもう、不適合とはなっていないのであれば、
4:28:02	今回の申請書の中で裏書をどうするかっていうところも含めて、ちょっと検討した上で、
4:28:09	修正したいと思います。
4:28:11	ちょっと2点目は全般的に、本日付けさせていただいた補足説明資料は、チェックシートだとかシステムの
4:28:21	帳票を作ってるっていうようなことで、それをもって何を説明したいのかっていうのが非常にわかりにくい資料になっておりましたので、
4:28:31	補足説明資料の後に、1枚説明書を追加して、をさせていただきたいと思います。そのときに、本日、特に議論になったのが、
4:28:43	と、ちょっと調達のシステムの打ち出しのご苦勞であるとか、あと設計変更の考え方、これに関しては、
4:28:54	藤。
4:28:56	今接近計画の、
4:28:59	改正履歴で、というお話をさせていただきましたけど、そこはきちんと変更の考え方を書くと、特にその2、計画、その変更しなかった理由というものも、
4:29:13	必要であれば記載するというのと、あと、これらの整備方針のお話であるとか、こういったところもちょっと具体的にご指摘ありましたので、こういったところも含めて全般的に説明書を追加いたします。
4:29:28	3点目は町勤務に関しては、特に差別化せずに、意識でこう差別化しているようなところが、マスキングしてるようなところが、
4:29:40	ございましたので、資金の範囲を改めて整理をしてマスキングし直すという会をさせていただきたいと思います。大城。大きくこの3点が能勢振り返りになります。以上です。
4:29:55	振り返りの方はありがとうございました。
4:29:59	それでは、今日の議題はこれですべて終了しましたので、原燃側から今後のスケジュール等まずちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。
4:30:10	資料提出等のスケジュールを説明してでもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:30:24	はい。逃げイシハラでございます。まず、午後一番からしていただいた いう6場数の、
4:30:33	問題部分、あと、共用の本体部分ですねそこは15日、
4:30:39	までに、15日に、補足説明資料も含めて一式出させていただくという整理 をさせていただきます。そのあとにありました技術的能力も含めた一 連のものにつきましても、
4:30:53	まずは、15日を目指したいと思いますちょっとマスキングとの関係の整理 も含めてちょっと社内で整理をするのに若干時間かかるかもしれない んでそこは含めて
4:31:06	資料としてできたものをお出しして、公開版の提出時期をまだ調整させ ていただくとかそれをもって何も出ていかないとかさすがに中身を見てい ただくこともできませんので、その辺の事務的な調整をさせていただく ということを踏まえた上で、
4:31:20	なるべく15日に提出をさせていただくということで考えさせていただ ければと思います。以上です。
4:31:26	ありがとうございました。
4:31:28	それではまた規制庁から連絡事項その他等ございますでしょうか。
4:31:38	または日本原燃からこちらに連絡事項等ありますでしょうか。
4:31:44	はい、日本のイシハラでございますこちら特にございません。ありがと うございます。
4:31:49	それではよろしければ本日のヒアリングを終了しようと思います。
4:31:53	お疲れ様でした。
4:31:56	録音いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。